

全国経営協会員法人限定資料

法改正を踏まえた法人経営の確立に向けて

社会福祉法改正ハンドブック

平成 29 年度 社会福祉法改正関連資料集



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

平成 30 年 3 月 31 日

全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会／地域共生社会推進委員会

平成 29 年度 社会福祉法改正関連資料集 目次

【地域における公益的な取組】

- ① 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について…………… 1
(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発 0123 第 1 号／平成 30 年 1 月 23 日)
- ② 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正
について…………… 6
(厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知 雇児発 0329 第 5 号・社援発 0329 第 47 号・老
発 0329 第 31 号／平成 29 年 3 月 29 日)
- ③ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正
について…………… 18
(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等関係課長連名通知 雇児福発 0329 第 4 号・社援基発 0329
第 2 号・障障発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 2 号／平成 29 年 3 月 29 日)
- ④ 「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
の一部改正について…………… 37
(内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 府子本第 225
号・雇児発 0406 第 2 号／平成 29 年 4 月 6 日)
- ⑤ 「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』
の運用等について」の一部改正について…………… 47
(内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省雇用均等・児童家庭
局保育課長連名通知 府子本第 228 号・雇児保発 0406 第 1 号／平成 29 年 4 月 6 日)
- ⑥ 「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」…………… 57
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等関係課長連名通知 雇児総発 0331 第 5 号・社援保
発 0331 第 9 号・障企発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老推発 0331 第 1 号・老高発 0331
第 1 号・老振発 0331 第 2 号・老老発 0331 第 1 号／平成 29 年 3 月 31 日)
- ⑦ 「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」…………… 59
(厚生労働省健康局健康課長等関係課長連名通知 健健発 0331 第 1 号・雇児総発 0331 第 4 号・社
援地発 0331 第 1 号・障企発 0331 第 1 号・老振発 0331 第 1 号／平成 29 年 3 月 31 日)
- ⑧ 「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」…………… 62
(厚生労働省／平成 28 年 3 月)

【社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画】

- ⑨ 社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について…………… 93
(厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知 雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発
0124 第 1 号／平成 29 年 1 月 24 日)
- ⑩ 「「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一
部改正について…………… 147
(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発 0123 第 2 号／平成 30 年 1 月 23 日)
- ⑪ 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について…………… 151
(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発 0124 第 1 号／平成 29 年 1 月 24 日)
- ⑫ 「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A (vol. 3)」について…………… 154
(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 事務連絡／平成 30 年 1 月 23 日)

【法人組織運営】

- ⑬ 『ちょっと教えて！経営協』に寄せられたよくある質問とその回答集…………… 198
(全国経営協 制度・政策委員会 地域共生社会推進委員会／平成 29 年 11 月 29 日)
- ⑭ 社会福祉法人の理事会・評議員会開催等にかかる文書例…………… 226
(全国経営協 保育事業経営委員会／平成 30 年 2 月 6 日)

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

社会福祉法人（以下「法人」という。）による「地域における公益的な取組」については、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられたところです。

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

こうした中、法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、「地域における公益的な取組」については、法人がより一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、当該取組に係る運用について、下記のとおり解釈を明確化することとしたので、御了知の上、管内市区町村又は関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行により、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号当職通知）は廃止しま

す。

また、本通知のうち、4の規定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、

法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

2. 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 法第 24 条第 2 項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第 24 条第 2 項に規定するとおり、次の①から③までの 3 つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に 1 回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につなげることができるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

(5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、

実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

3. 定款上の位置付けについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものではない取組については、定款の変更は不要である。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に規定のとおり、定款の変更は不要である。

4. 所轄庁の役割について

「地域における公益的な取組」は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等の状況なども勘案しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものであることから、所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導は行わないこと。

ただし、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、当該取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言するものとする。

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。

雇児発0329第5号
社援発0329第47号
老発0329第31号
平成29年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の
一部改正について

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）等により定めているところである。

今般、平成29年4月1日より、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が施行され、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされていること等を踏まえ、運営費について、地域の福祉ニーズ等を踏まえた多様な事業に柔軟に活用できるよう、より弾力的な運用を図るため、本通知を別添のとおり改正し、平成29年4月1日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長、老健局長連名通知（平成 16 年 3 月 12 日雇発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号）により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成 16 年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。	雇用均等・児童家庭局長 社援発第 0312001 号 老発 第0312001 号 平成 16 年 3 月 12 日 (最終改正：平成 24 年 3 月 28 日) 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長、老健局長連名通知（平成 16 年 3 月 12 日雇発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号）により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成 16 年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
 (平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成 5 年 3 月 19 日社援施第 39 号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。 1 運営費の弾力運用が認められる要件について 本通知に定める運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものであること。 ただし、(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるものとする。 (1) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号・社援発第 1274 号・老発第 273 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。 (2) 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2395 号厚生省社会・援護局長通知）など、別表 1 に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。 (3) 「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。 (4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の①又は②が実施されていること。 ① 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決	なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成 5 年 3 月 19 日社援施第 39 号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。 1 運営費の弾力運用が認められる要件について 本通知に定める運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものであること。 ただし、(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるものとする。 (1) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号・社援発第 1274 号・老発第 273 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。 (2) 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2395 号厚生省社会・援護局長通知）など、別表 1 に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。 (3) 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。 (4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の①又は②が実施されていること。 ① 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日障第 452 号・社援第 1352 号・老発第 514 号・児発第 575 号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。 ② 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」(平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。	の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日障第 452 号・社援第 1352 号・老発第 514 号・児発第 575 号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。 ② 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成 16 年 5 月 7 日雇児発第 0507001 号、社援発第 0507001 号、老発第 0507001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。
2 対象施設について (別表 2) 本通知の対象となる施設は、別表 2 の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設については、直接授産事業活動にかかる経費 (授産事業活動に要する設備の償却を含む。)を除いた部分について本通知を適用するものとする。	2 対象施設について (別表 2) 本通知の対象となる施設は、別表 2 の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設については、直接授産事業活動にかかる経費 (授産事業活動に要する設備の償却を含む。)を除いた部分について本通知を適用するものとする。
3 運営費等の使途範囲について (1) 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもの、事業費については、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。 (2) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発	3 運営費等の使途範囲について (1) 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもの<u>であり</u>、事業費は、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。 (2) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
 (平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。 ① 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 ② 施設整備等積立金 建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金 (3) 運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等(別表 3)の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。 (4) サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)において発生した預貯金の利息等の収入(以下「運用収入」という。)については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(以下、「社会福祉法」という。)第 2 条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。	生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。 ① 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 ② 施設整備等積立金 建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金 (3) 運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等(別表 3)の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。 (4) サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)において発生した預貯金の利息等の収入(以下「運用収入」という。)については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(以下、「社会福祉法」という。)第 2 条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(削除) 4 前期末支払資金残高の取扱いについて 前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。 (削除) なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の 30% 以下の保有とすること。 (1) 法人本部の運営に要する経費 (2) 同一法人が運営する社会福祉法第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業の運営に要する経費 (3) 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費	に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。 なお、経過的に平成 26 年度まで適用することが可能な、平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「旧会計基準」という。)を適用する法人については、「サービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」）を「施設経理区分」と読み替えるものとする（以下同じ。）。 4 前期末支払資金残高の取扱いについて 前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。 ただし、(3) の公益事業への充当は、当該施設の前期末支払資金残高の 10% を限度とする。 なお、当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の 30% 以下の保有とすること。 (1) 法人本部の運営に要する経費 (2) 同一法人が運営する社会福祉法第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業の運営に要する経費 (3) 同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
5 運営費の管理・運用について (1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安 全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。 (2) 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各 事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得な い場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事 業区分以外への貸付けは一切認められないこと。 (削除) 6 法人の事業経営に係る指導監督について 法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指 導を行うこと。 また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものである ことから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行 うこと。 (1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、 厳正に審査を行わねたいこと。 特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収 支計算書については、各会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経 年の整合性についても審査を徹底されたいこと。	業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われ る事業及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める指定居宅 サービス事業等の運営に要する経費 5 運営費の管理・運用について (1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安 全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。 (2) 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各 事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得な い場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事 業区分以外への貸付けは一切認められないこと。 なお、旧会計基準を適用する場合には、「各サービス区分、 各拠点区分及び各事業区分」を「各施設経理区分、本部経理区分又は 収益事業等の特別会計」と読み替えるものとする。 6 法人の事業経営に係る指導監督について 法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指 導を行うこと。 また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものである ことから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行 うこと。 (1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、 厳正に審査を行わねたいこと。 特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収 支計算書については、各会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経 年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(削除) (2) 経理の審査は各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)にとどまらず、運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についても審査を行わねたいこと。 また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまらず、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不適当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。 (削除) (3) 監査等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。 ① 入所者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、新規入所措置の停止又は当該施設の入所者の他の施設への措置替えを行うこと。 ② 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。 ただし、遡及適用は行わないこと。 ③ 本通知による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。 (4) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、前記(3)によ	なお、旧会計基準を適用する場合には、社会福祉事業に関する会計単位以外の各会計単位の整合性についても、審査を徹底されたいこと。 (2) 経理の審査は各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)にとどまらず、運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についても審査を行わねたいこと。 また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまらず、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不適当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。 なお、旧会計基準を適用する場合には、「サービス区分、拠点区分及び事業区分」を「経理区分及び特別会計」と読み替えるものとする。 (3) 監査等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。 ① 入所者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、新規入所措置の停止又は当該施設の入所者の他の施設への措置替えを行うこと。 ② 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。 ただし、遡及適用は行わないこと。 ③ 本通知による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。 (4) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、前記(3)によ

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
 (平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
る制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。 (別表 1) - 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成 12 年 10 月 25 日社援第 2395 号) - 障害者支援施設等に係る指導監査について (平成 19 年 4 月 26 日障発第 0426003 号) - 老人福祉施設に係る指導監査について (平成 12 年 5 月 12 日老発第 481 号) - 児童福祉行政指導監査の実施について (平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号)	る制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。 (別表 1) - 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成 12 年 10 月 25 日社援第 2395 号) - 障害者支援施設等に係る指導監査について (平成 19 年 4 月 26 日障発第 0426003 号) - 老人福祉施設に係る指導監査について (平成 12 年 5 月 12 日老発第 481 号) - 児童福祉行政指導監査の実施について (平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(別表 2) 1 生活保護法 (昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号) による保護施設 2 身体障害者福祉法 (昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号) による身体障害者社会参加支援施設 (視聴覚障害者情報提供施設に限る。) 3 老人福祉法 (昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号) による老人福祉施設 (養護老人ホームに限る。) 4 売春防止法 (昭和 31 年 5 月 24 日法律第 118 号) による婦人保護施設 5 児童福祉法 (昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号) による児童福祉施設 (保育所を除く。)、児童自立生活援助事業 (「児童自立生活援助事業の実施について」(平成 10 年 4 月 22 日雇児発第 344 号)に基づく事業)を行うための施設 (以下「自立援助ホーム」という。) 及び小規模<u>住居</u>型児童養育事業 (「小規模住居型児童養育事業の運営について」(平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号)に基づく事業)を行うための施設 (以下「ファミリーホーム」という。)	(別表 2) 1 生活保護法 (昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号) による保護施設 2 身体障害者福祉法 (昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号) による身体障害者社会参加支援施設 (視聴覚障害者情報提供施設に限る。) 3 老人福祉法 (昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号) による老人福祉施設 (養護老人ホームに限る。) 4 売春防止法 (昭和 31 年 5 月 24 日法律第 118 号) による婦人保護施設 5 児童福祉法 (昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号) による児童福祉施設 (保育所を除く。)、児童自立生活援助事業 (「児童自立生活援助事業の実施について」(平成 10 年 4 月 22 日雇児発第 344 号)に基づく事業)を行うための施設 (以下「自立援助ホーム」という。) 及び小規模<u>居住</u>型児童養育事業 (「小規模住居型児童養育事業の運営について」(平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号)に基づく事業)を行うための施設 (以下「ファミリーホーム」という。)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(別表 3) 1 生活保護関係施設 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 老人福祉関係施設 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設 次の事業を行うための施設 ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号) 3 介護保険関係施設 介護保険法 (平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号) 第 115 条の 38 に規定する地域支援事業を行うための施設 4 障害者関係施設 障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設 次の事業を行うための施設 ・ 障害者自立支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び同条第 17 項に規定する一般相談支援事業並びに特定相談支援事業	(別表 3) 1 生活保護関係施設 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 老人福祉関係施設 老人福祉法 (昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設 次の事業を行うための施設 ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号) 3 介護保険関係施設 介護保険法 (平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号) 第 115 条の 38 に規定する地域支援事業を行うための施設 4 障害者関係施設 障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設 次の事業を行うための施設 ・ 障害者自立支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び同条第 17 項に規定する一般相談支援事業並びに特定相談支援事業

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
事業並びに特定相談支援事業 ・ 「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号) 5 婦人保護施設 6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 障害児入所施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 自立援助ホーム ファミリーホーム 次の事業を行うための施設 ・ 児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業及び同条第 6 項に規定する障害児相談支援事業 (削除) ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第 7 項に規定する一時預かり事業 7 社会福祉関係施設 授産施設	・ 「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号) 5 婦人保護施設 6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 障害児入所施設 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 自立援助ホーム ファミリーホーム 次の事業を行うための施設 ・ 児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業及び同条第 6 項に規定する障害児相談支援事業 ・ 「保育対策等促進事業の実施について」(平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号) 中別添 1 ・ 「平成 23 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(平成 23 年 9 月 30 日 雇児発 0930 第 1 号) 中別添 4 (4)、(5)、(6) 7 社会福祉関係施設 授産施設

雇児福発 0329 第 4 号
社援基発 0329 第 2 号
障 障発 0329 第 1 号
老 高発 0329 第 2 号
平成 29 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（公 印 省 略）

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の
一部改正について

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日付け雇児発第 0312001 号・社援発第 0312001 号・老発第 0312001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）及び「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日付け雇児福発第 0312002 号・社援基発第 0312002 号・障障発第 0312002 号・老計発第 0312002 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知）等により定めているところである。

今般、平成 29 年 4 月 1 日より、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）が施行され、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされていること等を踏まえ、運営費について、地域の福祉ニーズ等を踏まえた多様な事業に柔軟に活用できるよう、より弾力的な運用を図るため、本通知を別添のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底

を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務进行处理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中 核 市 雇用福祉発第 0312002 号 社援基発第 0312002 号 障 障 発第 0312002 号 老 計 発第 0312002 号 平成 16 年 3 月 12 日 (最終改正：平成 29 年 3 月 29 日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 標記については、平成 16 年 3 月 12 日雇用福祉発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 (以下「局長通知」という。)) をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。	都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中 核 市 雇用福祉発第 0312002 号 社援基発第 0312002 号 障 障 発第 0312002 号 老 計 発第 0312002 号 平成 16 年 3 月 12 日 (最終改正：平成 24 年 3 月 28 日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 標記については、平成 16 年 3 月 12 日雇用福祉発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 (以下「局長通知」という。)) をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成 5 年 3 月 19 日社援施第 40 号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。	なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成 5 年 3 月 19 日社援施第 40 号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。
別紙	別紙
(問 1) 局長通知の 1 の (1) について「適正な法人運営が確保」及び 1 の (2) について「適正な施設運営が確保」されているとは、 どういうことを言うのか。 (答) 1 「適正な法人運営の確保」とは主に次のようなことを言う。 (1) 役員・評議員の選任及びその配置、理事会・評議員会の開催等、組織運営が適正になされていること。 (2) 社会福祉法人が行う社会福祉事業等が適正に行われていること。 (3) 人事管理、資産管理及び会計管理等が適正に行われていること。	(問 1) 局長通知の 1 の (1) について「適正な法人運営が確保」及び 1 の (2) について「適正な施設運営が確保」されているとは、 どういうことを言うのか。 (答) 1 「適正な法人運営の確保」とは主に次のようなことを言う。 (1) 役員の選任及びその配置、理事会や評議員会の開催等、組織運営が適正になされていること。 (2) 社会福祉法人が行う社会福祉事業等が適正に行われていること。 (3) 人事管理、資産管理及び会計管理等が適正に行われていること。
2 「適正な施設運営の確保」とは主に次のようなことを言う。 (1) 入所者の意向や希望等を尊重するよう配慮がなされている等、適切な入所者処遇の確保がなされていること。 (2) 必要な規定の整備や配置基準に基づき職員の配置等、施設の運営管理体制が確立されていること。 (3) 労働時間の短縮等労働条件の改善や職員の資質向上のための研修等の実施、職員の確保及び定着化に対する積極的な取り組み等、必要な職員の確保や職員処遇の充実が図られていること。	2 「適正な施設運営の確保」とは主に次のようなことを言う。 (1) 入所者の意向や希望等を尊重するよう配慮がなされている等、適切な入所者処遇の確保がなされていること。 (2) 必要な規定の整備や配置基準に基づき職員の配置等、施設の運営管理体制が確立されていること。 (3) 労働時間の短縮等労働条件の改善や職員の資質向上のための研修等の実施、職員の確保及び定着化に対する積極的な取り組み等、必要な職員の確保や職員処遇の充実が図られていること。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(問 2) 局長通知の 1 の (3) について、<u>貸借対照表及び収支計算書の公開は、具体的な点のように行うのか。</u> (答) <u>(削除)</u>	(問 2) 局長通知の 1 の (3) について、<u>貸借対照表及び収支計算書の公開は、社会福祉法人会計基準に基づき財務諸表によらなくてはならないのか。</u> また、<u>財務諸表の公開は具体的にどのように行うのか。</u> (答) 1 財務諸表の公開については、情報公開に対応した簡潔、明瞭な社会福祉法人会計基準によることとしたところである。 従って、公開すべき計算書類は、平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「新会計基準」という。) 第 1 章 2 により作成された財務諸表とする。 なお、経過的に平成 26 年度まで適用が可能で、平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「旧会計基準」という。) を適用する法人について、公開すべき計算書類は、旧会計基準第 6 条により作成された計算書類とし、医療型障害児入所施設及び助産施設は、病院会計準則により作成された財務諸表、授産施設については、授産施設会計基準により作成された計算書(養護老人ホームについては指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針により作成された計算書を含む。) をそれぞれ公開するものとする。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。	表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。
(問 4) 局長通知の 1 の (4) の②の第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのようなものか。	(問 4) 局長通知の 1 の (4) の②の第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのようなものか。
(答) 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関による評価によりサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。 このため、原則として局長通知の 1 の (4) の②の通知で示している指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。	(答) 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関による評価によりサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。 このため、原則として局長通知の 1 の (4) の②の通知で示している指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。
2 第三者評価の結果の公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。	2 第三者評価の結果の公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。
(問 5) 局長通知の 1 に「(4) についてののみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。	(問 5) 局長通知の 1 に「(4) についてののみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。
(答) 局長通知の 1 の要件を全て満たす法人については、適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。 しかしながら、同通知の 1 の (4) の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分ことから、次のと	(答) 局長通知の 1 の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。 しかしながら、同通知の 1 の (4) の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分ことから、次のと

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
おり取扱うものとする。 なお、次の 1 及び 2 以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。 1 運営費等の使途範囲について (1) 運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（注 1）及び在宅福祉事業を行うための施設（注 2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。））の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。 注 1：措置費（運営費）等補助対象施設 ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ 障害児入所施設 ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ <u>児童心理治療施設</u> ・ 児童自立支援施設 ・ 保育所 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム	おり取扱うものとする。 なお、次の 1 及び 2 以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。 1 運営費等の使途範囲について (1) 運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（注 1）及び在宅福祉事業を行うための施設（注 2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。））の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。 注 1：措置費（運営費）等補助対象施設 ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ 障害児入所施設 ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ <u>情緒障害児短期治療施設</u> ・ 児童自立支援施設 ・ 保育所 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
・ 婦人保護施設 ・ 軽費老人ホーム ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 ・ 社会事業授産施設 注 2：在宅福祉事業を行うための施設 ・ 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設 ・ 「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331003 号） ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号） ・ 介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 115 条の 38 に規定する地域支援事業 (削除) ・ <u>児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第 7 項に規定する一時預かり事業</u> ・ 「児童家庭支援センターの設置運営について」（平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号） ・ <u>児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業</u>（ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。）	・ 婦人保護施設 ・ 軽費老人ホーム ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 ・ 社会事業授産施設 注 2：在宅福祉事業を行うための施設 ・ 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設 ・ 「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331003 号） ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号） ・ 介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 115 条の 38 に規定する地域支援事業 ・ 「保育対策等促進事業の実施について」（平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号）中別添 1 ・ 「平成 23 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成 23 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 1 号）中別添 4（4）、（5）、（6） ・ 「児童家庭支援センターの設置運営について」（平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号） ・ 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日 18 文科生第 587 号・雇児発第 0330039 号）中別添 2（ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。）

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」—新旧対照表—

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
・ 「地域生活支援事業の実施について」 (平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号) (2) 各サービス区分 (サービス区分を設けない場合は「各拠点区分」以下同じ。) において発生した運営費の運用収入について、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費 (人件費及び管理費) 相当額から生じるであろう運用収入 (当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入) を限度とする。 (削除) (3) ① 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成 (注) の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使途及び使用計画において大規模修繕、業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機の購入、又はマイクロスバスの購入等が予定されている場合は、国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができ る。 この場合の経理処理は、支出の目的に応じて、各施設経理区分の修繕積立金及び備品等購入積立金から充当すること。 ア 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金	・ 「地域生活支援事業の実施について」 (平成 18 年障発第 0801002 号) (2) 各サービス区分 (サービス区分を設けない場合は「各拠点区分」以下同じ。) において発生した運営費の運用収入について、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費 (人件費及び管理費) 相当額から生じるであろう運用収入 (当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入) を限度とする。 なお、旧会計基準を適用する場合には、「各サービス区分 (サービス区分を設けない場合は「各拠点区分」)」を「施設経理区分」と読み替えるものとする (以下同じ。) (3) ① 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成 (注) の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使途及び使用計画において大規模修繕、業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機の購入、又はマイクロスバスの購入等が予定されている場合は、国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができ る。 この場合の経理処理は、支出の目的に応じて、各施設経理区分の修繕積立金及び備品等購入積立金から充当すること。 ア 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
イ 修繕積立金 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金 ウ 備品等購入積立金 業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金 注：使用計画の作成について ・ 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・ 修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・ 備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ② 各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上止むを得ない場合については、使用を認めて差し支えない。 2 前期末支払資金残高の取扱いについて 前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に貴職に協議させ、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないものとする。	イ 修繕積立金 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金 ウ 備品等購入積立金 業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金 注：使用計画の作成について ・ 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・ 修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・ 備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ② 各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上止むを得ない場合については、使用を認めて差し支えない。 2 前期末支払資金残高の取扱いについて 前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に貴職に協議させ、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないものとする。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度の<u>サービス</u>区分の収入予算額の 3 % 以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない。	なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度の<u>施設経理</u>区分の収入予算額の 3 % 以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない。
(問 6) 局長通知の 3 の (2) の各積立金の使用計画とはどのようなものか。 また、「止むを得ない場合については使用して差し支えない」目的以外の使用とはどのような場合か。	(問 6) 局長通知の 3 の (2) の各積立金の使用計画とはどのようなものか。 また、「止むを得ない場合については使用して差し支えない」目的以外の使用とはどのような場合か。
(答) 1 当該積立金は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費に充てるために積立てるものであり、特定の目的をもった特定目的積立金であることから、積立てに当たっては、用途を明確にするとともに、次のような観点で使用計画を作成すること。 (1) 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。 (2) 施設整備等積立金については、建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善、業務省力化機器等の物品、備品等の購入・更新、増改築に伴う土地取得等に係る支出が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。 なお、土地取得に要する費用を取崩すことができるのは当該施設の増改築に係る計画について、理事会の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。	(答) 1 当該積立金は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費に充てるために積立てるものであり、特定の目的をもった特定目的積立金であることから、積立てに当たっては、用途を明確にするとともに、次のような観点で使用計画を作成すること。 (1) 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。 (2) 施設整備等積立金については、建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善、業務省力化機器等の物品、備品等の購入・更新、増改築に伴う土地取得等に係る支出が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。 なお、土地取得に要する費用を取崩すことができるのは当該施設の増改築に係る計画について、理事会の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
2 目的以外の使用とは、施設整備等積立金を同一法人の当該施設以外 の社会福祉施設等（局長通知別表 3）の新築又は増改築に係る経費（土 地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上止むを得ない場合に限 られるものであること。	2 目的以外の使用とは、施設整備等積立金を同一法人の当該施設以外 の社会福祉施設等（局長通知別表 3）の新築又は増改築に係る経費（土 地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上止むを得ない場合に限 られるものであること。
（問 7）局長通知の 3 の（3）にいう「社会福祉施設等（別表 3）の 整備等に係る経費」とは、具体的に何か。 （答） 1 対象となる社会福祉施設等は局長通知別表 3 及び施設運営上不可欠 な作業棟、訓練棟、車庫、物置等及び職員住宅である。 2 対象となる経費は、独立行政法人福祉医療機構の設置・整備資金の 範囲（建築資金、設備備品整備資金、土地取得資金）とする。	（問 7）局長通知の 3 の（3）にいう「社会福祉施設等（別表 3）の 整備等に係る経費」とは、具体的に何か。 （答） 1 対象となる社会福祉施設等は局長通知別表 3 及び施設運営上不可欠 な作業棟、訓練棟、車庫、物置等及び職員住宅である。 2 対象となる経費は、独立行政法人福祉医療機構の設置・整備資金の 範囲（建築資金、設備備品整備資金、土地取得資金）とする。
（問 8）民間施設給与等改善費加算分相当額及び運用収入を社会福祉 施設等（局長通知別表 3）の整備等に係る資金の借入れの償還 計画に予定することは認められるか。 （答） 既存法人が新築又は増改築等のために、社会福祉施設等の整備に係 る資金の借入れをする場合、償還計画に民間施設給与等改善費加算分 相当額及び運用収入の充当を予定することは差し支えない。 また、当該弾力運用は、適正な法人運営が前提条件となっているの で、当該法人の過去の法人運営の実績等を勘案して、妥当な償還額を 計上するよう留意する必要がある。 他方、新設法人については、一定期間（2 年間程度）資金計画及び	（問 8）民間施設給与等改善費加算分相当額及び運用収入を社会福祉 施設等（局長通知別表 3）の整備等に係る資金の借入れの償還 計画に予定することは認められるか。 （答） 既存法人が新築又は増改築等のために、社会福祉施設等の整備に係 る資金の借入れをする場合、償還計画に民間施設給与等改善費加算分 相当額及び運用収入の充当を予定することは差し支えない。 また、当該弾力運用は、適正な法人運営が前提条件となっているの で、当該法人の過去の法人運営の実績等を勘案して、妥当な償還額を 計上するよう留意する必要がある。 他方、新設法人については、一定期間（2 年間程度）資金計画及び

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されていると判断される場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。 なお、局長通知の 1 の (4) の要件を満たしていない法人については、本通知の問 5 により取扱うこととなるため、留意すること。	償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されていると判断される場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。 なお、局長通知の 1 の (4) の要件を満たしていない法人については、本通知の問 5 により取扱うこととなるため、留意すること。
(問 9) 運用収入の独立行政法人福祉医療機構等に対する償還金及びその利息への充当並びに他のサービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」。以下同じ。)への繰入れは、実際に利息額等が確定した時点ではなく、年度当初見込額で繰入れてもよいか。 (答) 運用収入は、当該年度内に確実に収納できると思われる運用収入額について、根拠を明確にした上で局長通知の 3 の (4) により、必要な額を充当又は繰入れて差し支えない。 この場合、年度末時点で結果的に繰入れ可能な額を上回って繰入れられている場合には、精算し各サービス区分へ戻すこととなる。 なお、局長通知の 1 の (4) の要件を満たしていない法人については、本通知の問 5 により取扱うこととなるため、留意すること。	(問 9) 運用収入の独立行政法人福祉医療機構等に対する償還金及びその利息への充当並びに他のサービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」。以下同じ。)への繰入れは、実際に利息額等が確定した時点ではなく、年度当初見込額で繰入れてもよいか。 (答) 運用収入は、当該年度内に確実に収納できると思われる運用収入額について、根拠を明確にした上で局長通知の 3 の (4) により、必要な額を充当又は繰入れて差し支えない。 この場合、年度末時点で結果的に繰入れ可能な額を上回って繰入れられている場合には、精算し各サービス区分へ戻すこととなる。 なお、局長通知の 1 の (4) の要件を満たしていない法人については、本通知の問 5 により取扱うこととなるため、留意すること。
(問 10) 局長通知の 4 について「前期末支払資金残高」を取崩し、当初予算に計上して支出することは可能か。 (答) 決算済みの前期末支払資金残高について、当初予算に計上の上局長通知 4 の (1) から (3) の経費に充当して差し支えない。	(問 10) 局長通知の 4 について「前期末支払資金残高」を取崩し、当初予算に計上して支出することは可能か。 (答) 決算済みの前期末支払資金残高について、当初予算に計上の上局長通知 4 の (1) から (3) の経費に充当して差し支えない。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
なお、前期末支払資金残高の取崩しに当たって、局長通知の 1 の (4) の要件を満たさない法人にあっては、本通知の間 5 により取扱うこととなるため、留意すること。	なお、前期末支払資金残高の取崩しに当たって、局長通知の 1 の (4) の要件を満たさない法人にあっては、本通知の間 5 により取扱うこととなるため、留意すること。
(問11) 局長通知の 3 の (4) 及び 4 の (1) について「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。	(問11) 局長通知の 3 の (4) 及び 4 の (1) について「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。
(答) 1 運用収入及び前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)に定める資金収支計算書の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。 (削除) なお、「事務費支出」には、会計監査人の設置に要する費用を含めて差し支えない。	(答) 1 運用収入及び前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、<u>新会計基準に定める資金収支計算書の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。</u> なお、旧会計基準を適用する場合において、<u>運用収入及び前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。</u>
2 (削除) また、役員報酬については、対象経費として差し支えないが、役員報酬規程等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。	2 <u>ただし、理事長又は理事が施設長等を兼務している場合の理事長又は理事の役員報酬は対象経費としては認められない。</u> また、役員報酬については、<u>勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給しているものであること。</u>

改正後	現行
(問12) (削除) (答) (削除)	(問12) 局長通知の 3 の (4) 及び 4 の (3) について「同一法人が運営する公益事業のうち、事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等」とはどのような事業か。 (答) 1 「事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業」については具体的には次のような事業をいう。 (1) 救護施設退所者等被保護者の自立支援を目的とする事業 (2) 障害者（児）の就業・生活支援、療育相談及び訪問入浴サービス等を目的とする事業規模が小さく障害者（児）福祉事業を推進するために一体的に実施される事業 (3) 高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために一体的に実施される事業 2 「介護保険法に定める指定居宅サービス事業等」については、次の事業をいう。 介護保険法に定める指定居宅介護支援事業及び指定訪問入浴介護事業 3 なお、今年度（平成 16 年度）において当該公益事業に充当できる額は、当期末支払資金高決算見込額（平成 16 年度措置費収入の 30%以下であること。）の 10%以内及び運用収入の決算見込額以内であるこ

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(問13) (削除) (答) (削除) (問12) 局長通知の 5 の (1) について「安全確実でかつ換金性の高い方法」とは具体的に何か。 (答) 安全確実かつ換金性の高い方法として銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。	と。 (問13) 措置施設のみを経営する社会福祉法人が「事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等」に運用収入及び前期末支払資金残高を充当する場合について、定款変更や評議員会の設置が必要となるのか。 (答) 1 措置施設のみを経営する社会福祉法人が問13の答の1という事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設と一体的に運営が行われる事業を実施するにあたっては、その事業規模及び公益的な取組みであることから、定款変更及び評議員会の設置の必要はない。 2 一方、問13の答の2について介護保険法に定める指定居宅サービス事業等を実施するにあたっては、介護保険法上の指定事業者としての所要の整備を行うとともに、定款変更が必要であるが、評議員会については設置の必要はない。 (問14) 局長通知の 5 の (1) について「安全確実でかつ換金性の高い方法」とは具体的に何か。 (答) 安全確実かつ換金性の高い方法として銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(問13) 局長通知の 5 の (2) にいう「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状態をいうのか。 (答) 具体的には、次のような事例が考えられる。 1 当該法人内の他のサービスの区分において補助金収入（措置費を含む。）の遅れ等により、資金不足を生じた場合 2 当該法人内のサービスの区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合 なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。	(問15) 局長通知の 5 の (2) にいう「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状態をいうのか。 (答) 具体的には、次のような事例が考えられる。 1 当該法人内の他のサービスの区分において補助金収入（措置費を含む。）の遅れ等により、資金不足を生じた場合 2 当該法人内のサービスの区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合 なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。
(問14) 局長通知の 6 の「法人の事業経営に係る指導監督について」の (2) において、運営費を繰入れたサービスの区分、拠点区分及び事業区分についての審査はどのように行うのか。 (答) 各都道府県等が行う審査にあたっては、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長	(問16) 局長通知の 6 の「法人の事業経営に係る指導監督について」の (2) において、新会計基準を適用している場合の、運営費を繰入れたサービスの区分、拠点区分及び事業区分についての審査はどのように行うのか。 (答) 各都道府県等が行う審査にあたっては、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 2 号、老総発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
連名通知)に定められている別紙3(4)「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、別紙3(5)「事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書」、別紙3(13)「サービス区分間繰入金明細書」及び別紙3(14)「サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書」についても併せて審査を行い、繰入れ及び貸付けの目的が妥当な内容かどうか、理事会において適正に審査の有無、繰入れられた運営費の使途等が適切な内容かどうかについて確認すること。	長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)に定められている別紙④「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、別紙⑤「事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書」、別紙⑨「サービス区分間繰入金明細書」及び別紙⑩「サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書」についても併せて審査を行い、繰入れ及び貸付けの目的が妥当な内容かどうか、理事会において適正に審査が行われているかどうか、繰入限度額の超過の有無、繰入れられた運営費の使途等が適切な内容かどうかについて確認すること。
(問17) (削除)	(問17) 局長通知の6の「法人の事業経営に係る指導監督について」 の(2)において、旧会計基準を適用している場合の、運営費を繰入れた経理区分及び特別会計についての審査はどのようなを行うのか。
(答)	(答)
(削除)	各都道府県等が行う審査にあたっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援施第6号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)に定められている別紙3の経理区分間及び会計単位間資金異動明細表についても併せて審査を行い、繰入れ目的が妥当な内容かどうか、理事会において適正に審査が行われているかどうか、繰入限度額の超過の有無、繰入れられた運営費の使途等が適切な内容かどうかについて確認すること。

府子本第 2 2 5 号
雇児発 0 4 0 6 第 2 号
平成 29 年 4 月 6 日

各 都道府県知事 殿

内閣府 子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について」の一部改正について

私立保育所の委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により取り扱われているところであるが、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）において、社会福祉法人に対して、地域の福祉ニーズを踏まえた「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられたこと等に伴い、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、管内市町村（特別区を含む。）及び私立保育所を運営する法人等に対し、周知が図られるよう配慮願いたい。

なお、上記通知に定める委託費の弾力運用については、適正な私立保育所運営が確保されていることを前提として認められるべきものであり、弾力運用の財源確保のために、本来の使途である職員人件費や事業費などが削減されるようなことがないよう改めて申し添える。

改正後		改正前
各都道府県知事 殿	府 子 本 第 2 5 4 号 雇 児 発 0 9 0 3 第 6 号 平 成 2 7 年 9 月 3 日 〔最終改正〕 府 子 本 第 2 2 5 号 雇 児 発 0 4 0 6 第 2 号 平 成 2 9 年 4 月 6 日	府 子 本 第 2 5 4 号 雇 児 発 0 9 0 3 第 6 号 平 成 2 7 年 9 月 3 日
各都道府県知事 殿	内閣府 子ども・子育て本部統括官 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長	各都道府県知事 殿 内閣府 子ども・子育て本部統括官 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
子ども・子育て支援法附則第6条の規定による 私立保育所に対する委託費の経理等について	保育所の運営に要する費用については、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、これまでの児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に要する費用の支弁から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく費用の支弁が行われることとされたところである。 一方で、保育所における保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第24条第1項により、引き続き、市町村の実施義務が堅持されたところであり、これに基づき、私立保育所に対しては、子ども・子育て支援法においても、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。 そのため、この児童福祉法第24条第1項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の使途範囲を定めることとしており、今後、その運用について、下記のとおり取り扱いを行うこととし、平成27年度分の委託費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各私立保育所に対し、周知徹底方お願いする。 また、本通知に定める委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に応えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「5委託費の経理に係る指導監督」について特に配慮願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月30日児発第299号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による 私立保育所に対する委託費の経理等について 保育所の運営に要する費用については、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、これまでの児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に要する費用の支弁から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく費用の支弁が行われることとされたところである。 一方で、保育所における保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第24条第1項により、引き続き、市町村の実施義務が堅持されたところであり、これに基づき、私立保育所に対しては、子ども・子育て支援法においても、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。 そのため、この児童福祉法第24条第1項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の使途範囲を定めることとしており、今後、その運用について、下記のとおり取り扱いを行うこととし、平成27年度分の委託費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各私立保育所に対し、周知徹底方お願いする。 また、本通知に定める委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に応えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「5委託費の経理に係る指導監督」について特に配慮願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月30日児発第299号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

改正後	改正前
記 1 委託費の使途範囲 (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 1 項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費（以下単に「委託費」という。）のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕・修繕・環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。 (2) （略）	記 1 委託費の使途範囲 (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 1 項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費（以下単に「委託費」という。）のうち人件費は、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。 (2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を運営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。 ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項の基準が遵守されていること。 ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。 ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。 ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。 ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。 ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。 ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。 (3) (1)に関わらず、委託費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所においては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。 ① 人件費積立資産（人件費の類に属する経費にかかる積立資産） ② 修繕積立資産（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかかる積立資産） ③ 備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産） なお、各種立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。 (4) (1)に関わらず、別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等（保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定

改正後	改正前
(5)(4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。）に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。 また、当該会計年度において、委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（(4)の改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分（以下「改善要件分」という。）を除く。）まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。 ① 「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。 ② （略） ③ （略） (6) （略）	教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること）に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。 また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。 (5)(4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。）に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。）に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。 また、当該会計年度において、委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（(4)の改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分（以下「改善要件分」という。）を除く。）まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。 ① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。 ② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。 ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。 イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。 ③ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。以下同じ。）のいずれも満たしていること。 (6)(1)に関わらず、委託費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあ

改正後	改正前
2 賃金改善要件分等の取扱い (略) 3 前期末支払資金残高の取扱い (1) (略) (2) 前期末支払資金残高については、1 (5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の person 費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。 なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができ、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。 ① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費	つては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。 ① 人件費積立資産 ② 保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産） なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。 2 賃金改善要件分等の取扱い 賃金改善要件分については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」において、職員の賃金改善に充てることとされているところであるが、当該通知の2の(1)の(ク)により、複数の施設を運営する事業者が、賃金改善要件分を同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記1によらず、当該通知において定めるところによる。 また、当該通知において、「職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。」とされている点にも留意すること。 なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成27年1月14日公表（厚生労働省）」）による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。 3 前期末支払資金残高の取扱い (1) 前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。 なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。 (2) 前期末支払資金残高については、1 (5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の person 費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。ただし、③の公益事業の運営に要する経費への繰入れは、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする。 なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。 ① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費

改正後	改正前
② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 ③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費	② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 ③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費
(3) (略)	(3) 企業会計の基準による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債・引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。
4 委託費の管理・運用 (1) (略) (2) (略)	4 委託費の管理・運用 (1) 委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実かつ換金性の高い方法により行うこと。 (2) 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。
5 委託費の経理に係る指導監督 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略)	5 委託費の経理に係る指導監督 委託費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。 (1) 設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもちろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを十分確認すること。 (2) 設置者から提出された計算書等が以下のいずれかに該当する場合には、別表6の收支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを十分確認すること。 ① 1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合 ② 1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合 ③ 保育所に係る拠点区分から、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合 ④ 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合 (3) (2)の結果、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間で貴職が適当と認める間の

改正後	改正前
(4) (略) (5) (略) 6 措置費等の取扱い (略) 7 平成 26 年度末時点において生じた繰越金等の取扱い (略) 8 その他 (略) 別表 1 (略)	改善基礎分全額について加算を停止するものとする。 なお、加算を停止した施設であっても、別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、「1 委託費の使途範囲」の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して、別表 2 に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこと。 (4) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には改善計画を徴する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。 これら入所児童の処遇等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で責務が必要と認める期間、改善基礎分の管理費相当分若しくは人件費相当分又はその両者を減ずること。ただし、溯及適用は行わないこと。 (5) 入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。 この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第 46 条第 1 項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。 6 措置費等の取扱い 私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）が児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項に基づく措置に基づく費用（以下「措置費」という。）又は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく特例施設型給付費の支弁を受けた場合には、当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担と合わせて、運営費に含めて本通知の適用を受けるものであること。 なお、私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）以外の施設・事業において措置費の支弁を受けた場合には、本通知における委託費の使途の取扱いの趣旨を踏まえて対応するよう要請すること。 7 平成 26 年度末時点において生じた繰越金等の取扱い 平成 26 年度末時点で私立保育所として運営していた施設で、平成 27 年度以降も引き続き私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）として運営する施設における平成 26 年度末時点の保育所運営費を財源とした各種積立資産及び支払資金残高については、平成 27 年度以降、本通知に基づく運用を行うこと。 8 その他 本通知中に示した使途等に係る取扱い、委託費については適用されるものであり、委託費以外の収入については適用されないものであること。 なお、委託費以外の収入のうち、国庫補助事業に基づく補助金等については、その事業に及び、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。 別表 1 1 「延長保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの 2 「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717

改正後	改正前
	第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める一時預かり事業 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしている」と認められ、実施しているものも含むこととされること 3 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ 4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)の受入れ 6 「家庭支援推進保育事業の実施について」(平成25年5月16日雇児発0516第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの 7 休日保育加算の対象施設 8 「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの 別表2 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。) 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課 別表3 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費(子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。) 2 1の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出 別表4 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。) 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分含む。)の償還又は積立のための支出 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課 別表5 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。) 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分含む。)の償還 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

改正後

改正前

別表 6
(略)

平成 年度収支計算分析表

収入		金額(円)①	支出		差引過△ 不足額 (①－②)
科目			科目	金額(円)②	
1 委託費収入 (改善基礎分を除く。)			14 人件費支出		
(1) 人件費(改善基礎分を除く。)			(1) 職員給料支出		
(2) 事業費			(2) 職員賞与支出		
(3) 管理費(改善基礎分を除く。)			(3) 非常勤職員給与支出		
2 私的契約利用料収入			(4) 派遣職員費支出		
			(5) 退職給付支出		
3 その他の事業収入			(6) 法定福利費支出		
4 人件費積立資産取崩収入					
5 修繕積立資産取崩収入			15 事業費支出		
6 備品等購入積立資産取崩収入					
7 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入					
			(1) 給食費支出		
			(2) 保健衛生費支出		
			(3) 保育材料費支出		
			(4) 水道光熱費支出		
			(5) 燃料費支出		
			(6) 消耗器具備品支出		
			(7) 保険料支出		
			(8) 賃借料支出		
			(9) 車両費支出		
			(10) 雑支出		
			16 事務費支出		
			(1) 福利厚生費支出		
			(2) 職員被服費支出		
			(3) 旅費交通費支出		
			(4) 研修研究費支出		
			(5) 事務消耗品費支出		
			(6) 印刷製本費支出		
			(7) 水道光熱費支出		
			(8) 燃料費支出		
			(9) 修繕費支出		
			(10) 通信運搬費支出		
			(11) 会議費支出		
			(12) 広報費支出		
			(13) 業務委託費支出		
			(14) 手数料支出		

改正後		改正前			
				(15) 保険料支出 (16) 貸借料支出 (17) 保守料支出 (18) 雑支出 17 人件費積立資産支出 18 修繕積立資産支出 19 備品等購入積立資産支出 20 保育所施設・設備整備積立資産支出 21 当期資金収支差額合計	
	9 当期資金収支差額合計 (欠損金)				
	1 から 9 までの小計			14 から 21 までの小計	
	10 保育所運営費収入のうち 民改費加算分 11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入 12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入 13 22 及び 23 の経費に係る積立資産取崩収入			22 固定資産取得支出のうち 施設の整備等に係る支出 23 土地・建物賃借料支出 24 22 及び 23 の経費に係る借入金利息支出 25 22 及び 23 の経費に係る借入金償還支出 26 22 及び 23 の経費に係る積立資産支出 27 租税公課	
	10 から 13 までの小計			22 から 27 までの小計	
	合計			合計	
	※ 14 から 27 の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入欄に計上すること。				

府子本第 2 2 8 号
雇児保発 0 4 0 6 第 1 号
平成 29 年 4 月 6 日

各 都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府 子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省略)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長
(公印省略)

『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について』の運用等について」の一部改正について

私立保育所に対する委託費の経理等の運用については、「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 256 号、雇児保発 0903 第 2 号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）により取り扱われているところであるが、今般、本通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、管内市町村（特別区を含む。）及び私立保育所を運営する法人等に対し、周知が図られるよう配慮願いたい。

改正後		改正前	
各都道府県	子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿	各都道府県	子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿
	府 子 本 第 2 5 6 号 雇 児 保 発 0 9 0 3 第 2 号 平 成 2 7 年 9 月 3 日 〔最終改正〕 府 子 本 第 2 2 8 号 雇 児 保 発 0 4 0 6 第 1 号 平 成 2 9 年 4 月 6 日		府 子 本 第 2 5 6 号 雇 児 保 発 0 9 0 3 第 2 号 平 成 2 7 年 9 月 3 日
内閣府 子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）		内閣府 子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）	
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長		厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課長	
「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について		「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について	
子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児保発0903第6号）及び「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号）等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり回答を取りまとめたので、御了解いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所にして周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年6月16日児発第21号厚生省児童家庭局保育課長通知「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。		子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児保発0903第6号）及び「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号）等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり回答を取りまとめたので、御了解いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所にして周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年6月16日児発第21号厚生省児童家庭局保育課長通知「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。	
○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。		○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。	
委託費	用 語	委託費	用 語
	定 義		定 義
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費		子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費	

改正後		改正前	
経理等通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）	経理等通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発第0727第1号通知）	新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発第0727第1号通知）
運用指針	「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発第0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号通知）別紙1	運用指針	「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発第0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号通知）別紙1
雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号通知）	雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号通知）
改善基礎分	処遇改善等加算の基礎分	改善基礎分	処遇改善等加算の基礎分
経理等取扱通知	「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号）	経理等取扱通知	「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号）

(問1) 経理等通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

(答)

委託費の経理処理に当たっては、保育所を経営するそれぞれの法人種別に応じた会計処理を行うことになり、社会福祉法人が経営する保育所の経理処理に当たっては、平成27年4月1日より新会計基準により処理することとなる。

また、個人立など公的な会計基準のない施設においては、新会計基準により処理することが基本となる。

(問2) 経理等通知の1(3)に関して、人件費積立資産、修繕費積立資産及び備品等購入積立資産についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答)

これら三種の積立資産について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起などの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額合計が当該施設に係る拠点区分（当該拠

改正後	改正前
(問3) 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、同通知の5(3)の規定により、改善基礎分の加算停止となっている場合にも、経理等通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。 (答) (略) (問4) 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいか。 (答) (略) (問5) 経理等通知に「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。 (答) (略) (問6) 経理等通知に「土地又は建物の賃借料」とあるが、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。 (答) (略)	点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。)の事業活動収入の5%を上回る場合は、経理等通知の5(2)④により、収計算分析表の提出を要することとなる。 (問3) 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、同通知の5(3)の規定により、改善基礎分の加算停止となっている場合にも、経理等通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。 (答) 経理等通知の5(3)のなお書きに規定するとおり、経理等通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。 (問4) 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいか。 (答) 経理等通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所等及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。 (問5) 経理等通知に「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。 (答) 経理等通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれ得る。 (問6) 経理等通知に「土地又は建物の賃借料」とあるが、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。 (答) 従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与することが望ましい。

改正後	改正前
(問7) 経理等通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。	(問7) 経理等通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。
(答) (略)	(答) 平成11年度以前の借入金に係る平成12年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。
(問8) 経理等通知の保育所施設・設備整備積立預金の取扱いはどのようになるのか。	(問8) 経理等通知の保育所施設・設備整備積立預金の取扱いはどのようになるのか。
(答) (略)	(答) 1 保育所については、各施設ごとに積立金・積立資産の累計額が把握できるよう、それぞれの拠点区分ごとに各積立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、摘要欄にサービス区分名を記載すること。）することとされている（運用指針19(1)）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立（資産）金累計額として明細表を作成することとなる。 2 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る拠点区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該拠点区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。 3 「保育所施設・設備整備積立資産」の各保育所の拠点区分ごとの積立金累計額は一義的には、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充てておくことを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所等の増改築又は創設に充てようとする場合には、 ① 経理等通知の1(4)により、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合 ② 経理等通知の1(6)により事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）において承認された場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所等の拠点区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。 4 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る拠点区分を設け、当該拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。 5 なお、保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

改正後	改正前
(問9) 経理等通知の別表2等における租税公課とは具体的に何を指すのか。 (答) (略) (問10) 経理等通知の1(5)に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。 (答) 子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業をいい、例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。 子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。 したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。 (問11) 経理等通知の1(5)の②アに関して、第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのようなを行うのか。 (答) (略) (問12) 経理等通知の1(5)の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのようなを行うか。 (答) (略)	(問9) 経理等通知の別表2等における租税公課とは具体的に何を指すのか。 (答) 保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。 (問10) 経理等通知の1(5)に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。 (答) 子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいい、例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。 子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。 したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。 (問11) 経理等通知の1(5)の②アに関して、第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのようなを行うのか。 (答) 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。 このため、原則として局長通知の1(5)の②の通知（「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社発第0507001号、老発第0507001号）で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。 2 第三者評価の結果の公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。 (問12) 経理等通知の1(5)の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのようなを行うか。 (答) 1 入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解

改正後	改正前
(問 13) 経理等通知の 2(1) 及び 3(2) に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。 (答) 前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いづれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。なお、「事務費支出」には、会計監査人の設置に要する費用を含めて差し支えない。 また、役員報酬については対象経費として差し支えないが、役員報酬規定等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。 (問 14) 経理等通知の 4(2) に関して、「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。 (答) (略) (問 15) 経理等通知の 4(2) に関して、本部拠点区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。 (答) (略)	決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受け付けていること。 2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。 3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。 (問 13) 経理等通知の 2(1) 及び 3(2) に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。 (答) 前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いづれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。 ただし、当該保育所を設置する法人の役員等が保育所の施設長等を兼務している場合の役員報酬は対象経費として認められない。また、例えば役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規定等を整備した上で支給しているものであることなど、人件費・事務費を問わず、保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。 (問 14) 経理等通知の 4(2) に関して、「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。 (答) 具体的には、次のような事例が考えられる。 1 当該法人内の他の施設拠点区分において補助金収入（措置費及び委託費を含む。）の遅れ等により、資金不足が生じた場合 2 当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合 なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。 (問 15) 経理等通知の 4(2) に関して、本部拠点区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。 (答) 委託費等の同一法人内における貸付のうち、本部拠点区分に対しての貸付について、社

改正後	改正前
(問 16) 経理等通知の 5(3)に関して、事業年度の翌年度に使途範囲に定める以外の支出等が判明した場合の改善基礎分の加算停止は、使途範囲に定める以外の支出等があった年度における改善基礎分を加算停止するのか。それとも判明した年度における改善基礎分を加算停止するのか。 (答) (略) (問 17) 経理等通知の 6 に関して、運用収入の取扱い如何。 (答) (略) (問 18) 経理等通知の 1 (4)、(5)及び別表 2 に関して、「保育所等の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。 (答) (略) (問 19) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に委託費を充てることができることは可能か。 (答) (略)	会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限り認められるものであること。 (問 16) 経理等通知の 5(3)に関して、事業年度の翌年度に使途範囲に定める以外の支出等が判明した場合の改善基礎分の加算停止は、使途範囲に定める以外の支出等があった年度における改善基礎分を加算停止するのか。それとも判明した年度における改善基礎分を加算停止するのか。 (答) 経理等通知の 5(3)に基づく改善基礎分の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成 12 年度の財務諸表を平成 13 年度に確認した結果、使途範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成 13 年の 4 月から平成 14 年 3 月までの改善基礎分加算を停止することとなる。 また、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、同通知の 5(4)に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、改善基礎分の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。 (問 17) 経理等通知の 6 に関して、運用収入の取扱い如何。 (答) 運用収入については制限を設けていない。 (問 18) 経理等通知の 1 (4)、(5)及び別表 2 に関して、「保育所等の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。 (答) 保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものではないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所等において、保育所等周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所等として駐車場の賃借が必要となった場合には、経理等通知の別表 2 の「保育所等の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の 1 の(4)及び(5)により、支出が可能である。 (問 19) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に委託費を充てることができることは可能か。 (答) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立資産及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。 なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用改善

改正後	改正前
(問 20) 経理等通知 3(2)の当期末支払資金残高について、「当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすること。」とは、どういうことか。 (答) (略) (問 21) 経理等通知 3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超える場合の取扱い如何。 (答) (略) (問 22) 特例施設型給付費の支弁を受けた場合における経理等通知の 1(4)(5)の「改善基礎分相当額」、1(5)の「委託費の 3 ヶ月分に相当する額」の算定はどのようなになるのか。 (答) (略) (問 23) 経理等通知の別表 2 及び別表 5 に関して、保育所等の建物の整備等に要する経費や賃借料、また、保育所等の土地の取得 (別表 5 に限る。) や賃借料に充てられることとされているが、職員用の宿舍や駐車場の整備等に充てることができるか。 (答) (略)	等について」 (平成 8 年 6 月 28 日児保第 12 号) の第 1 の間 10 及び 11 に定めるとおりである。 (問 20) 経理等通知 3(2)の当期末支払資金残高について、「当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすること。」とは、どういうことか。 (答) 「当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすること。」とは、A 年度決算時に計上されている当期末支払資金残高について、当該施設が A 年度に受け入れた委託費収入の 30%以下であることをいう。 (問 21) 経理等通知 3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超える場合の取扱い如何。 (答) 当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の 30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止すること。 (問 22) 特例施設型給付費の支弁を受けた場合における経理等通知の 1(4)(5)の「改善基礎分相当額」、1(5)の「委託費の 3 ヶ月分に相当する額」の算定はどのようなになるのか。 (答) 私立保育所が特例施設型給付費の支弁を受けた場合は、経理等通知の 6 により当該特例施設型給付費及び保護者から徴収する利用者負担と合わせて経理等通知の適用を受けることになるが、処遇改善等加算は利用者負担に含まれていないことから、1(4)及び(5)における「改善基礎分相当額」については、委託費と特例施設型給付費との差ではない。また、特例施設型給付費の場合の 1(5)の「委託費の 3 ヶ月分に相当する額」は、当該年度の 4 月から 3 月までの 12 か月の市町村の特例施設型給付費の支弁額及び当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担の額の合計の 4 分の 1 の額となる。 (問 23) 経理等通知の別表 2 及び別表 5 に関して、保育所等の建物の整備等に要する経費や賃借料、また、保育所等の土地の取得 (別表 5 に限る。) や賃借料に充てられることとされているが、職員用の宿舍や駐車場の整備等に充てることができるか。 (答) 職員用の宿舍や駐車場等に係る経費は、基本的には法人や職員からの賃借料等により賄われるものであるが、地域の雇用情勢や、地域の交通事情等により、保育士の確保に支障

改正後	改正前
	が生じる等の事情がある場合には、これらの整備等に充てて差し支えない。

雇 児 総 発 0331 第 5 号
社 援 保 発 0331 第 9 号
障 企 発 0331 第 2 号
障 障 発 0331 第 2 号
老 推 発 0331 第 1 号
老 高 発 0331 第 1 号
老 振 発 0331 第 2 号
老 老 発 0331 第 1 号
平 成 29 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するためには、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なる

すべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが重要です。そして、福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組んでいただくことが求められます。

社会福祉施設等の職員におかれましては、これまでも、積極的に地域活動に取り組んでいただいているところですが、各基準省令上、専らその職務に従事しなければならない旨の規定が設けられている場合があり、職員が地域活動を行うことができる場合について明確にされていなかったところです。

この点、本年2月7日に公表した「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）では、「福祉事業者が積極的に地域活動に貢献できるよう、今年度中に、福祉事業の実施に係る職員の基準について、一定の要件の下で、職員が地域づくり事業・活動へ従事可能であることを明確化するなどの見直しを行う」と明記しており、これを踏まえ、社会福祉施設等の職員が地域活動を行う場合の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、社会福祉施設等におけるこれまでの地域活動を後退させることなく、更なる地域活動の推進が図られるよう、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。

健 健 発 0331 第 1 号
雇 児 総 発 0331 第 4 号
社 援 地 発 0331 第 1 号
障 企 発 0331 第 1 号
老 振 発 0331 第 1 号
平 成 29 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市
中 核 市
衛生主管部（局）長
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局振興課長

（ 公 印 省 略 ）

地域づくりに資する事業の一体的な実施について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するため、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくこと、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していくことを目指し、改革を進めることとしています。これについて、本年2月7日には、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表しました。

従来から、地域の集いの場の整備、相談支援、地域資源の掘り起こしや開発のためのコーディネート、ボランティア養成、権利擁護・虐待防止など、地域づくりに資する事業として、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの様々な事業が行われています。その際、地域の支援ニーズや資源の状況によっては、これらの事業を連携して一体的に実施することにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができる場合も多いと考えられます。

地方公共団体によっては、相談支援体制の整備などにおいて、既に、分野を横断して事業の一体的実施に取り組んでいるところもあると承知していますが、厚生労働省としても、「地域共生社会」の実現に向けて、このような創意工夫のある取組を後押ししていきたい

と考えております。

この点、「当面の改革工程」において、「今年度中に、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係業務を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能である旨を周知する。」と明記しており、これを踏まえ、地域づくりに資する事業を行うに当たっての留意事項を下記のとおりお示ししますので、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。）について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

- ①地域づくりに資する事業の一体的実施に要する総費用を、市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分して算出された費用を、各制度に基づく事業にそれぞれ計上する方法

（具体的な例）

- ・ボランティア養成のための研修を、高齢者・障害者・子どもなどの研修分野ごとに対象者を区分せず、一体的に実施し、それぞれの対象者数の割合に応じて按分し計上する場合
- ・高齢者と障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修を一体的に実施し、市区町村内の高齢者数と障害者数の割合に応じて費用を按分し計上する場合

- ②地域づくりに資する事業に従事する職員について、それぞれの主たる業務に着目して按分する方法

（具体的な例）

- ・地域包括支援センターが障害者や子どもまでを対象とした総合相談業務を担う場

合に、主に高齢者からの相談に応じる職員と、主に高齢者以外からの相談に応じる職員に区分し、それぞれの費用を、地域支援事業とその他の事業（地方単独事業を含む）に計上する場合（間接経費については、地域支援事業として計上する。）

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場を、一部、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。この場合、補助金等の目的外利用とはならない。

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの 提供に向けたガイドライン

※本ガイドラインは、福祉サービスを総合的に提供する上で、
現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可
能な事項を整理したもの。

平成28年3月



目 次

1 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供の推進	3
（１）高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供の意義	3
（２）本ガイドラインの位置づけ	3
2 高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスを総合的に提供する上で、現行制度の規制等について、運用上対応可能な事項について	5
（１）概説	5
（２）高齢者、障害者、児童等の各制度の人員・設備基準について	6
（３）人員の兼務が可能な事項	18
（４）設備の共用が可能な事項	19
（５）基準該当サービスの活用について	23
（６）福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例	26

1. 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供の推進

(1) 高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供の意義

厚生労働省は、福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、局長級のプロジェクトチームにおいて、平成 27 年 9 月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（以下「新たな福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

新たな福祉ビジョンは、高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示したものである。福祉サービスの提供に当たっては、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることが重要である。

このため、厚生労働省では、専門性に則って高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の支援を行う方法の他に、複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進していくこととしている。その基本的な理念は、高齢者、障害者、児童等が集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられるという共生型社会の構築である。

また、こうした取組を地域づくりの拠点としても機能させていくことが重要である。各地において、既存の補助金や高齢者、障害者、児童等の各対象者別の福祉制度に基づく福祉サービスを活用することで、高齢者、障害者等を分け隔てなく受け入れ、制度に基づく専門サービスを提供するものから、地域福祉の拠点となり居場所機能を担うものまで、様々なかたちで実施されており、こうした共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点による地域づくりの取組が地域の実情に応じて更に広がることが期待される。

(2) 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、新たな福祉ビジョンを受け、高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の複数分野の支援を総合的に提供する場合の各福祉制度の人員配置基準、設備基準等に係る現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理することで、総合的なサービスの提供の阻害要因を解消し、全国で更に取組を推進することを目的としている。自治体においては、本ガイドラインの趣旨を理解し、各制度の人員配置基準、設備基準の適切な運用を行うことで、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を推進することが重要である。また、事業者においても、本ガイドラインを参考に、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を積極的に実施することが期待される。

現行制度において運用上対応可能な事項の整理にあたっては、各地において実施されている多世代交流・多機能型の福祉拠点の取組が、現在、通いや居場所の提供を中心に、泊まりなども含めた形態で行われていることを踏まえ、高齢者、障害者、児童等に対して、通所による居場所の提供や泊まりによる支援を行うことを内容とする福祉サービスにつ

いて、福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービスとして整理を行った。具体的に整理を行った福祉サービスは、以下に挙げたとおりである。

なお、今後も現場の創意工夫の中で、不明点が出てくることは十分に考えられる。このため、本ガイドラインは、今後も必要に応じて見直しを行うこととする。

さらに、新たな福祉ビジョンにおいては、福祉サービスの総合的な提供に向けた各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じ報酬改定も視野に入れて、平成 28 年度から平成 30 年度までにかけて検討することとしている。

【福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス】

対象者	福祉サービス
高齢者等	・ 通所介護（デイサービス） ・ 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス） ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 短期入所生活介護（ショートステイ） ・ 認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）
障害者 （児）	・ 生活介護（デイサービス） ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 機能訓練 ・ 生活訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 A 型 ・ 就労継続支援 B 型 ・ 共同生活援助（障害者グループホーム） ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 地域活動支援センター ・ 日中一時支援
児童	・ 保育所 ・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 利用者支援事業 ・ 一時預かり事業（一般型） ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
生活困窮者	・ 就労訓練事業

2. 高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上で、人員・設備の兼務・共用等が運用上対応可能な事項について

(1) 概説

人員の兼務、設備の共用については、省令等による基準上、例えば、

- ・「第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。」（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」第78条第5項）
- ・「第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。」（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第95条第3項）

といった規定が設けられており、現在でも利用者の処遇上問題がない範囲で、一定程度許容されている。

しかしながら、高齢者、障害者、児童等の各対象者別の福祉制度を組み合わせるサービスを提供する場合、兼務、共用の取扱いが明確になっていない人員、設備があるため、自治体の運用に委ねられている事項が存在している。

以下の(2)～(4)では、兼務、共用の取扱いが明確になっていない人員、設備の取扱いを明確にするため、1(2)の「福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス」に挙げた福祉サービスを組み合わせる提供した場合に人員の兼務、設備の共用が運用上対応可能な事項を整理した。

また、(5)では、高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上で、障害者を受け入れるに当たり、基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援（以下「基準該当障害福祉サービス等」という）の活用が可能であることを明確化した。

そして、(6)では、(2)～(5)を踏まえ、高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせる福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる実施する場合の例を用いて示した。

(2) 高齢者、障害者、児童等の各制度の人員・設備基準について

1 (2) の「福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス」で挙げた高齢者、障害者、児童等の各福祉サービスの人員配置基準、設備基準については、以下の表のとおりである。このうち、高齢者、障害者、児童等のサービスを総合的に提供するにあたり、高齢者と障害者、障害者と児童等、対象者が異なる福祉サービス間で兼務、共用が可能な人員、設備については下線を引いた。

なお、兼務・共用が認められない人員・設備の他、高齢者、障害者、児童等の対象者毎の福祉サービス間においてのみ兼務・共用が認められる人員、設備には下線を引いていない。(例 生活介護における生活支援員：生活介護における管理者と兼務可能、小規模多機能型居宅介護における介護支援専門員等：小規模多機能型居宅介護における他の職務等と兼務可能)

【高齢者等を対象としたサービスの例】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
通所介護	・ <u>管理者</u> ・ 生活相談員：1 以上 ・ 看護職員：1 以上 ・ 介護職員：利用者 15 人までは 1 以上、以降 1 人増す毎に 0.2 以上 ・ 機能訓練指導員：1 以上	・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3 m²×利用定員以上 ・ <u>静養室、相談室、事務室</u> ・ <u>消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u>
認知症対応型通所介護	【単独型・併設型】 ・ <u>管理者</u> ・ 生活相談員：1 以上 ・ 看護師若しくは准看護師又は介護職員：2 人（1 人＋単位のサービス提供時間に応じて 1 以上配置） ・ 機能訓練指導員：1 以上 【共用型】 ・ <u>管理者</u> ・ 従業者：（認知症対応型共同生活介護事業所等の）各事業ごとに規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上	【単独型・併設型】 ・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3 m²×利用定員以上 ・ <u>静養室</u> ・ <u>相談室</u> ・ <u>事務室</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>

小規模多機能型居宅介護	・ <u>管理者</u> ・ <u>代表者</u> ・ <u>介護支援専門員等</u> ・ <u>小規模多機能型居宅介護従業者</u> (日中) ①通いサービスの提供にあたるもの 3 : 1 ②訪問サービスの提供にあたるもの 1 以上 (夜間) ①夜間及び深夜の勤務にあたるもの 1 以上 ②宿直勤務にあたるもの 1 以上 ※小規模多機能型居宅介護従事者のうち 1 以上の者は常勤 ※小規模多機能型居宅介護従事者のうち 1 以上の者は看護師又は准看護師 ※夜勤職員は、宿泊サービスの利用者がいない場合は置かないことができる	・ <u>居間及び食堂</u> : 機能を十分に発揮しうる適当な広さ ・ <u>宿泊室</u> : 7.43 m²以上 × 宿泊サービスの利用定員以上 ・ <u>浴室</u> ・ <u>消防法等に違反しない消火設備及び非常災害発生に対する必要設備</u> ・ <u>その他必要な設備及び備品等</u>
看護小規模多機能型居宅介護	・ <u>管理者</u> ・ <u>代表者</u> ・ <u>介護支援専門員等</u> ・ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u> (日中) ①通いサービスの提供にあたるもの 3 : 1 ②訪問サービスの提供にあたるもの 2 以上 ③通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ 1 人以上は保健師、看護師又は准看護師 (夜間) ①夜間及び深夜の勤務にあたるもの 1 以上 ②宿直勤務にあたるもの 1 以上 ※看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち 1 以上の者は常勤の看護師又は保健師 ※看護小規模多機能型居宅介護従事者の	・ <u>居間及び食堂</u> : 機能を十分に発揮しうる適当な広さ ・ <u>宿泊室</u> : 7.43 m² (病院・診療所の場合は 6.4 m²) 以上 × 宿泊サービスの利用定員以上 ・ <u>浴室</u> ・ <u>消防法等に違反しない消火設備及び非常災害発生に対する必要設備</u> ・ <u>その他必要な設備及び備品等</u>

	うち保健師、看護師又は准看護師で2.5以上（常勤換算） ※夜勤職員は、宿泊サービスの利用者がいない場合は置かないことができる	
短期入所生活介護	・ <u>管理者</u> ・ <u>生活相談員</u>：100：1以上 ・ <u>看護職員又は介護職員</u>：3：1 ・ <u>機能訓練指導員</u>：1以上 ・ <u>医師</u>：1以上（嘱託も可） ・ <u>栄養士</u>：1以上 ・ <u>調理員その他の従業者</u>：実情に応じた適当数 【ユニット型の場合】（※上記基準に加え、以下の基準の遵守が必要） ・ <u>ユニットリーダー</u>：ユニットごとに配置 ・ <u>介護職員又は看護職員</u> （昼間）1ユニットごとに常時1人以上 （夜間）2ユニットごとに1人以上	・ <u>居室</u>：定員4以下、床面積1人あたり10.65㎡以上 ・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3㎡×利用定員以上 ・ <u>静養室、医務室、面談室、介護職員室、看護職員室、浴室、洗面設備、便所、調理室、洗濯室（洗濯場）、汚物処理室、介護材料室</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> ※廊下：幅1.8m以上（中廊下の幅は2.7m以上） 【ユニット型の場合】 ・ <u>ユニット（居室、共同生活室、洗面設備、便所）</u>：原則定員1人、床面積1人あたり10.65㎡以上、居室を共同生活室に近接して一体的に設置、1ユニットの定員は概ね10人以下 ・ <u>医務室、浴室、調理室、洗濯室（洗濯場）、汚物処理室、介護材料室</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> ※廊下：幅1.8m以上（中廊下の幅は2.7m以上）

認知症対応型共同生活介護	・ <u>管理者</u>：共同生活住居ごとに1 ・ <u>代表者</u> ・ <u>介護従業者</u>：3：1（共同生活住居ごとに夜間・深夜の勤務を行う者1以上） ・ <u>計画作成担当者</u>：共同生活住居ごとに1	・ <u>共同生活住居</u>：原則1又は2。定員5～9人。<u>居室</u>、<u>居間</u>、<u>食堂</u>、<u>台所</u>、<u>浴室</u>、<u>消火設備</u>等が必要。 ・ <u>居室</u>：定員1。床面積7.43㎡（4.5畳）以上。 ※家庭的な雰囲気の下で生活する高齢者の住まいであるため、障害者に対する類似のサービスである共同生活援助との設備の共用は可能。
--------------	--	---

【障害者（児）を対象としたサービス】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
生活介護	・ <u>管理者</u> ・ <u>サービス管理責任者</u>：利用者60人までは1、以降40人増すごとに1 ・ <u>生活支援員</u>：1以上 ・ <u>医師</u>：必要数 ・ <u>看護職員</u>：1以上 ・ <u>理学療法士又は作業療法士</u>：必要な数 ※看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員数は、利用者数に応じ6：1～3：1 ※最低定員20人 【基準該当サービス】 ・ <u>従業者</u>：障害者数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 ※指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型事業所とのみ兼務可能	・ <u>訓練・作業室</u>：訓練・作業に支障のない広さ ・ <u>相談室（多目的室）</u>、<u>洗面所</u>、<u>便所</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> 【基準該当サービス】 ・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3㎡×利用定員以上
短期入所	【単独型】 ・ <u>管理者</u> ・ <u>生活支援員</u>：利用者6人以下なら1、以降6人増す毎に1	【単独型】 ・ <u>居室</u>：定員4以下、床面積1人あたり8㎡以上 ・ <u>食堂</u>、<u>浴室</u>、<u>洗面所</u>、<u>便所</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>

	【空床利用型】 ・ 従業者：短期入所（障害者）の利用者と空床を利用する施設の利用者の合計数を当該施設の利用者と見なした場合に、当該施設として必要とされる数以上 【基準該当サービス】 ・ 従業者：障害者数を含めて指定小規模多機能型居宅介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 ※指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能	【空床利用型】 ・ 空床を利用する障害者支援施設等において必要とされる設備 【基準該当サービス】 ・ 宿泊室（個室を除く）：7.43 m²×利用定員（個室の定員数を除く）
機能訓練	・ 管理者 ・ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（総数）：6：1 ※看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員は、それぞれ事業所ごとに、1以上。 ・ サービス管理責任者：利用者60人までは1、以降40人増すごとに1 ・ 生活支援員：1以上（訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、さらに加えて訪問によるサービスを提供する生活支援員を1以上） ※理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 ※看護職員、生活支援員、サービス管理責任者は、それぞれ一人以上は常勤 ※最低定員20人 【基準該当サービス】 ・ 従業者：障害者数を含めて指定通所	・ 訓練・作業室：訓練・作業に支障のない広さ ・ 相談室（多目的室）、洗面所、便所 ・ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備 【基準該当サービス】 ・ 食堂・機能訓練室：3 m²×利用定員

	介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 ※指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能（指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については、平成 28 年 4 月 1 日より施行）	以上
生活訓練 ※宿泊型自立訓練を除く	・ 管理者 ・ サービス管理責任者：利用者 60 人までは 1、以降 40 人増すごとに 1 ・ 生活支援員：6：1 ※最低定員 20 人 【基準該当サービス】 ・ 従業者：障害者数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 ※指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能（指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については、平成 28 年 4 月 1 日より施行）	・ 訓練・作業室：訓練・作業に支障のない広さ ・ 相談室（多目的室）、洗面所、便所 ・ 消火設備その他災害に際して必要な設備 【基準該当サービス】 ・ 食堂・機能訓練室：3 m²×利用定員以上
就労移行支援	・ 管理者 ・ 職業指導員・生活支援員：6：1（事業所毎にそれぞれ 1 以上） ・ 就労支援員：15：1 ・ サービス管理責任者：利用者 60 人までは 1、以降 40 人増すごとに 1 ※職業指導員・生活支援員のいずれかと就労支援員、サービス管理責任者は 1 人以上は常勤。 ※最低定員 20 人	・ 訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

就労継続 支援 A 型	・ <u>管理者</u> ・ 職業指導員・生活支援員：10：1（事業所毎にそれぞれ 1 以上） ・ サービス管理責任者：利用者 60 人までは 1、以降 40 人増すごとに 1 ※職業指導員・生活支援員のいずれかとサービス管理責任者は 1 人以上は常勤。 ※最低定員 10 人	・ <u>訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>
就労継続 支援 B 型	・ <u>管理者</u> ・ 職業指導員・生活支援員：10：1（事業所毎にそれぞれ 1 以上） ・ サービス管理責任者：利用者 60 人までは 1、以降 40 人増すごとに 1 ※職業指導員・生活支援員のいずれかとサービス管理責任者は 1 人以上は常勤。 ※最低定員 20 人 【基準該当サービス】 ・ サービス管理責任者：1 以上	・ <u>訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> 【基準該当サービス】 ・ 授産施設として必要とされる設備
共同生活 援助 ※介護サ ービス包 括型	・ <u>管理者</u> ・ サービス管理責任者：利用者 30 人までは 1、以降 30 人増す毎に 1 ・ 世話人：6：1 ・ 生活支援員：障害支援区分に応じて、2.5：1～9：1	・ 共同生活住居：1 以上。定員 2～10。事業所の合計定員 4 以上。1 以上のユニット（1 ユニット：定員 2～10）が必要。居室、居間、食堂、便所、浴室等が必要 ・ 居室：定員 1 又は 2。床面積 7.43 m² 以上 ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> ※家庭的な雰囲気の下で生活する障害者の住まいであるため、高齢者等に対する類似のサービスである認知症対応型共同生活介護との設備の共用は可能。
児童発達 支援 ※重症心 身障害児 を通わせ る事業所、 児童発達 支援セン	・ <u>管理者</u> ・ 指導員又は保育士：障害児の数が 10 までの場合 2 以上、以降 5 人増す毎に 1 ・ 児童発達支援管理責任者：1 以上 ・ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合） ※支援の単位の時間帯を通じて専ら支援	・ <u>指導訓練室</u>（訓練に必要な機械器具等含む） ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>

ターであるものを除く	の提供に当たる場合には、機能訓練担当職員の数に指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ※最低定員 10 人 【基準該当サービス】 ・ <u>従業者</u>：障害児数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 ※指定生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能	【基準該当サービス】 ・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3 m²×利用定員以上
放課後等デイサービス ※重症心身障害児を通わせる事業所を除く	・ <u>管理者</u> ・ <u>指導員又は保育士</u>：利用者 10 人までは 2、以降、5 人増すごとに 1 ・ <u>児童発達支援管理責任者</u>：1 以上 ・ <u>機能訓練担当職員</u>（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合） ※支援の単位の時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる場合には、機能訓練担当職員の数に指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ※最低定員 10 人 【基準該当サービス】 ・ <u>従業者</u>：障害児数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 ※指定生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能	・ <u>指導訓練室</u>（訓練に必要な機械器具等含む） ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> 【基準該当サービス】 ・ <u>食堂・機能訓練室</u>：3 m²×利用定員以上 ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>
地域活動支援センター	・ <u>施設長</u>：1 ・ <u>指導員</u>：2 以上 ※10 人以上の人員が利用できる規模とする	・ <u>創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所</u> ・ <u>便所</u>
日中一時	(人員基準なし)	(設備基準なし)

支援	※自治体の判断による	※自治体の判断による
----	------------	------------

【児童を対象としたサービス】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
保育所	・ 保育士 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4・5 歳児 30 : 1 ・ <u>嘱託医</u> ・ <u>調理員</u>	(満 2 歳未満) ・ 乳児室 : 1.65 m² × 乳幼児数以上 ・ ほふく室 : 3.3 m² × 乳幼児数以上 ・ <u>医務室、調理室、便所</u> (満 2 歳以上) ・ 保育室・遊戯室 : 1.98 m² × 幼児数以上 ・ 屋外遊戯場 : 3.3 m² × 幼児数以上。 付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所でも可。 ・ <u>調理室、便所</u> (児童の年齢にかかわらず必要) ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>
小規模保育事業 (A 型)	・ 保育士 下記合計 + 1 名 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4・5 歳児 30 : 1 ・ <u>嘱託医</u> ・ <u>調理員</u>	(満 2 歳未満) ・ 乳児室又はほふく室 : 3.3 m² × 乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> (満 2 歳以上) ・ 保育室又は遊戯室 : 1.98 m² × 乳児数以上 ・ 屋外遊戯場 : 3.3 m² × 乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> (児童の年齢にかかわらず必要) ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>
小規模保育事業 (B 型)	・ 保育士 (※) 下記合計 + 1 名 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4・5 歳児 30 : 1 ・ <u>嘱託医</u>	(満 2 歳未満) ・ 乳児室又はほふく室 : 3.3 m² × 乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> (満 2 歳以上)

	・ <u>調理員</u> ※ 1 / 2 以上保育士で、保育士以外には研修実施	・ 保育室又は遊戯室 : 1.98 m² × 乳児数以上 ・ 屋外遊戯場 : 3.3 m² × 乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> (児童の年齢にかかわらず必要) ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>
小規模保育事業 (C型)	・ 家庭的保育者 0～2歳児 3 : 1 (家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2) ・ <u>嘱託医</u> ・ <u>調理員</u>	(満2歳未満) ・ 乳児室又はほふく室 : 3.3 m² × 乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> (満2歳以上) ・ 保育室又は遊戯室 : 1.98 m² × 乳児数以上 ・ 屋外遊戯場 : 3.3 m² × 乳児数以上 ・ <u>調理設備、便所</u> (児童の年齢にかかわらず必要) ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>
家庭的保育事業	・ 家庭的保育者 0～2歳児 3 : 1 (家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2) ・ <u>嘱託医</u> ・ <u>調理員</u>	・ 乳幼児の保育を行う専用の部屋 0歳～2歳児1人当たり 3.3 m² ・ <u>調理設備、便所</u> (児童の年齢にかかわらず必要) ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>

地域子育て支援拠点事業	【一般型】 ・子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者：子育ての知識と経験を有する専任の者2名以上（子育て支援員研修を修了している者が望ましい） ※一般型は、公共施設、空き店舗、児童福祉施設、医療施設等で実施されるもの。 【連携型】 ・子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者：子育ての知識を経験を有する専任の者1名以上（子育て支援員研修を修了している者が望ましい） ※連携型は、児童館・児童センターにおける既存の遊戯室、相談室等で実施されるもの。	・ 適当な設備、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等（概ね10組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の広さが必要。）
利用者支援事業	・ 利用者支援専門員：子育て支援員研修を修了した職員を1事業所1名以上専任として配置 ※利用者支援専門員は、子育て支援員研修を修了し、かつ市町村長が定める実務経験の期間を有する者（特定型については、子育て支援員研修を修了している者が望ましい） ※母子保健型（母子保健に関する相談機能を有する施設で実施されるもの）においては、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカーを1名以上配置（専任が望ましい）	【基本型】 ・ 適当な設備 ※基本型は、主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施されるもの。 【特定型】 ・ 適当な設備 ※特定型は、主として市町村窓口で実施されるもの。 【母子保健型】 ・ 適当な設備 ※母子保健型は、母子保健に関する相談機能を有する施設で実施されるもの。

一時預かり事業 (一般型)	・ 保育従事者（保育所に準じ、子どもの人数に応じた数） ※保育従事者は、保育士（2分の1以上）、保育士以外は一定の研修を修了した者 ※平均利用児童数が少ない場合、一定の研修を終了した者は、家庭的保育者でも可	・ 必要な設備（保育所に準じ、子どもの人数に応じた設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）） ※食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備
放課後児童健全育成事業	・ 放課後児童支援員：支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可） ※放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者	・ 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）：おおむね1.65㎡以上×児童数以上 ・ <u>軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>

【生活困窮者を対象としたサービス】

サービス	人員基準	設備基準
就労訓練事業	(人員基準なし)	(設備基準なし)

(3) 人員の兼務が可能な事項

(2) で下線を引いて示した兼務可能な人員については、利用者の処遇上、具体的に問題が想定されるのでなければ、以下の表のとおり兼務が可能である。なお、ここでいう兼務とは、複数のサービスを同じ場所で同時に提供する場合に、各基準において必要とされている人員を兼務すること想定している。

また、同じ場所において、サービスを時間によって高齢者、障害者、児童等に分けて提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の人員基準を満たしていれば、同一の提供者が時間帯によって異なる福祉サービスの人員としてサービスに従事するというかたちで人員の兼務を行うことも可能である。

人員	人員の兼務についての考え方	(参考) 人員の規定がある福祉サービス
管理者 代表者 施設長	・ 基準上管理者、代表者の規定がある各福祉サービスにおける<u>管理者、代表者、施設長</u>を兼務することが可能 ・ この他に、各福祉サービスにおける管理者、代表者以外の<u>兼務可能な従業者</u>を兼務することが可能	(管理者) 【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護（単独型、併設型）、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 【障害者（児）】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス (代表者) 【高齢者等】認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 (施設長) 【障害者（児）】地域活動支援センター
医師	・ 基準上医師の規定がある各福祉サービスにおける<u>医師</u>を兼務することが可能 ・ この他に、各福祉サービスにおける医師以外の<u>兼務可能な従業者</u>を兼務することが可能	【高齢者等】短期入所生活介護 【障害者】生活介護 【児童】保育所

栄養士	・各福祉サービスにおける栄養士以外の <u>兼務可能な従業者</u> を兼務することが可能	【高齢者等】短期入所生活介護
調理員 調理員その他の従業者	・保育所と短期入所生活介護（高齢者）における <u>調理員</u> を兼務することが可能 ・この他に、各福祉サービスにおける調理員以外の <u>兼務可能な従業者</u> を兼務することが可能	（調理員） 【児童】保育所 （調理員その他の従業者） 【高齢者等】短期入所生活介護

（４）設備の共用が可能な事項

（２）で下線を引いて示した共用可能な設備については、利用者の処遇上、具体的に問題が想定されるのでなければ、以下の表のとおり共用が可能である。

また、設備については、玄関やエレベータ等、福祉サービスの基準上は規定がないが、設置されるものが存在する。こうした基準上規定がない設備についても以下の表のとおり設備の共用が可能である。なお、ここでいう共用は、複数のサービスを同じ場所で同時に提供する場合に、設備を共用することを想定している。

また、同じ場所において、サービスを時間によって高齢者、障害者、児童等に分けて提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の設備基準を満たしていれば、同じ設備を時間帯によって異なる福祉サービスの設備として使用するというかたちで設備の共用を行うことも可能である。

【基準上規定がある設備】

設備	設備の共用についての考え方	（参考）設備の規定がある福祉サービス
食堂 居間 機能訓練室 訓練・作業室 指導訓練室 適当な設備 創作的活動又は生産活動の 機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所	・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの食堂、居間、<u>機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、適当な設備、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所</u>を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上これらの設備についての規定がない福祉サービスの利用者・従業者が<u>食事や居場所の提供に係る設備</u>として利用することが可能 ※通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護については、共用する場合であっても、3㎡×利用定員以上の面積は確保すること。	（食堂） 【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護 【障害者】短期入所、共同生活援助 （居間） 【高齢者等】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 【障害者】共同生活援助 （機能訓練室） 【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護、短期入

		所生活介護 (訓練作業室) 【障害者(児)】生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型 (指導訓練室) 【障害者(児)】児童発達支援、放課後等デイサービス (適当な設備) 【児童】地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業 (創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所) 【障害者(児)】地域活動支援センター
浴室	・基準上浴室の規定がある各福祉サービスの浴室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上浴室の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が、浴室、シャワーブース等の設備として利用することが可能	【高齢者等】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護 【障害者(児)】短期入所、共同生活援助
医務室	・基準上医務室の規定がある各福祉サービスの医務室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ※共用に際しては、高齢者等及び児童それぞれへの感染が拡大しないよう注意が必要。	【高齢者等】短期入所生活介護 【児童】保育所
静養室	・基準上静養室の規定がある各福祉サービスの静養室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上静養室の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が静養のためのスペースとして利用することが可能	【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護(単独型・併設型)、短期入所生活介護

事務室 職員室	・基準上事務室の規定がある各福祉サービスの事務室、職員室を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上事務室の規定がない福祉サービスの従業者が事務室、職員室として利用することが可能	（事務室） 【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護（単独型・併設型） （職員室） 【高齢者等】短期入所生活介護
相談室 面談室	・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの相談室、面談室を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上これらの設備の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が相談・面談等のためのスペースとして利用することが可能	（相談室） 【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護（単独型・併設型） 【障害者（児）】生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型 （面談室） 【高齢者等】短期入所生活介護
調理室 調理設備	・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの調理室、調理設備を兼ねることが可能（サービス毎にこれらの設備を別々に設置する必要なし） ・基準上これらの設備の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が調理室等として利用することが可能	（調理室） 【高齢者等】短期入所生活介護 【児童】保育所 （調理設備） 【児童】小規模保育事業、家庭的保育事業
台所	・共同生活援助の利用者・従業者が台所として、利用することが可能	【高齢者等】認知症対応型共同生活介護
洗面所 洗面設備	・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの洗面所、洗面設備を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上洗面所、洗面設備の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が洗面所等として利用することが可能	（洗面所） 【障害者（児）】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助 （洗面設備） 【高齢者等】短期入所生活介護
洗濯室（洗濯場） 汚物処理室	・基準上洗濯室（洗濯場）、汚物処理室の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が洗濯、汚物処理に係る設備として利用することが可能	【高齢者等】短期入所生活介護

介護材料室	・基準上介護材料室の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が <u>物置等のスペース</u> として利用することが可能	【高齢者等】短期入所生活介護
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	・基準上消火設備等の規定がある各福祉サービスの <u>消火設備等</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし）	（消火設備その他の非常災害に際して必要な設備） 【高齢者等】通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護 【障害者（児）】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス （軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備） 【児童】保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、放課後児童健全育成事業
便所	・基準上便所の規定がある各福祉サービスの <u>便所</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上便所の規定がない福祉サービスの利用者が <u>便所</u> としても利用することが可能 ※保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業の便所は、他の福祉サービスの便所とは大きさ等が異なることから、別々に設けることとなる。	【高齢者等】短期入所生活介護 【障害者（児）】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労継続支援 B 型、共同生活援助、地域活動支援センター 【児童】保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業

【基準上規定がない設備等】

設備	設備の共用についての考え方
玄関	・各福祉サービスの <u>玄関</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし）
廊下	・各福祉サービスの <u>廊下</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし）

	※短期入所生活介護の廊下と共用する場合は、廊下の幅が1.8m以上（中廊下の幅は2.7m以上）必要
階段	・各福祉サービスの <u>階段</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし）
エレベータ	・各福祉サービスの <u>エレベータ</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし）
送迎バス	・各福祉サービスの <u>送迎バス</u> を兼ねることが可能（サービス毎に別々に運用する必要なし）
高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁やカーテン等の仕切り	・ <u>設置は不要</u>

（５）基準該当障害福祉サービス等の活用について

指定障害福祉サービス等としての基準は満たしていないが、介護事業所等の基準を満たす事業所であれば、市町村が認めることにより、基準該当障害福祉サービス等として障害福祉サービス等を提供することが可能である。

基準該当障害福祉サービス等が認められる場合としては、例えば、生活介護については「地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供する」ものであることが必要であるが、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施するに当たっては、こうした要件を満たすものとして、基準該当障害福祉サービス等を実施することが可能である。

【参考】基準該当障害福祉サービス等が認められる要件

障害福祉サービス	基準該当障害福祉サービス等が認められる場合
生活介護	・ 指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること ・ 生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
短期入所	・ 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能

	型居宅介護事業者であって、基準該当生活介護等を提供すること ・当該指定小規模機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること ・短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
機能訓練	・指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において機能訓練が提供されていないこと等により機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供すること（指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については、平成28年4月1日より施行） ・機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
生活訓練 ※宿泊型自立訓練を除く	・指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において生活訓練が提供されていないこと等により生活訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供すること（指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については、平成28年4月1日より施行） ・生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
就労継続支援B型	・社会福祉法、生活保護法に基づく授産施設経営者が運営主体であること
児童発達支援 ※重症心身障害児を通わせる事業所、児童発達支援センターであるものを除く	・指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供すること ・児童発達支援事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
放課後等デイサービス ※重症心身障害児を通わせる事業所を除く	・指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な

	障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること ・放課後等デイサービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
--	--

(6) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例

(2)～(5)を踏まえ、高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせる福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる提供する場合の例を用いて示した。

【通いのサービスや居場所を提供するサービスを組み合わせる例】

例① 通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋放課後等デイサービス（障害児）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 生活介護、放課後等デイサービスは、<u>通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス等として提供可能</u>	○ 生活介護、放課後等デイサービスは、<u>通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス等として提供可能</u>
（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護、放課後等デイサービス】（通所介護、認知症対応型通所介護の必要人員）	（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】 <u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護、放課後等デイサービス】（通所介護、認知症対応型通所介護の必要設備）

例② 通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋小規模保育事業（B型）（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u> ○ 管理者、嘱託医、調理員：<u>兼務可能</u>	○ 生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u> ○ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備と軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>別々に設置する必要なし</u> ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、医務室、調理室、便所、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>各サービスの利用者・従業員が利用可能</u>
（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】（通所介護の必要人員） 【小規模保育事業】保育士（※）、嘱託医、調理員 ※1／2以上保育士で、保育士以外には研修実施	（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護】（通所介護の必要設備） 【小規模保育事業】乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室、屋外遊技場、<u>医務室、調理室、便所、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>

例③ **通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋地域子育て支援拠点事業（児童）＋利用者支援事業（基本型）（児童）**

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u>	○ 生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u> ○ 食堂・機能訓練室と適当な設備：<u>別々に設置する必要なし</u> ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、適当な設備、消火設備その他非常災害に際して必要な設備：<u>各サービスの利用者・従業者が利用可能</u>
（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】<u>管理者</u>、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】（通所介護の必要人員） 【地域子育て支援拠点事業】子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者 【利用者支援事業】利用者支援専門員	（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護】（通所介護の必要設備） 【地域子育て支援拠点事業】<u>適当な設備</u>、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等 【利用者支援事業】<u>適当な設備</u>

例④ **小規模多機能型居宅介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋一時預かり事業（児童）**

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u>	○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u> ○ 居間及び食堂、浴室、消火設備及び非常発生時に対する非常設備：<u>一時預かり事業の利用者・従業者が利用可能</u>
（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【小規模多機能型居宅介護】<u>管理者</u>、<u>代表者</u>、小規模多機能型居宅介護従業者、計画作成担当者 【生活介護】（小規模多機能型居宅介護の必要人員） 【一時預かり事業】保育従事者	（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【小規模多機能型居宅介護】<u>居間及び食堂、宿泊室、浴室、消火設備及び非常災害発生時に対する必要設備、その他必要な設備及び備品等</u> 【生活介護】（小規模多機能型居宅介護の必要設備） 【一時預かり事業】必要な設備

【訓練や就労支援を行うサービスを組み合わせる例】

例⑤ 認知症対応型通所介護（高齢者等）＋就労継続支援 B 型（障害者）＋放課後児童健全育成事業（児童）＋就労訓練事業（生活困窮者）

兼務可能な人員	共用可能な設備
○ 管理者：<u>兼務可能</u>	○ 食堂・機能訓練室と訓練作業室、相談室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備と軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>別々に設置する必要なし</u> ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、訓練・作業室、洗面所、便所、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>各サービスの利用者・従業員が利用可能</u>
（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型通所介護】管理者、生活相談員、看護師若しくは准看護師又は介護職員、機能訓練指導員 【就労継続支援 B 型】<u>管理者</u>、職業指導員、サービス管理責任者 【放課後児童健全育成事業】放課後児童支援員 【就労訓練事業】（基準なし）	（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【認知症対応型通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備 【就労継続支援 B 型】<u>訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所、消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備 【放課後児童健全育成事業】専用区画、<u>軽便消火器</u>等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備 【就労訓練事業】（基準なし）

【泊まりのサービスを組み合わせる例】

例⑥ 通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋就労継続支援 B 型（障害者）＋短期入所生活介護（高齢者等）＋短期入所（障害者）＋保育所（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u> ○短期入所は、短期入所生活介護の基準で、<u>空床利用型事業所として提供可能</u> ○管理者、医師、栄養士、調理員その他の従業者：<u>兼務可能</u>	○ 生活介護は、通所介護の基準で、<u>基準該当障害福祉サービスとして提供可能</u> ○ 短期入所は、短期入所生活介護の基準で、<u>空床利用型事業所として提供可能</u> ○ 食堂・機能訓練室と訓練・作業室、事務室と職員室、相談室と面談室、医務室、調理室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備と軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>別々に設置する必要なし</u> ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、訓練・作業室、洗面所、洗面設備、便所、医務室、面談室、浴室、調理室、洗濯室（洗濯場）、汚物処理室、介護材料室、軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備：<u>各サービスの利用者・従業者が利用可能</u>
（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】<u>管理者</u>、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】（通所介護の必要人員） 【就労継続支援 B 型】<u>管理者</u>、職業指導員、サービス管理責任者 【短期入所生活介護】<u>管理者</u>、<u>医師</u>、<u>栄養士</u>、生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、<u>調理員その他の従業者</u> 【短期入所】（短期入所生活介護の必要人員） 【保育所】保育士、嘱託医、調理員	（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】<u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>相談室</u>、<u>事務室</u>、<u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護】（通所介護の必要設備） 【就労継続支援 B 型】<u>訓練・作業室</u>、<u>相談室（多目的室）</u>、<u>洗面所</u>、<u>便所</u>、<u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> 【短期入所生活介護】<u>居室</u>、<u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>医務室</u>、<u>面談室</u>、<u>介護職員室</u>、<u>看護職員室</u>、<u>浴室</u>、<u>洗面設備</u>、<u>便所</u>、<u>調理室</u>、<u>洗濯室（洗濯場）</u>、<u>汚物処理室</u>、<u>介護材料室</u> 【短期入所】（短期入所生活介護の必要設備） 【保育所】<u>乳児室・ほふく室</u>、<u>保育室</u>、<u>遊戯室</u>、<u>屋外遊技場</u>、<u>医務室</u>、<u>調理室</u>、<u>便所</u>、<u>軽便消火器具等の消火用具</u>、<u>非常口その他非常災害に必要な設備</u>

例⑦ 認知症対応型共同生活介護（高齢者等）＋共同生活援助（障害者）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 管理者、代表者：<u>兼務可能</u>	○ 居間、食堂、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：<u>別々に設ける必要なし</u> ○ 居間、食堂、台所、浴室、便所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：<u>各サービスの利用者が利用可能</u>
（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型共同生活介護】<u>管理者、代表者</u>、介護従業者、計画作成担当者 【共同生活援助】<u>管理者</u>、サービス管理責任者、世話人、生活支援員	（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【認知症対応型共同生活介護】居室、<u>居間、食堂、台所、浴室、消火設備</u> 【共同生活援助】居室、<u>居間、食堂、便所、浴室、消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備

雇児発 0 1 2 4 第 1 号
社援発 0 1 2 4 第 1 号
老 発 0 1 2 4 第 1 号
平成 2 9 年 1 月 2 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 2 1 号）による改正後の社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 5 5 条の 2 の規定に基づき、平成 2 9 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。

さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。

今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 2 8 年第 1 6 8 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 2 6 年厚生省令第 2 8 号）第

6条の13から第6条の22までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成29年4月1日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成29年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成28年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるので、ご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）の今日的な意義は、社会福祉事業や公益事業に係る福祉サービスの供給・確保の中心的役割を果たすことのみならず、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、積極的に地域社会に貢献していくことにある。

したがって、国民の税や保険料を原資とする介護報酬や措置費、委託費等により、事業を運営している法人の公益的性格に照らせば、地域や利用者の福祉ニーズを的確に把握し、既存の社会福祉事業又は公益事業を充実させていくとともに、自ら提供するサービスの質を高めていくことが求められる。

また、地域の福祉ニーズに対応したサービスが不足する場合には、既存の社会福祉制度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していくことが求められるものである。

このような中、これまでの法人制度においては、法人が保有する財産の分類や取扱いに係るルールが必ずしも明確でなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の用途等について明確な説明責任を果たすことが困難であった。

このため、平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）においては、平成29年4月1日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないこととされている。

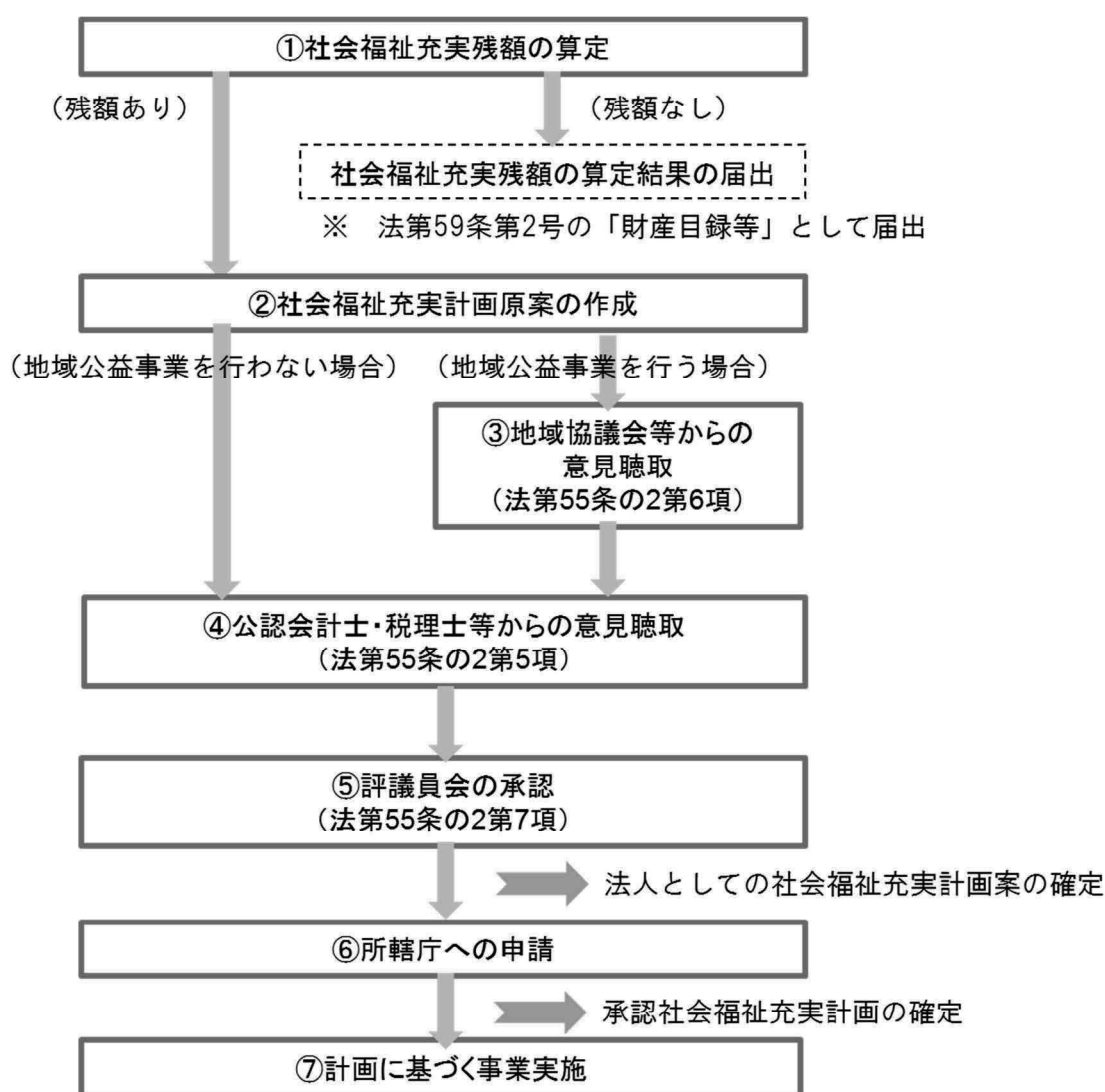
さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならないこととなる。

このような観点から、社会福祉充実残額の算定に当たって必要となる控除対象財産の範囲については、各法人間において客観的かつ公平なルールとなるよう、これを明確化するものである。

また、社会福祉充実残額が生じる場合、法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って社会福祉充実事業を実施しなければならないこととなるが、これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。

2. 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。



なお、④の意見聴取に当たっては、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとする。

また、社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度行わなければならないものであるとともに、当該算定の結果、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、これら一連の作業を決算の時期に併せて行わなければならないものである。

3. 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第55条の2第1項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第6条の14関係）

（1）控除対象財産の基本的な考え方

「控除対象財産」は、事業継続に最低限必要な財産を明確化する観点から、法人が現に社会福祉事業や公益事業、収益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に活用している不動産等や、建替・設備更新の際に必要となる自己資金、運転資金に限定する。

(2) 社会福祉充実残額の算定式

社会福祉充実残額は、次の計算式により算定すること。

(計算式)

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」－(②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」＋③「再取得に必要な財産」＋④「必要な運転資金」)

① 活用可能な財産 = 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

② 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

③ 「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率) × 一般的な自己資金比率(%)

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

＋ (建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合(%))－過去の大規模修繕に係る実績額〇円

(注1) 過去の大規模修繕に係る実績額が不明な法人の特例((5)の⑤参照。)

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

＋ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産(②において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額〇円

④ 「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

(注2) 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例((7)参照。)

なお、上記の計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるとともに、最終的な計算の結果において1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

このため、社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要となるが、1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、4から8までに掲げる手続を経た上で、当該計画に基づき、社会福祉充実事業を行うことが必要であること。

ただし、当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には、当該費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能であることから、当該計画を策定しないことができること。

また、上記計算式の各種指標については、別途（独）福祉医療機構に構築することとしている「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）によるデータ等を踏まえ、毎年度検証を行い、その結果、必要に応じて見直しを行うものであること。

（３）「活用可能な財産」の算定（法第５５条の２第１項第１号及び規則第６条の１４第１項第１号関係）

「活用可能な財産」は、法人単位の貸借対照表から、次のとおり算定すること。

資産の部				負債の部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金			
事業未収金				その他の未払金			
未収金				支払手形			
未収補助金				役員等短期借入金			
未収収益				１年以内返済予定設備資金借入金			
受取手形				１年以内返済予定長期運営資金借入金			
貯蔵品				１年以内返済予定リース債務			
医薬品				１年以内返済予定役員等長期借入金			
診療・療養等材料費				１年以内支払予定長期未払金			
給食用材料				未払費用			
商品・製品				預り金			
仕掛品				職員預り金			
原材料				前受金			
立替金				前受収益			
前払金				仮受金			
前払費用				賞与引当金			
１年以内回収予定長期貸付金				その他の流動負債			
短期貸付金							
仮払金							
その他の流動資産							
徴収不能引当金							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				リース債務			
定期預金				役員等長期借入金			

投資有価証券				退職給付引当金			
				長期未払金			
				長期預り金			
その他の固定資産				その他の固定負債			
土地				負債の部合計	㊀		
建物				純資産の部			
構築物				基本金	㊀		
機械及び装置				国庫補助金等特別積立金	㊀		
車両運搬具				その他の積立金			
器具及び備品				〇〇積立金			
建設仮勘定				次期繰越活動増減差額			
有形リース資産				(うち当期活動増減差額)			
権利							
ソフトウェア							
無形リース資産							
投資有価証券							
長期貸付金							
退職給付引当資産							
長期預り金積立資産							
〇〇積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産				純資産の部合計			
資産の部合計	㊀			負債及び純資産の部合計			

※ 「活用可能な財産」＝㊀－㊀－㊀－㊀

なお、この計算の結果が0以下となる場合については、社会福祉充実残額が生じないことが明らかであることから、以降の計算は不要であること。

(4)「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第6条の14第1項第1号関係）

① 基本的な考え方

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産は、法人が現に実施する社会福祉事業等に、直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼし得るものとする。

一方、法人が実施する社会福祉事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産については、控除対象とはならない。

こうした基本的な考え方の下、具体的な内容については、原則として、次表に掲げるとおりであること。

(◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの、－：控除対象とはならないもの)

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項等
大区分	中区分	勘定科目の内容		
流動資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	－	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	受取手形	事業の取引先との通常取引に基づいて発生した手形債権（金融手形を除く）をいう。	－	
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。	○	
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
	原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎	

立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	

	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。		資産から控除済。
固定資産 (基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。 法人設立時に必要とされたものに限り、控除対象となる。(注1)
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
固定資産 (その他の固定資産)	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。(注2)
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	
	器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の特約が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。

事業区分 間長期貸 付金	他の事業区分への貸付金で貸借対 照表日の翌日から起算して入金 の期限が1年を超えて到来するもの をいう。		法人全体の貸借対照表に は計上されない。
拠点区分 間長期貸 付金	同一事業区分内における他の拠点 区分への貸付金で貸借対照表日の 翌日から起算して入金の期限が1 年を超えて到来するものをいう。		
退職給付 引当資産	退職金の支払に充てるために退職 給付引当金に対応して積み立てた 現金預金等をいう。		負債から控除済。
長期預り 金積立資 産	長期預り金（注：ケアハウス等にお ける入居者からの管理費等）に対応 して積み立てた現金預金等をいう。		
〇〇積立 資産	将来における特定の目的のために 積み立てた現金預金等をいう。なお、 積立資産の目的を示す名称を付し た科目で記載する。	—	使途目的の定めのない財 産であることから控除対 象とはならない。（注3） ただし、障害者総合支援法 に基づく就労支援事業に よる工賃変動積立資産に ついては、この限りではな い。
差入保証 金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸 人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供 されることが明らかに見 込まれることから、控除対 象となる。
長期前払 費用	時の経過に依存する継続的な役務 の享受取引に対する前払分で貸借 対照表日の翌日から起算して1年 を超えて費用化される未経過分の 金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対 象となる。
その他の 固定資産	上記に属さない債権等であって、貸 借対照表日の翌日から起算して入 金の期限が1年を超えて到来する ものをいう。ただし、金額の大きい ものについては独立の勘定科目を 設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供 されるものに限り、控除対 象となる。

注1 基本財産のうち、土地・建物を除く定期預金及び投資有価証券については、法人設立時に必要とされた基本財産（社会福祉施設等を経営する法人にあっては、100万円又は1,000万円、社会福祉施設等を経営しない法人にあっては、1億円又は所轄庁が認めた額など、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号。）等に基づき必要とされた額に限る。）の範囲内で控除対象となる。

注2 現に社会福祉事業等に活用していない土地・建物については、原則として控除対象とはならないが、社会福祉充実残額の算定を行う会計年度の翌会計年度に、具体的な活用方策が明らかな場合（翌会計年度中に社会福祉事業等に活用する建物の建設に着工する場合であって、事業開始は翌々会計年度以降となるような場合を含む。）については、この限りではない。

なお、土地・建物を翌々会計年度以降に活用する場合にあっては、社会福祉充実計画において、具体的な活用方策を記載することにより、当該土地・建物を保有し、活用することが可能である。

注3 国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から使途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等については、控除対象となる。

注4 損害保険金又は賠償金を受け、これを原資として建物等の現状復旧を行うための財産については、当該保険金又は賠償金の範囲で控除対象となる。

② 対応基本金及び国庫補助金等特別積立金の調整

控除対象財産の財源について、基本金及び国庫補助金等特別積立金により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金及び国庫補助金等特別積立金を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から差し引く調整を行うこと。

なお、対応基本金については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号。以下「運用取扱通知」という。）の別紙3（⑥）の基本金明細書に記載される第1号基本金及び第2号基本金に係る当期末残高の合計額とすること。

③ 対応負債の調整

控除対象財産の財源について、借入金（負債）により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から負債分を差し引く調整を行うこと。

具体的な調整方法については、貸借対照表における次の①から④までの科目の合計額（控除対象財産に明らかに対応しない負債は除く。）を、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の合計額から差し引くこと。

負債の部	
大科目	中科目
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 ① 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 ② 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債
固定負債	③ 設備資金借入金 長期運営資金借入金 ④ リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債

※ 「対応負債」＝①＋②＋③＋④

④ 対応基本金等の調整の結果、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額が0未満となる場合の取扱い

②及び③の調整の結果が0未満となる場合については、当該調整結果にかかわらず、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額を0とすること。

【対応基本金及び国庫補助金等特別積立金並びに対応負債の調整の例】

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		固定負債	
現金預金	20	設備資金借入金	30
固定資産		長期運営資金借入金	10
基本財産		純資産の部	
土地	20	基本金 ※ 第3号基本金を含まない場合。	20
建物	60	国庫補助金等特別積立金	10
		次期繰越活動増減差額	30

※1 本事例の場合、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる額は、土地・建物価額 80－対応基本金 20－国庫補助金等特別積立金 10－対応負債（設備資金借入金）30＝20 となる。

※2 これは、「活用可能な財産」の算定に当たって、資産 100－負債 40－基本金 20－国庫補助金等特別積立金 10＝30 としているが、ここから土地・建物価額 80 全額を控除した場合、当該価額の構成要素となっている負債、基本金及び国庫補助金相当額について二重の控除となるため、上記の調整を行うものである。

⑤ 財産目録の記載方法

財産目録については、運用取扱通知の別紙4に従って記載すること。

なお、財産目録の記載に当たっては、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示することが原則であるが、それらの価値が特定できるような内容とすれば足りるものであり、車輛番号や預金に関する口座番号は任意の記載として差し支えないこと。

財産目録の具体的な記載方法（例）は次のとおりであること。

財 産 目 録 （記載例）							→算定シートで判定（財産目録を構成しない）	
平成 年 月 日現在							(単位:円)	
貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	控除対象	控除対象額
I 資産の部								
1 流動資産								
現金預金								
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	× × ×	×	
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	運転資金として	—	—	× × ×	×	
	小計					× × ×		
事業未収金		—	〇月分介護報酬等	—	—	× × ×	×	
.....		—		—	—			
流動資産合計						× × ×		
2 固定資産								
(1) 基本財産								
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	—	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	—	—	× × ×	○	
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	—	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	—	—	× × ×	○	
	小計					× × ×		
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	19 × × 年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	× × ×	× × ×	× × ×	○	
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19 × × 年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	× × ×	× × ×	× × ×	○	
	小計					× × ×		
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	—	—	× × ×	○	
投資有価証券	第〇回利付国債他	—	特段の指定がない	—	—	× × ×	×	
.....		—		—	—			
基本財産合計						× × ×		
(2) その他の固定資産								
土地	(C拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	—	5年後に開設する〇〇事業のための用地	—	—	× × ×	×	
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	—	本部として使用している	—	—	× × ×	○	
	小計					× × ×		
建物	(D拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20 × × 年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	× × ×	× × ×	× × ×	○	
車輛運搬具	〇〇他3台	—	利用者送迎用	× × ×	× × ×	× × ×	○	
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	—	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	—	—	× × ×	×	
.....		—		—	—			
その他の固定資産合計						× × ×		
固定資産合計						× × ×		
資産合計						× × ×		

Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	—		—	—	×××
職員預り金	〇月分源泉所得税他	—		—	—	×××
.....		—		—	—	
流動負債合計						×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	×××
.....		—		—	—	
固定負債合計						×××
負債合計						×××
差引純資産						×××

（記載上の留意事項）

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

（５）「再取得に必要な財産」の算定（規則第６条の１４第１項第２号関係）

① 基本的な考え方

社会福祉施設等の「再取得に必要な財産」については、現に事業に活用している建物・設備等と同等のものを将来的に更新することを前提としつつ、建物については、建設当時の建設資材や労務費の変動等を考慮した建設単価等上昇率を勘案した上で必要額を控除する。

また、建替費用は、補助金、借入金、自己資金（寄付金を含む。以下同じ。）により構成されるが、当該自己資金相当額については、基本的には、毎会計年度計上される減価償却費相当額が財源となることが想定される。

このため、建物の建替に必要な財産の算定に当たっては、直近の補助金や借入金の水準を勘案した一般的な自己資金比率を設定し、これに減価償却累計額を乗じて得た額を基本とする。

また、当該財産は、建物の経過年数に応じて必要な財産額を算定するため、独立した建物単位で算定し、これらを法人全体で合算するものとする。

② 減価償却累計額について

減価償却累計額は、減価償却期間満了後の額ではなく、社会福祉充実残額を算定する各会計年度末において、既に計上された減価償却費の累計額とすること。

また、減価償却累計額は、建物の建設時からの経過年数に応じて異なるものであることから、独立した建物単位で算定し、それぞれ次の③及び④に掲げる割合を乗じること。

なお、建物に係る減価償却の計算に当たって必要となる耐用年数については、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。

③ 建設単価等上昇率について

建設単価等上昇率については、別に通知する国土交通省が公表する建設工事費デフレーターによる上昇率又は次の計算式による割合のいずれか高い割合により算定すること。

(計算式)

別に定める 1 m^2 当たりの建設等単価 $\div$ 当該建物の建設時における 1 m^2 当たりの建設単価 (当該建物の建設時の取得価額 $\div$ 当該建物の建設時における延べ床面積) (小数点第 4 位を四捨五入すること。)

④ 一般的な自己資金比率について

一般的な自己資金比率については、別に定める割合を乗じて算定すること。

ただし、現に社会福祉事業等に活用している建物について、建設時における自己資金比率が一般的な自己資金比率を上回る場合には、次の計算式により得た割合とすることができること。

(計算式)

当該建物の建設に係る自己資金額 $\div$ 当該建物の建設時の取得価額 (小数点第 4 位を四捨五入すること。)

また、既存建物を取得した場合については、当該建物の取得時における自己資金比率が、一般的な自己資金比率以下である場合にあっては一般的な自己資金比率と、一般的な自己資金比率を上回る場合にあっては当該建物の取得時における自己資金比率とすることができること。

⑤ 大規模修繕に必要な費用について

大規模修繕に必要な費用については、原則として、独立した建物ごとの減価償却累計額に、別に定める割合を乗じて得た額から、過去の大規模修繕に係る実績額を控除し、これらを法人全体で合算して得た額 (当該計算の結果が 0 未満となる場合については、0 とすること。) とすること。

ただし、これまでの大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に次の計算式により得た額とすることができること。

(計算式)

建物に係る減価償却累計額 $\times$ 別に定める割合 $\times$ {建物に係る貸借対照表価額 $\div$ (建物に係る貸借対照表価額 + 建物に係る減価償却累計額)}

⑥ 設備・車両等の更新に必要な費用

設備・車両等の更新に必要な費用については、(4)の算定に当たって、財産目録において特定した建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額とすること。

(6)「必要な運転資金」の算定(規則第6条の14第1項第3号関係)

① 基本的な考え方

「必要な運転資金」については、賞与の支払いや、突発的な建物の補修工事等の緊急的な支出等に備えるための最低限の手元流動資金として、必要額を控除する。

② 年間事業活動支出の3月分について

年間事業活動支出の3月分は、次のとおり、法人単位の資金収支計算書における事業活動支出に12分の3を乗じて得た額とすること。

勘定科目			予算	決算	差異	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入				
		老人福祉事業収入				
		児童福祉事業収入				
		保育事業収入				
		就労支援事業収入				
		障害福祉サービス等事業収入				
		生活保護事業収入				
		医療事業収入				
		（何）事業収入				
		（何）収入				
		借入金利息補助金収入				
		経常経費寄付金収入				
		受取利息配当金収入				
		その他の収入				
		流動資産評価益等による資金増加額				
	事業活動収入計					
	支出	人件費支出				
		事業費支出				
		事務費支出				
		就労支援事業支出				
授産事業支出						
（何）支出						
利用者負担軽減額						
支払利息支出						
その他の支出						
流動資産評価損等による資金減少額						
事業活動支出計			㊦			
事業活動資金収支差額						

施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入				
		施設整備等寄付金収入				
	設備資金借入金収入					
	固定資産売却収入					
	その他の施設整備等による収入					
	施設整備等収入計					
支出	設備資金借入金元金償還支出					
	固定資産取得支出					
	固定資産除却・廃棄支出					
	ファイナンス・リース債務の返済支出					
	その他の施設整備等による支出					
施設整備等支出計						
施設整備等資金収支差額						
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄付金収入				
		長期運営資金借入金収入				
		長期貸付金回収収入				
		投資有価証券売却収入				
		積立資産取崩収入				
		その他の活動による収入				
	その他の活動収入計					
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出				
		長期貸付金支出				
投資有価証券取得支出						
積立資産支出						
その他の活動による支出						
その他の活動支出計						
その他の活動資金収支差額						
予備費支出						
当期資金収支差額合計						
前期末支払資金残高						
当期末支払資金残高						

※ 「年間事業活動支出の3月分」＝ $\textcircled{A} \times 3 / 12$

(7) 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であって、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は当該土地・建物の価額が著しく低い場合（具体的には、(5) 及び (6) の算定の結果の合計額と、年間事業活動支出（(6) の②の $\textcircled{A}$ と同額とする。以下同じ。）とを比較して、当該合計額が年間事業活動支出を下回る場合とする。）の控除対象財産については、特例的な取扱いとして、将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、(2) の社会福祉充実残額の算定式にかかわらず、年間事業活動支出全額を控除することができること。

なお、この場合、(5) 及び (6) の算定の結果については、控除しないこと。

(8) 社会福祉充実残額の計算過程に関する書類の保存

社会福祉充実残額の計算過程に関する書類については、法人において、毎会計年度における最初の日から10年間保存しておくこと。

ただし、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、当該計画の実施期間における各年度の当該書類について、計画の実施期間の満了の日から10年間保存しておくこと。

(9) その他

社会福祉充実残額の算定に当たっては、法人の計算書類などから、各種数値を用いて算定する必要があるが、これらの事務処理の簡素化を図る観点から、法人においては、原則として電子開示システムに組み込まれた「社会福祉充実残額算定シート」を活用すること。

4. 社会福祉充実計画原案の策定

(1) 社会福祉充実計画に記載すべき内容（法第55条の2第3項及び規則第6条の15関係）

社会福祉充実計画は、3による計算の結果、社会福祉充実残額が生じた場合に限り、法人単位で策定しなければならないものである。

また、社会福祉充実計画に記載すべき内容は、次に掲げるとおりであり、具体的な様式は別紙1のとおりとすること。

- ① 既存事業の充実又は新規事業（社会福祉充実事業）の規模及び内容
- ② 事業区域
- ③ 社会福祉充実事業の事業費
- ④ 社会福祉充実残額
- ⑤ 計画の実施期間
- ⑥ 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報
- ⑦ 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果
- ⑧ 資金計画
- ⑨ 公認会計士・税理士等からの意見聴取年月日
- ⑩ 地域協議会等の意見の反映状況
(地域公益事業を実施する場合に限る。)
- ⑪ 計画の実施期間が5か年度を超える理由等

なお、社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の検討に当たっては、将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であり、こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましいこと。

(2) 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類（法第55条の2第4項及び規則第6条の16関係）

社会福祉充実計画には、次に掲げる事業の全部又はいずれかを実施するための内容を記載すること。

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち、①及び②に掲げる事業以外のもの

なお、社会福祉充実計画に位置付ける事業は、①から③までに掲げる事業の順に、その実施について検討を行わなければならない、その検討結果については、社会福祉充実計画に記載することが必要であること。

また、新たな事業を実施する場合については、定款変更の有無を検討し、所轄庁とも相談の上、必要な手続を行うこと。

(3) 地域公益事業について（法第55条の2第6項関係）

地域公益事業については、法第55条の2第4項第2号の規定のとおり、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」と定義されるものであり、法第26条第1項に規定する公益事業に該当するものであること。

地域公益事業の内容については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成28年6月1日付け社援基発0601第1号）を参照のこと。

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

社会福祉充実計画は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、その実施期間を10か年度以内とすることができること。

- ① 社会福祉充実残額の規模からして、5か年度の計画実施期間内に費消することが合理的ではない場合
- ② 5か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建替を行うなど、5か年の計画実施期間経過後に社会福祉充実残額の使途につき、明確な事業計画が定まっている場合

また、計画の実施期間の範囲で、事業の始期（所轄庁による計画の承認日以降に限る。）や終期、実施期間（単年度又は複数年度）、各年度の事業費は、法人の任意で設定することができること。

なお、社会福祉充実計画の実施期間の満了により、所轄庁による承認の効力は失効すること。その際、実施期間の満了する会計年度の決算において、社会福祉充実残額が生じた場合には、改めて翌会計年度以降を実施期間とする社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得る必要があること。

(5) 社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例

社会福祉充実残額については、(4)のとおり、社会福祉充実計画の実施期間の範囲で、その全額を活用することを原則とするが、最初に策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必ずしも合理的ではない場合も想定されることから、当分の間、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を社会福祉充実事業に充てることを内容とする計画を策定することができること。

5. 社会福祉充実計画原案に係る公認会計士・税理士等への意見聴取（法第55条の2第5項及び規則第6条の17関係）

社会福祉充実計画原案の策定後、次に掲げる内容について、公認会計士又は税理士等の財務の専門家への意見聴取を行うこと。

① 社会福祉充実残額の算定関係

- ア 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定
- イ 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算
- ウ 再取得に必要な財産の再計算
- エ 必要な運転資金の再計算
- オ 社会福祉充実残額の再計算

② 法人が行う社会福祉充実事業関係

カ 事業費の再計算

また、財務の専門家とは、公認会計士、税理士のほか、監査法人、税理士法人をいうものであり、法人の会計監査人や顧問税理士、これらの資格を保有する評議員、監事等（理事長を除く。）であつても差し支えないこと。

なお、意見聴取の結果については、別紙2の様式例により、公認会計士又は税理士等の財務の専門家から確認書を提出させること。

また、当該確認書の交付日は、社会福祉充実残額を算定した会計年度に係る監事監査報告書の作成年月日以降を基本とすること。

6. 社会福祉充実計画原案に係る地域協議会等への意見聴取（法第55条の2第6項関係）

地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、次に掲げる内容について、地域協議会等への意見聴取を行うこと。

- ① 地域の福祉課題
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容
- ③ 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- ④ 関係機関との連携

なお、地域協議会については、法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることを踏まえ、原則として所轄庁が体制整備を行うものであり、具体的な内容については別紙3のとおり、地域の実情に応じた体制を構築すること。

7. 社会福祉充実計画案に係る評議員会の承認（法第55条の2第7項関係）

5、6の手続を経て必要な意見聴取を行った社会福祉充実計画原案は、評議員会に諮り、その承認を得た上で、法人としての社会福祉充実計画案を確定すること。

なお、評議員会に先立って、理事会においてもその承認を得ることが必要であること。

8. 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請（法第55条の2第1項、第2項及び第9項並びに規則第6条の13関係）

評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙4の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに、法第59条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。

所轄庁においては、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることを踏まえ、次の内容について確認を行うこと。

- ① 計画案に必要事項が記載されているか。
- ② 計画案の策定に当たって法において必須とされている手続が行われているか。
- ③ 計画案の内容に、次に掲げる視点から著しく合理性を欠く内容が含まれていないか。
 - ア 社会福祉充実残額と事業の規模及び内容の整合性（法第55条の2第9項第1号）
 - イ 社会福祉事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第55条の2第9項第2号）

ウ 地域公益事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第55条の2第9項第3号）

- ④ 計画案の内容が、申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との関係において、施設整備等の観点から実現不可能な内容となっていないか。

この際、所轄庁は、社会福祉充実計画が、申請時点での法人の社会福祉充実残額の使途に関する事業計画を明らかにする趣旨であることにかんがみ、法人に対して特定の事業の実施を指導するなど、法人の自主性を阻害するようなことがあってはならず、上記の点に係る審査を経て承認を行うものとする。

なお、所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合については、当該計画案の承認をもって将来の施設整備費補助、事業所指定等を法人に対して確約するものではないことに留意すること。

また、行政計画の改定等の状況の変化により、社会福祉充実計画に基づく事業の実施が困難となった場合には、当然に当該計画の変更又は終了が必要となること。

9. 社会福祉充実計画に基づく事業実施（法第55条の2第11項関係）

所轄庁の承認を得た後、法人は、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施しなければならないこと。

なお、社会福祉充実事業の開始時期については、所轄庁の承認日以降とすること。

また、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施することが困難となった場合には、10又は11に記載のとおり、当該計画の変更又は終了を行うこと。

10. 社会福祉充実計画の変更（法第55条の3及び規則第6条の18から第6条の20まで関係）

社会福祉充実計画の変更を行う場合については、軽微な変更を行う場合を除き、別紙5の様式例により、所轄庁に対して変更承認の申請を行うこと。

社会福祉充実計画の変更承認の申請を行う場合の手続は、3から8までに掲げる手続を改めて行う必要があるので留意すること。

また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合については、別紙6の様式例により、所轄庁に届出を行うこと。

なお、社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにするという趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に変更を行うことは要しないが、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うこと。

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とすること。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 - ア 対象者の追加・変更 - イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施 地域関連	○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合	○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施 期間関連	○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実 残額関連	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

なお、社会福祉充実計画における事業実施期間の変更は、最大10か年度の範囲内で可能であるが、当該変更は、社会福祉充実残額の規模や地域のニーズの変化等を踏まえた上で行われるべきものであり、合理的な理由なく、単に事業実施期間を延長することは認められないこと。

1 1. 社会福祉充実計画の終了（法第55条の4及び規則第6条の21関係）

社会福祉充実計画の実施期間中に、やむを得ない事由により当該計画に従って事業を行うことが困難である場合には、別紙7の様式例により、あらかじめ所轄庁の承認を受けて社会福祉充実計画を終了することができること。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、

- ① 社会福祉充実事業に係る事業費が見込みを上回ること等により、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合
 - ② 地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実事業の実施の目的を達成し、又は事業の継続が困難となった場合
- などが想定されること。

なお、社会福祉充実計画の終了時に、会計年度途中の段階でなお社会福祉充実残額が存在している場合については、その段階で新たな社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度末の段階で改めて社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額が生じる場合には、翌会計年度以降を計画の実施期間とする新たな社会福祉充実計画を策定すること。

1 2. その他

（1）社会福祉充実計画の公表

次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表すること。

- ① 社会福祉充実計画を策定し、所轄庁にその承認を受けた場合
- ② 社会福祉充実計画を変更し、所轄庁にその承認を受け、又は届出を行った場合

なお、規則第10条第2項の規定に基づき、法人が電子開示システムを活用して社会福祉充実計画の公表を行うときは、これを行ったものとみなすことができること。

（2）社会福祉充実事業に係る実績の公表

社会福祉充実計画に記載した社会福祉充実事業に係る実績については、毎年度、法人のホームページ等において、その公表に努めること。

（3）社会福祉充実計画の保存

社会福祉充実計画は、法人において、計画の実施期間満了の日から10年間保存しておくこと。

(別紙 1)

平成○年度～平成○年度 社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名			法人番号					
法人代表者氏名								
法人の主たる所在地								
連絡先								
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日								
評議員会の承認年月日								
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成○年度末現在)	1か年度目 (平成○年度末現在)	2か年度目 (平成○年度末現在)	3か年度目 (平成○年度末現在)	4か年度目 (平成○年度末現在)	5か年度目 (平成○年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)								
本計画の対象期間								

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目						
	小計					
2か年度目						
	小計					
3か年度目						

	小計					
4 か年 度目						
	小計					
5 か年 度目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1 か年度目	2 か年度目	3 か年度目	4 か年度目	5 か年度目	合計
	計画の実施期間における事業費合計						
	財 源 構 成	社会福祉充実 残額					
		補助金					
		借入金					
		事業収益					
		その他					

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	平成○年○月○日～平成○年○月○日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1 か年度目	
	2 か年度目	
	3 か年度目	
	4 か年度目	
	5 か年度目	
事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇千円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円)

地域協議会等の意見と その反映状況	
------------------------------	--

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

社会福祉充実計画記載要領

1. 基本的事項について

- ① 地域住民その他の関係者への意見聴取年月日
地域協議会の開催日など、意見聴取を行った年月日を記載すること。
- ② 公認会計士・税理士等の意見聴取年月日
確認書に記載の年月日を記載すること。
- ③ 会計年度別の社会福祉充実残額の推移
本計画の対象となる社会福祉充実残額の総額（確定額）を記載するとともに、計画の実施期間における社会福祉充実事業費に係る支出予定額及び当該残額の推移（見込額）を記載すること。
また、社会福祉充実事業に充てない社会福祉充実残額がある場合には、6 のとおり、理由を記載した上、「社会福祉充実事業未充当額」欄に当該金額を記載すること。
- ④ 本計画の対象期間
本計画の対象期間は、所轄庁の承認見込日以降を始期とし、全ての社会福祉充実事業の終了見込年月日を終期とすること。

2. 事業計画

- 1 か年度目～5 か年度目（又は 10 か年度目）までの間に、どのような事業に、それぞれいくらかを使用するかを記載すること。
- なお、例えば、2 か年度目から事業を開始し、4 か年度目に終了するなど、事業の始期及び終期、各年の事業費規模は法人の任意で定めることが可能であること。
- また、「既存・新規の別」欄については、既存事業の充実を図るための事業を行う場合には「既存」と、新たに既存事業以外の事業を行う場合には「新規」と記載すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

- 「検討結果」欄には、それぞれの項目ごとに社会福祉充実残額を活用する又は活用しない理由を記載すること。

4. 資金計画

- ① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。
- ② その他については、寄付金その他の利用料収入等が想定し得ること。
- ③ 事業費については、2の事業計画及び5の事業の詳細の計数と一致していること。

5. 事業の詳細

- ① 「事業名」欄については、法人が任意で定めたものを記載すること。
- ② 「主な対象者」欄については、高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者の別を基本として、法人が任意で記載すること。
- ③ 「想定される対象者数」欄については、事業費積算上の対象者数として差し支えないこと。
- ④ 「事業の実施地域」欄については、事業を利用することができる者の住所地を特定して記載すること。

また、複数地域で事業を実施する場合は、全ての実施地域を記載するとともに、主たる事業の実施地域に下線を付すこと。

- ⑤ 「事業の実施時期」欄については、計画策定時点で想定している事業の開始時期から終期までの期間を記載すること。
- ⑥ 「事業内容」欄については、どのような者を対象に、どのような福祉サービスを、どの程度の頻度で、いつまでの期間行うのかを記載すること。

なお、具体的な事業内容は、地域の実情を踏まえ、法人が自主的に判断すべきものであるが、例えば次表のような取組が考えられること。

第1順位：社会福祉事業	・ 社会福祉事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・ 社会福祉事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・ 既存社会福祉事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 低所得者に対する低廉な住居の供給 ・ 低所得利用者に対する利用料の減免 等
第2順位：地域公益事業	・ 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置 ・ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業

	・ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援 ・ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり ・ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け ・ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援 ・ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援 ・ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり ・ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援 ・ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援 ・ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等
第3順位：その他公益事業	・ 公益事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・ 公益事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・ 既存公益事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 等

⑦ 「事業の実施スケジュール」欄については、各年における事業の到達見込みを記載すること。

⑧ 「事業費積算」欄については、詳細な計算式は不要であり、人件費〇円、備品購入費〇円、雑役務費〇円といったおおよその内訳を記載すれば足りること。

なお、公認会計士・税理士等に対する意見聴取に係る費用など、社会福祉充実計画策定に係る費用は、当該事業費として積算して差し支えないこと。

⑨ 「地域協議会等の意見と反映状況」欄については、地域協議会で示された主な意見と、当該意見について、事業の中にどのように反映したかを記載すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

社会福祉充実計画については、原則として、社会福祉充実残額の全額について、5か年度以内の計画の実施期間に活用しなければならないものであるが、これにより難い合理的な理由がある場合には、その理由を記載すること。

この場合、合理的な理由とは、例えば、次のような理由が想定されるものであり、合理的な理由なく社会福祉充実残額の一部を社会福祉充実事業に充当せず、又は計画の実施期間を延長することは認められないこと。

① 社会福祉充実残額が多額であるため、5か年度の計画の実施期間内に事業を完了することが非効率かつ困難であること。

- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難であること。
- ③ 計画の実施期間満了後に新規の事業拡大、既存建物の建替等を予定しており、当該期間内に全額を活用することが合理的ではないこと。
- ④ 介護保険事業計画等との整合性から、5か年度の計画の実施期間内に定員数の拡充等が困難であること。

(別紙 1－参考②)

平成 29 年度～平成 33 年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画（記載例）

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会			法人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3							
法人代表者氏名	福祉 太郎												
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関 1－2－2												
連絡先	0 3－3 5 9 5－2 6 1 6												
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	平成 2 9 年 6 月 1 0 日												
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成 2 9 年 6 月 1 3 日												
評議員会の承認年月日	平成 2 9 年 6 月 2 9 日												
会計年度別の社会福祉 充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成 28 年度末現在)	1 か年度目 (平成 29 年度末現在)	2 か年度目 (平成 30 年度末現在)	3 か年度目 (平成 31 年度末現在)	4 か年度目 (平成 32 年度末現在)	5 か年度目 (平成 33 年度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額					
	100,000 千円	76,000 千円	57,000 千円	38,000 千円	19,000 千円	0 千円		0 千円					
	うち社会福祉充実 事業費 (単位：千円)		▲24,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲100,000 千円					
本計画の対象期間	平成 2 9 年 8 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日												

2. 事業計画

実施 時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1 か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に 2 回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	19,000 千円

	小計						24,000 千円
2 か年 度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円	
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円	
	小計						19,000 千円
3 か年 度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円	
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円	
	小計						19,000 千円
4 か年 度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円	
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円	
	小計						19,000 千円
5 か年 度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円	
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円	
	小計						19,000 千円
合計						100,000 千円	

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	重度利用者の増加を踏まえ、職員の資質向上を図る必要性があるため、職員の資格取得を支援する取組を行うこととした。
② 地域公益事業	当法人が行う地域包括支援センターなどに寄せられる住民の意見の中で、孤立死防止の観点から、日常生活上の見守りや生活支援に対するニーズが強かったため、こうした支援を行う取組を行うこととした。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取組を実施する結果、残額は生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
職 員 育 成 事 業	計画の実施期間における事業費合計	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	25,000 千円
	社会福祉充実 残額	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	25,000 千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
単 身 高 齢 者 の く ら し の 安 心 確保事業	計画の実施期間における事業費合計	19,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	75,000 千円
	社会福祉充実 残額	19,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	75,000 千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業	
主な対象者	当法人に在籍５年以上の職員	
想定される対象者数	50 人	
事業の実施地域	－	
事業の実施時期	平成２９年８月１日～平成３４年３月３１日	
事業内容	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	2 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	3 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	4 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	5 か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
事業費積算 (概算)	50 万円×職員 10 人（単年度）× 5 か年＝2,500 万円	
	合計	25,000 千円（うち社会福祉充実残額充当額 25,000 千円）
地域協議会等の意見と その反映状況	－	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業	
主な対象者	千代田区内在住の介護保険サービスを受けていない単身高齢者	
想定される対象者数	1,000 人	
事業の実施地域	千代田区内	
事業の実施時期	平成２９年８月１日～平成３４年３月３１日	
事業内容	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に２回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	・ 社協等と連携し、事業の実施体制、対象者の要件等を検討。 ・ 事業の利用希望者の募集
	2 か年度目	・ 利用者に対する支援の実施
	3 か年度目	・ 利用者に対する支援の実施
	4 か年度目	・ 利用者に対する支援の実施
	5 か年度目	・ 利用者に対する支援の実施 ・ 地域支援事業等へのつなぎ

事業費積算 (概算)	人件費 800 万円 (単年度) × 5 か年 = 4,000 万円 旅費 200 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,000 万円 賃料 100 万円 (単年度) × 5 か年 = 500 万円 光熱水費 20 万円 (単年度) × 5 か年 = 100 万円 その他事業費 280 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,400 万円 初度設備購入費 500 万円	
	合計	75,000 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 75,000 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	単身高齢者に対する必要な支援として、ゴミ出しや買物など、日常生活上の生活援助に対するニーズが強かったため、事業内容に反映した。	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

(別紙2－様式例)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称

印

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における 1、2、4 及び 5 に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における 1、2、4 及び 5 に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上

(別紙 3)

地域協議会の設置・運営について

1. 地域協議会の位置付け

改正社会福祉法により、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投資することが求められる。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。

その際、社会福祉法人において、中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置するものとする。

2. 地域協議会の体制整備

地域協議会の体制整備に係る責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。

所轄庁は、地域協議会の実施・運営を支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(注) 法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることから、所轄庁は、社会福祉法人が地域において、円滑に住民等からの意見聴取を行う環境整備を行う責任を有しているものであり、所轄庁はその一環として地域協議会の体制整備を行うものである。

また、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとする。

具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。(人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。)

(注) ただし、所轄庁が自ら地域協議会を開催することも妨げるものではない。

所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。

また、都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、都道府県単位の地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

3. 地域協議会の実施区域について

地域協議会の実施区域は、原則として所轄庁単位とする。

なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合については、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聴くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないように配慮することが必要である。

4. 地域協議会の構成員について

地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。

- ① 学識有識者
- ② 保健医療福祉サービス事業者
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 自治会等地域住民の代表者
- ⑤ ボランティア団体
- ⑥ 社会福祉協議会
- ⑦ 福祉行政職員（町村職員を含む。）

なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

5. 地域協議会の役割について

地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、

- ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
- ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
- ③ 地域の関係者の連携の在り方

などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが望ましい。(地域公益事業の実施状況の確認については、社会福祉充実計画の策定に当たって行われる地域協議会とは別途、年1回程度行うことが考えられる。)

なお、地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

6. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合については、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。

ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。

(別紙 4－様式例①)

(文書番号)

平成○年○月○日

○○○都道府県知事

又は 殿

○○○市市長

(申請者)

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○

社会福祉充実計画の承認申請について

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画
- ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙 4－様式例②)

(文 書 番 号)

平成○年○月○日

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

社会福祉充実計画承認通知書

平成○年○月○日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第 55 条の 2 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙 5－様式例①)

(文 書 番 号)

平成○年○月○日

○○○都道府県知事

又は 殿

○○○市市長

(申請者)

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

平成○○年○月○日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 変更後の平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙 5－様式例②)

(文 書 番 号)

平成○年○月○日

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

承認社会福祉充実計画変更承認通知書

平成○年○月○日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第 55 条の 3 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙 6－様式例)

(文 書 番 号)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申請者)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

(添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(別紙 7－様式例①)

(文書番号)

平成○年○月○日

○○○都道府県知事

又は 殿

○○○市市長

(申請者)

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○

承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について

平成○○年○月○日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。

記

(承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由)

--

(添付資料)

- ・ 終了前の平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画
- ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

(別紙 7－様式例②)

(文 書 番 号)

平成○年○月○日

社会福祉法人 ○○○

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事

又は

○○○市市長

承認社会福祉充実計画終了承認通知書

平成○年○月○日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の終了については、社会福祉法第 55 条の 4 の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

社援基発 0123 第 2 号
平成 30 年 1 月 23 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等
について」の一部改正について

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」(平成 29 年 1 月 24 日付け社援基発 0124 第 1 号社会・援護局福祉基盤課長通知)について、直近の統計等を踏まえ、別添のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

(別添)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
年度	建設工事費 デフレーター (建設総合指数)	2016 年と比較した 伸び率		年度	建設工事費 デフレーター (建設総合指数)	2015 年と比較した 伸び率	
1960 以前	19.8	5.333		1960 以前	21.0	5.206	
1961	21.8	4.844		1961	23.2	4.707	
1962	22.3	4.735		1962	23.7	4.611	
1963	22.9	4.611		1963	24.4	4.483	
1964	23.9	4.418		1964	25.4	4.295	
1965	24.7	4.275		1965	26.2	4.169	
1966	26.5	3.985		1966	28.1	3.882	
1967	28.0	3.771		1967	29.8	3.668	
1968	29.0	3.641		1968	30.8	3.541	
1969	30.9	3.417		1969	32.8	3.332	
1970	32.8	3.220		1970	34.9	3.131	
1971	33.3	3.171		1971	35.4	3.087	
1972	36.3	2.909		1972	38.6	2.831	
1973	45.9	2.301		1973	48.7	2.241	
1974	54.4	1.941		1974	57.8	1.889	
1975	55.1	1.917		1975	58.5	1.867	
1976	59.6	1.772		1976	63.3	1.725	
1977	62.2	1.698		1977	66.0	1.654	
1978	65.5	1.612		1978	69.6	1.569	
1979	72.6	1.455		1979	77.1	1.416	
1980	79.2	1.333		1980	84.1	1.298	
1981	79.5	1.328		1981	84.4	1.294	
1982	79.7	1.325		1982	84.7	1.290	

改正後			改正前		
1983	<u>79.7</u>	<u>1.325</u>	1983	<u>84.7</u>	<u>1.290</u>
1984	<u>81.5</u>	<u>1.296</u>	1984	<u>86.5</u>	<u>1.262</u>
1985	<u>81.1</u>	<u>1.302</u>	1985	<u>86.1</u>	<u>1.268</u>
1986	<u>80.6</u>	<u>1.310</u>	1986	<u>85.5</u>	<u>1.276</u>
1987	<u>82.0</u>	<u>1.288</u>	1987	<u>87.1</u>	<u>1.254</u>
1988	<u>83.6</u>	<u>1.263</u>	1988	<u>88.7</u>	<u>1.231</u>
1989	<u>88.0</u>	<u>1.200</u>	1989	<u>93.5</u>	<u>1.168</u>
1990	<u>91.0</u>	<u>1.160</u>	1990	<u>96.7</u>	<u>1.130</u>
1991	<u>93.3</u>	<u>1.132</u>	1991	<u>99.1</u>	<u>1.102</u>
1992	<u>94.6</u>	<u>1.116</u>	1992	<u>100.4</u>	<u>1.087</u>
1993	<u>95.1</u>	<u>1.110</u>	1993	<u>101.0</u>	<u>1.081</u>
1994	<u>95.5</u>	<u>1.106</u>	1994	<u>101.4</u>	<u>1.077</u>
1995	<u>95.6</u>	<u>1.105</u>	1995	<u>101.5</u>	<u>1.076</u>
1996	<u>95.8</u>	<u>1.102</u>	1996	<u>101.8</u>	<u>1.073</u>
1997	<u>96.5</u>	<u>1.094</u>	1997	<u>102.5</u>	<u>1.065</u>
1998	<u>94.7</u>	<u>1.115</u>	1998	<u>100.5</u>	<u>1.086</u>
1999	<u>93.8</u>	<u>1.126</u>	1999	<u>99.6</u>	<u>1.097</u>
2000	<u>94.0</u>	<u>1.123</u>	2000	<u>99.8</u>	<u>1.094</u>
2001	<u>92.4</u>	<u>1.143</u>	2001	<u>98.1</u>	<u>1.113</u>
2002	<u>91.5</u>	<u>1.154</u>	2002	<u>97.1</u>	<u>1.124</u>
2003	<u>92.0</u>	<u>1.148</u>	2003	<u>97.7</u>	<u>1.117</u>
2004	<u>93.1</u>	<u>1.134</u>	2004	<u>98.8</u>	<u>1.105</u>
2005	<u>94.2</u>	<u>1.121</u>	2005	<u>100.0</u>	<u>1.092</u>
2006	<u>96.0</u>	<u>1.100</u>	2006	<u>102.0</u>	<u>1.071</u>
2007	<u>98.5</u>	<u>1.072</u>	2007	<u>104.6</u>	<u>1.044</u>
2008	<u>101.6</u>	<u>1.039</u>	2008	<u>107.9</u>	<u>1.012</u>
2009	<u>98.2</u>	<u>1.075</u>	2009	<u>104.3</u>	<u>1.047</u>

改正後		改正前	
2010	98.5	2010	104.6
2011	100.0	2011	106.2
2012	99.3	2012	104.5
2013	101.7	2013	107.0
2014	105.2	2014	109.8
2015	105.4	2015 以降	109.2
2016 以降	105.6		
(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、 <u>1.123</u> となる。		(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、 <u>1.094</u> となる。	

※ 今般の改正において、その他の指標について改正は行わないので留意のこと。

社援基発0124第1号
平成29年1月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等下記のとおり定め、平成29年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の3の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、250,000円とする。
2. 事務処理基準の3の（5）の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に

定める割合については、22%とする。

3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、30%とする。

＜資料編集者注＞

別表（建設工事費デフレーター）は、本資料集収録の、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一部改正について（平成 30 年 1 月 23 日 社援基発 0123 第 2 号）で改正されているので、ここでは省略します。

事 務 連 絡
平成30年1月23日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A（vol. 3）」について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理については、日頃からご質問の多い事項についてQ & Aを取りまとめ、お示しをしているところですが、今般、考え方を一層明確にする観点から、新たに一部Q & Aを追加・修正いたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市区町村及び社会福祉法人等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、今回の vol. 3 において新たに追加又は修正したQ & Aは、赤字及び下線を付したものとなります。

また、当該追加・修正Q & Aについては、平成30年度から適用します。

社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 3)

【1. 社会福祉充実残額の算定】	- 10 -
問1 社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。	- 10 -
問2 社会福祉充実残額はどのような使途に活用できるのか。	- 10 -
問3 措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。	- 10 -
問4 社会福祉充実残額の算定結果は、所轄庁にどのような形で提出すれば良いか。また、社会福祉充実残額が生じなかった法人についても、当該算定結果を所轄庁に提出する必要があるのか。	- 11 -
問5 社会福祉充実残額の算定は、法人全体として算定するのか、それとも施設種別単位で算定することになるのか。	- 11 -
問6 「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」とは、どのような場合か。 【事務処理基準3の(2)関係】	- 11 -
問7 社会福祉充実残額が正の数字となったものの、「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」に該当するような場合であっても、評議員会の承認、公認会計士・税理士等への意見聴取に係る義務は生じるか。【事務処理基準3の(2)関係】	- 11 -
問8 人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 12 -
問9 措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、控除対象財産となるのか。 【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 12 -
問10 大規模災害に備えて計上している積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 12 -
問11 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 12 -

問12 助成事業の原資となる積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 13 -
問13 助成事業の原資として控除対象財産に該当する積立資産とは、どのような要件を満たせば良いか。 【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 13 -
問14 社会福祉充実計画において、平成29年度に土地を購入し、平成32年度に当該土地に建物を建設して事業を開始する場合、平成30年度において当該土地を控除対象財産として良いか。	- 13 -
問15 法人に基金を設置し、当該基金の運用益を特定事業の費用に充てているが、このような場合、当該基金は控除対象財産に該当するものとして考えて良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 14 -
問16 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合に、当該建設費用を控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 14 -
問17 都道府県等が実施する退職共済制度に加入している法人において、会計処理上、資産の部の退職給付引当資産に掛金を計上する一方、負債の部の退職給付引当金に約定の給付額を計上するなどにより、退職給付引当資産が退職給付引当金よりも多く計上されている場合に、当該差額部分は控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 14 -
問18 法人設立時に、所轄庁から基本財産を3億円確保するよう指導された経緯があるが、現行の関係通知のルールに基づけば、必要な基本財産は原則1億円となる。このような場合であっても、控除対象財産の対象となる基本財産は1億円となってしまうのか。【事務処理基準3の(4)の①の注1関係】	- 15 -
問19 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】	- 15 -
問20 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から使途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等」に、法人の自主財源が一部混在している場合、当該積立資産は全額控除対象財産として良いか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】	- 16 -
問21 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金について、現預金で保有している場合、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①の注4関係】	- 16 -
問22 対応基本金の調整において、3号基本金相当額を除く趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の②関係】	- 16 -

問23 対応負債の調整において、1年以内返済予定設備資金借入金等特定の科目の合計額とする趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の③関係】.....	- 17 -
問24 財産目録の記載に当たって、ある科目に記載すべき資産の数量が大量にある場合、控除対象となる資産と、控除対象とはならない資産の2つに区分した上で、当該区分ごとに、代表例を記載し、それぞれ数量を記載(〇〇ほか〇個)する方法によることは可能か。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】....	- 17 -
問25 財産目録の記載に当たって、現預金については、原則として控除対象財産とならないこととされているが、貸付事業の原資などを現預金として計上している場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】.....	- 17 -
問26 「再取得に必要な財産」の算定は、建物単位で行うこととされているが、増築又は改築・大規模修繕を行っているような場合は、どのような単位で算定すべきか。【事務処理基準3の(5)関係】.....	- 18 -
問27 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、本体建物部分と、増築部分とに区分して計算を行う場合に、照明設備等の建物付属設備の更新費用など、両者が一体不可分であって、これらを明確に区分できない固定資産については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)関係】.....	- 18 -
問28 中古物件を取得した場合の「再取得に必要な財産」の算定方法如何。【事務処理基準3の(5)関係】.....	- 18 -
問29 減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】.....	- 19 -
問30 減価償却累計額の算定に当たって、基本財産に位置付けている建物 A の建物付属設備について、建物 A 建設当初のものについては基本財産に計上し、その後に増設した付属設備については、その他の固定資産における構築物に計上しているような場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】.....	- 20 -
問31 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の③関係】.....	- 20 -
問32 一般的な自己資金比率はどのように設定されているのか。また、この値はいつ見直されるのか。【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 20 -
問33 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 21 -

問34 個人から建物の寄付を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。 【事務処理基準3の(5)の④関係】	- 21 -
問35 建設時の自己資金比率については、「当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の 取得価額」の計算式により、算出することとされているが、この場合の自己資金額には、どのような費用を 含めれば良いか。【事務処理基準3の(5)の④関係】	- 21 -
問36 大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として捉えれば良いか。 【事務処理基準3の(5)の⑤関係】	- 22 -
問37 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再取得に必要な財 産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、施設・事業所の経 営の有無に関わらず、これに該当する全ての法人がその適用を受けられるものと考えて良いのか。【事務 処理基準3の(7)関係】	- 23 -
問38 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の要件に該当する場合であって も、法人の判断として特例の適用を受けないことは可能か。【事務処理基準3の(7)関係】	- 23 -
問39 社会福祉充実残額は、会計処理上、その他の積立金及び積立資産として計上する必要があるの か。	- 23 -
問40 「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必 要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを下回る場合、その他の計算を省略し て良いか。	- 23 -
【2. 社会福祉充実計画】	- 24 -
問41 社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福 祉充実計画を作成する必要があるのか。	- 24 -
問42 社会福祉充実計画において、災害等のリスクに備えた積立てを行う、又は単に外部の社会福祉法 人に資金を拠出するといった内容を記載することは可能か。	- 24 -
問43 社会福祉充実計画に盛り込むべき内容として、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや 給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行うこととされているが、具体的にはど のように理解すれば良いか。	- 25 -
問44 社会福祉充実計画に記載すべき事業内容は、どのような内容を記載すべきか。	- 25 -

- 問45 社会福祉充実計画において、法人における検討の結果、第1順位である社会福祉事業は実施せず、第2順位である地域公益事業又は第3順位である公益事業のみを実施することは可能か。..... - 25 -
- 問46 社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を将来において見込まれる既存事業の赤字により費消するといった内容を記載することは可能か。..... - 26 -
- 問47 社会福祉充実計画において、建物に係る借入金を返済するといった内容を記載することは可能か。..... - 26 -
- 問48 社会福祉充実計画においては、事業費を記載することとされているが、当該事業費は、社会福祉法人会計基準に定める事業費に限定され、人件費や事務費は含まないという理解で良いか。..... - 26 -
- 問49 法人が既に実施している事業を社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業に振り替えることは可能か。..... - 26 -
- 問50 社会福祉充実計画において、退職職員の補充を行うことは可能か。..... - 27 -
- 問51 社会福祉充実計画において、職員の給与改善を行う場合、当該改善を行う職員に係る給与全額を盛り込んで良いか。それとも改善に係る相当額のみを盛り込むべきか。..... - 27 -
- 問52 平成30年度に策定する社会福祉充実計画において、平成29年度の給与規定の改正に基づく、職員の給与改善の実施を盛り込むことは可能か。..... - 27 -
- 問53 社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合、「既存事業の充実」に資するものとするため、必ず定員の増加を伴うものでなければならないと解すべきか。..... - 28 -
- 問54 社会福祉充実計画において建物の建設を行う場合、当該計画には建設の着工及び竣工までを盛り込むことで足りるか。..... - 28 -
- 問55 社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。..... - 29 -
- 問56 社会福祉充実計画の承認に当たって、当該計画に複数の事業が盛り込まれている場合であって、要件を満たす A 事業と、要件を満たしていない B 事業とが混在している場合、どのように取り扱うべきか。 - 31 -
- 問57 社会福祉充実計画の実施期間については、原則5か年度以内のところ、合理的な理由があると認められる場合には10か年度以内とすることができることとされているが、具体的な判断基準如何。【事務処理基準4の(4)関係】..... - 31 -

- 問58 実施期間を5か年度とする社会福祉充実計画の申請がなされ、内容を確認したところ、2か年度で社会福祉充実残額全額を費消するような場合であっても、5か年度の計画として承認して良いか。.. - 31 -
- 問59 社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。..... - 32 -
- 問60 社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。..... - 32 -
- 問61 社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役職員でも可能か。【事務処理基準5関係】..... - 32 -
- 問62 社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。..... - 32 -
- 問63 複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。..... - 33 -
- 問64 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることができるのか。..... - 33 -
- 問65 社会福祉充実計画の事業費が社会福祉充実残額を上回る場合、計画書における事業費等の記載方法如何。..... - 34 -
- 問66 当初策定した社会福祉充実計画(実施期間:平成29年度～平成33年度末までの5年間)について、平成32年度に変更を行った場合、当該計画の実施期間は、変更年度である平成32年度から平成36年度末までの計画に延長されるという理解で良いか。..... - 35 -
- 問67 当初策定した社会福祉充実計画において、単身高齢者の見守りを行う事業の実施が予定されていたところ、計画実施期間の途中で、建物の建替を行う事業へと、計画の内容が抜本的に変更されるような場合、変更申請により対応して良いか。..... - 35 -
- 問68 社会福祉充実計画の変更に当たって、承認申請事項と届出事項とが混在する場合、それぞれ別々の書類を提出させるべきか。【事務処理基準10関係】..... - 36 -
- 問69 社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。【事務処理基準10関係】..... - 37 -

- 問70 承認社会福祉充実計画において、事業開始時期が8月1日とされていたところ、実際の事業開始時期は9月1日となり、また、事業費についても変動が見込まれる。このような場合についても計画の変更は必要なのか。【事務処理基準10関係】..... - 37 -
- 問71 承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。【事務処理基準10関係】..... - 38 -
- 問72 問71において、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合は、計画の変更を行うことが必要とされているが、「計画策定時の見込み」とは具体的にどの値を指すか。【事務処理基準10関係】..... - 38 -
- 問73 問14において、社会福祉充実計画により購入した土地が当該計画の実施期間満了まで控除対象財産とならないことにより、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合、計画の変更を行う必要があるのか。..... - 38 -
- 問74 法人において緊急的な支出の必要性が生じた場合に、所轄庁の承認を得ずに、社会福祉充実残額をその支出に充てることはできるのか。..... - 39 -
- 問75 社会福祉充実事業について、予測できない財務状況の変化等により、明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合、どのような対応をすれば良いか。..... - 39 -
- 問76 社会福祉充実計画の公表に当たって、社会福祉充実残額算定シートについても併せて公表する必要があるのか。【事務処理基準12関係】..... - 39 -
- 問77 社会福祉充実計画の公表に当たって、母子生活支援施設を運営している場合など、法人の所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合、どのように対応すれば良いか。【事務処理基準12関係】..... - 39 -
- 問78 社会福祉充実計画の実績の公表はどのような様式で行えば良いか。【事務処理基準12関係】.... - 40 -
- 問79 ○○市の所管法人が社会福祉充実計画の承認申請を行うに当たって、当該計画において○市以外での事業所の開設を含む内容となっていることから、当該計画が承認されれば、年度の途中から所轄庁が○市から□□県に変わることとなる。このような場合、6月30日時点の旧所轄庁(○市)に計画の承認申請を行うべきか、それとも事業実施後の新所轄庁(□□県)に申請を行うべきか。..... - 40 -
- 問80 承認社会福祉充実計画については、2年目以降、どのような手続が必要となるのか。..... - 40 -

問81 法人から申請のあった社会福祉充実計画について、本来記載すべき内容が記載されていない又は事業内容が問42に掲げる要件に明らかに適合していないなど、不適法な内容である場合、所轄庁においては、どのように取り扱うべきか。..... - 41 -

【3. 地域協議会】 - 42 -

問82 地域協議会の運営に当たって、所轄庁においてはどのような事務を行えば良いか。..... - 42 -

問83 地域協議会の開催費用については、どこが負担すべきか。..... - 42 -

問84 地域協議会は必ず設置しなければならないのか。また、法人が自ら地域の関係者から意見聴取を行うことは可能か。..... - 43 -

問85 地域協議会において意見聴取を行うに当たって、社会福祉充実計画原案を作成した法人の出席は必ず必要か。また、地域協議会の構成員から書面により意見聴取を行うといった方法は可能か。.- 43 -

問86 地域公益事業の実施とともに、既存事業の充実を図ることを内容とする社会福祉充実計画の場合、既存事業の充実部分についても、地域協議会の意見を聴く必要があるのか。..... - 44 -

問87 法人から地域公益事業の実施希望がない場合、地域協議会は開催しなくても良いか。..... - 44 -

問88 法人が当該法人の所轄庁以外の区域で地域公益事業を実施する場合、当該法人の所轄庁はどのような対応を行うべきか。..... - 44 -

問89 自らの所管地域内において、他の所轄庁が所管する法人が事業の実施を希望する場合には、どのように対応すべきか。..... - 44 -

(注1) 問中の【】書については、当該問に関連する「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号通知)の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」の条番号を示す。

(注2) 平成29年4月25日付け事務連絡「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 2)」から問番号が変更されているものがあるので、留意のこと。

【1. 社会福祉充実残額の算定】

問1 社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額については、法第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画の実施期間中を含め、毎会計年度、算定しなければならないものである。

問2 社会福祉充実残額はどのような使途に活用できるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額の使途については、法人において、
 - ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
 - ② 地域公益事業
 - ③ 公益事業のうち①及び②に該当する事業以外のものの順にその実施を検討し、社会福祉充実計画にその事業内容を記載することになる。
2. その具体的な使途については、上記①から③までの事業の範囲で、職員処遇の改善や既存建物の建替、新規施設の建設のほか、新たな人材雇用、新たな取組に要する事業費など、法人が地域の福祉ニーズ等を踏まえた上で、一定の支出を伴う事業に充てる必要があり、最終的にはその経営判断の下、決定することとなる。

問3 措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。

(答)

1. 措置費や保育所委託費については、措置費等弾力運用通知において、措置費又は委託費収入の30%の範囲内で、当期末支払資金残高を翌年度に繰り越した上で、同一法人が運営する社会福祉事業等の費用に充てることが可能とされている。
2. よって、前期末支払資金残高については、当該通知に定める使途の範囲内で、その全部又は一部を社会福祉充実残額に充当し、これを社会福祉充実事業として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実又は新たな事業の実施に係る費用に充てることが可能である。

問4 社会福祉充実残額の算定結果は、所轄庁にどのような形で提出すれば良いか。また、社会福祉充実残額が生じなかった法人についても、当該算定結果を所轄庁に提出する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額の算定結果については、社会福祉充実残額が生じなかった法人を含め、毎会計年度、6月30日までに、「計算書類」及び「現況報告書」とともに、「社会福祉充実残額算定シート」に必要事項を記入の上、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用して入力を行う、又は当該シートを郵送又は電子メール等により送付することにより行うこととなる。
2. なお、「現況報告書」においても、社会福祉充実残額の有無や規模等の項目が設けられている。

問5 社会福祉充実残額の算定は、法人全体として算定するのか、それとも施設種別単位で算定することになるのか。

(答)

1. 個々の施設種別単位ではなく、法人単位の貸借対照表等を用いて、法人全体として算出することとなる。

問6 「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」とは、どのような場合か。【事務処理基準3の(2)関係】

(答)

1. 公認会計士・税理士等への意見聴取費用や社会福祉充実事業の実施に向けたマーケティング費用等に係る見積りの結果、当該費用が社会福祉充実残額を上回っているような場合などが想定される。
2. なお、当該見積りに係る書類は、「社会福祉充実残額の計算過程に関する書類」として、社会福祉充実残額算定シート及びその別添「財産目録様式」とともに、10 年間保存しておくことが必要である。

問7 社会福祉充実残額が正の数字となったものの、「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」に該当するような場合であっても、評議員会の承認、公認会計士・税理士等への意見聴取に係る義務は生じるか。【事務処理基準3の(2)関係】

(答)

1. 義務は生じない。

問8 人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。
【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 社会福祉充実残額の算定ルールは、全法人にとって公平なものであることが必要であることから、法人の任意でその多寡を決定できる積立資産については、会計上これが計上されていることのみをもって控除対象財産とはならない。

問9 措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、問8の回答と同様、控除対象財産とはならないが、措置費を原資とする積立資産には使途に制限があるため、それぞれの積立資産に係る使途制限の範囲内で、社会福祉充実計画の内容を検討の上、当該計画を作成することとなる。

問10 大規模災害に備えて計上している積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 大規模災害に備えて計上している積立資産については、控除対象財産の算定に当たって、最低限建物の建替等に必要な費用を考慮しているとともに、全法人に公平なルールを設定することが困難であることから、控除対象財産とはならない。
2. なお、大規模災害発生時には、法人の経営判断の下、社会福祉充実残額の有無にかかわらず、その保有する財産を活用することを妨げるものではない。

問11 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産は控除対象財産となるのか。
【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産については、共同募金事業の性質上、寄付者から募金を集め、これを分配することが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。

問12 助成事業の原資となる積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 助成事業の原資となる積立資産については、助成事業の性質上、一定の積立資産を取り崩すなどにより、民間団体等に助成を行うことが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。
2. なお、社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を助成事業の原資に充てる場合については、当該計画に基づき、当該助成事業の実施経費として、法人外に支出されることが必要であることから、当該計画の実施期間において、社会福祉充実残額のうち、当該原資に充てるための積立資産等については、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除対象財産には該当しないものとして取り扱うこと。

問13 助成事業の原資として控除対象財産に該当する積立資産とは、どのような要件を満たせば良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 助成事業の原資となる積立資産として、控除対象財産に該当するためには、
 - ① 法人の定款において、助成事業を行うことが規定されるとともに、
 - ② 個別の助成事業の実施に係る要綱等が作成され、現に当該積立資産が助成事業の原資として活用されていることが明確になっていることが必要である。

問14 社会福祉充実計画において、平成 29 年度に土地を購入し、平成 32 年度に当該土地に建物を建設して事業を開始する場合、平成 30 年度において当該土地を控除対象財産として良いか。

(答)

1. 社会福祉充実計画に基づき、新たに取得した土地を控除対象財産として取り扱った場合、当該計画の実施期間中にもかかわらず、社会福祉充実残額がマイナスとなり、計画の終了に至ってしまうようなケースが出てくることなどが想定される。
2. よって、このような事態を回避するため、社会福祉充実計画に基づき新たに取得した土地及び建物(建設中のため建設仮勘定に計上している場合を含む。)に限っては、これらを控除対象財産とはせずに、財産目録上、「社会福祉充実計画用財産」として別個に管理した上、当該土地等を取得した年度の次年度から計画を終了するまでの間、社会福祉充実財産の算定の際に、社会福祉充実残額から、当該貸借対照表価額を差し引くことができるものとする。(関連:問73)

問15 法人に基金を設置し、当該基金の運用益を特定事業の費用に充てているが、このような場合、当該基金は控除対象財産に該当するものとして考えて良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 当該基金が国や自治体からの補助や第三者からの寄付等によって用途・目的等が明確に定められているものではない限り、控除対象財産には該当しない。

問16 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合に、当該建設費用を控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合については、国庫補助等の内示を受け、又は建設会社等との契約が締結され、建設費用が相当程度確定している場合であって、翌年度における当該建物に係る着工時期が既に決定されているとき(これらの事実関係が書面により明らかである場合に限る。)には、当該建設費用のうち、自己資金(寄付金を含む。)相当額を「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除して差し支えない。
2. なお、当該自己資金相当額が現預金に計上されている場合の財産目録の記載方法については、問25の方法によること。

問17 都道府県等が実施する退職共済制度に加入している法人において、会計処理上、資産の部の退職給付引当資産に掛金を計上する一方、負債の部の退職給付引当金に約定の給付額を計上するなどにより、退職給付引当資産が退職給付引当金よりも多く計上されている場合に、当該差額部分は控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. ご指摘のような場合、資産の部に計上されている当該差額部分は、社会福祉充実残額として活用することが困難な資産であることから、控除対象財産に該当するものとして取り扱って差し支えない。
2. なお、この場合の財産目録の記載方法については、問25の方法によること。

問18 法人設立時に、所轄庁から基本財産を3億円確保するよう指導された経緯があるが、現行の関係通知のルールに基づけば、必要な基本財産は原則1億円となる。このような場合であっても、控除対象財産の対象となる基本財産は1億円となってしまうのか。【事務処理基準3の(4)の①の注1関係】

(答)

1. 法人設立時に、現行の関係通知に基づく金額以上の基本財産を確保するよう、所轄庁から指導を受けたような経緯がある場合であって、社会福祉充実残額の算定時においても引き続き当該基本財産を保有している場合には、当該経緯にも配慮し、法人設立時における定款に記載される額等客観的に明らかな額の範囲において、控除対象とすることができるものとする。
2. よって、ご指摘のような場合であって、当該事実が客観的に確認できる書類がある場合には、3億円全額を控除対象として差し支えない。

問19 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】

(答)

1. 「国や自治体からの補助を受けて設置された積立資産等」については、生活福祉資金貸付事業や介護福祉士等修学資金貸付事業による貸付原資などが該当する。
2. また、「寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」については、寄付金や会費等の募集に当たってあらかじめ定められた募集要綱や会則等又は寄付者による寄付申込書等において、特定された使途が明記されているものにより設置された積立資産や現預金、有価証券が該当する。
3. なお、上記「特定された使途」とは、「法人運営全般」といったような、その使途に法人の広範な裁量性のあるものは該当せず、「〇〇施設の運営」、「〇〇事業の実施」など、要綱等において、事業の種類が特定されていることが必要である。

※ 寄付金の使途について、法人が寄付者等から、広範な裁量を委ねられているのであれば、当該寄付金が社会福祉充実残額に充当されたとしても、結果として法人が実施する事業に還元されるものであり、寄付者等の意向とは矛盾が生じないものと考えられる。

問20 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から使途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等」に、法人の自主財源が一部混在している場合、当該積立資産は全額控除対象財産として良いか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】

(答)

1. ご指摘のような場合、原則として法人の自主財源相当額を除き、国や自治体からの補助や第三者からの寄付等及びその運用益相当額が控除対象財産となるものであるが、当該積立資産の設置から相当程度の年数が経過するなどにより、これらを区分することが困難な場合には、平成29年3月31日時点における当該積立資産の全額を控除対象財産として差し支えない。
2. ただし、平成29年4月1日以降に、当該積立資産への法人の自主財源を繰り入れた場合、当該自主財源相当額については控除対象財産とはならない。

よって、平成29年3月31日段階における積立資産の額と、平成29年4月1日以降に当該積立資産に繰り入れた自主財源相当額とをそれぞれ区分して把握しておくこと。

問21 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金について、現預金で保有している場合、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①の注4関係】

(答)

1. 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金については、現状復旧のために必要な資金であることから、これを現預金として保有している場合、当該賠償金の範囲で控除対象財産に該当するものである。

問22 対応基本金の調整において、3号基本金相当額を除く趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の②関係】

(答)

1. 対応基本金については、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値に含まれる基本金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。
2. しかしながら、3号基本金相当額については、「施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額」であり、不動産等の価額と直接関係するものではないことから、対応基本金の調整において3号基本金相当額を除くことができることとしたものである。
3. なお、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、3号基本金相当額が不明な場合には、当該3号基本金相当額を含め、基本金全額を差し引くものとする。

問23 対応負債の調整において、1年以内返済予定設備資金借入金等特定の科目の合計額とする趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の③関係】

(答)

1. 対応負債については、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値に含まれる借入金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。
2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、建物・設備に係る資産額が大部分を占めることとなるが、対応負債の算定に当たっては、概ね貸借対照表における①1年以内返済予定設備資金借入金、②1年以内返済予定リース債務、③設備資金借入金、④リース債務の合計額に相当するものと考えられることから、当該合計額を対応負債として擬制し、事務の簡素化を図ることとしたものである。

問24 財産目録の記載に当たって、ある科目に記載すべき資産の数量が大量にある場合、控除対象となる資産と、控除対象とはならない資産の2つに区分した上で、当該区分ごとに、代表例を記載し、それぞれ数量を記載(〇〇ほか〇個)する方法によることは可能か。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】

(答)

1. 財産目録の記載に当たって、資産の数量が大量にある場合、拠点単位で記載しなければならないこととしている土地・建物を除き、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

(具体的な記載例)車輛運搬具の場合

【控除対象】(会社名)(車輛商品名)ほか20台

【控除非対象】(会社名)(車輛商品名)ほか5台

問25 財産目録の記載に当たって、現預金については、原則として控除対象財産とならないこととされているが、貸付事業の原資などを現預金として計上している場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】

(答)

1. 財産目録の記載に当たって、現預金の中に貸付事業の原資など、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」に該当する資産が計上されている場合については、例外的に、現預金の欄を、控除対象とすべき資産と、控除非対象の財産の2段に分けて記載するものとする。

(具体的な記載例)

【控除対象】〇円 〇〇事業貸付原資として

【控除非対象】〇円

問26 「再取得に必要な財産」の算定は、建物単位で行うこととされているが、増築又は改築・大規模修繕を行っているような場合は、どのような単位で算定すべきか。【事務処理基準3の(5)関係】

(答)

1. 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、増築を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、増築部分を区分してそれぞれ計算を行うものとする。この際、財産目録についてもこれらを区分することが必要である。

ただし、これにより難しい場合については、これらを区分せず本体建物と一体のものとして、合算して算定を行うことができるものとする。(なお、この場合の建物取得年度については、本体建物の取得年度とする。)

2. また、改築・大規模修繕を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、改築・大規模修繕部分を合算して計算を行うものとする。

ただし、改築・大規模修繕部分が面積の拡充を伴う場合など、これらを区分することが可能な場合については、区分して算定を行うことができるものとする。(この場合の建物取得年度については、それぞれの取得年度とする。また、財産目録についても区分することが必要である。)

問27 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、本体建物部分と、増築部分とに区分して計算を行う場合に、照明設備等の建物付属設備の更新費用など、両者が一体不可分であって、これらを明確に区分できない固定資産については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)関係】

(答)

1. 本体建物部分と増築部分とが一体不可分な固定資産については、建物延床面積割合などの合理的な方法により按分することとする。

問28 中古物件を取得した場合の「再取得に必要な財産」の算定方法如何。【事務処理基準3の(5)関係】

(答)

1. 中古物件を取得した場合には、当該取得価額の範囲内で、減価償却を行うこととなり、当該減価償却累計額を基に「再取得に必要な財産」を算定することとなる。

問29 減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】

(答)

1. 社会福祉法人会計基準において、貸借対照表上、「建物」に計上すべき金額は、「建物及び建物付属設備」としているところであり、減価償却累計額の算定に当たっては、建物ごとに、当該建物付属設備を含む金額を計上することとなる。
2. なお、建物取得年度の記載に当たっては、建物と建物付属設備の取得年度が異なる場合であっても、建物付属設備の取得・更新時期にかかわらず、建物の取得年度とすること。

〈具体的なイメージ〉

(実際の建物の状況)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2 億円
建物付属設備A	2000	0.4 億円



(社会福祉充実残額算定シートにおける記載イメージ)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2.4 億円

※ 建物Aに係る「再取得に必要な財産(将来の建替に必要な費用)」は、2.4 億円×1.298 (1980 年度の建設工事費デフレーター)×22%となる。

問30 減価償却累計額の算定に当たって、基本財産に位置付けている建物 A の建物付属設備について、建物 A 建設当初のものについては基本財産に計上し、その後に増設した付属設備については、その他の固定資産における構築物に計上しているような場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】

(答)

1. ご指摘のような場合、建物付属設備については、「構築物」ではなく、「建物」の勘定科目を用いるとともに、建物 A の取得年度に応じた建設工事費デフレーターを用いること。

問31 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の③関係】

(答)

1. 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、床面積は考慮せず、取得年度に応じた建設工事費デフレーターを使用するものとする。

問32 一般的な自己資金比率はどのように設定されているのか。また、この値はいつ見直されるのか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 一般的な自己資金比率については、「社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究」(一般社団法人日本医療福祉建築協会)において、社会福祉法人の施設建設時の自己資金(寄付金を含み、借入金及び補助金を除く。)の実態を調査し、当該結果を踏まえ、全ての施設種別に共通する平均的な比率として設定している。
2. また、これは、近年の補助金比率の変動を的確に反映させる観点から、直近5年間に建設された施設のデータを用いている。
3. なお、平成30年度以降の具体的な比率については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の稼働状況を踏まえつつ、当該システムから得られたデータを元に、必要な見直しを定期的に行っていくこととしている。

問33 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該建物の入手に当たって、法人としての自己資金は投入されていないことから、建設時の自己資金比率としては0%となるものであり、一般的な自己資金比率である22%を適用することとなる。

問34 個人から建物の寄付を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 個人から建物の寄付を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該自己資金比率の算定時に自己資金には寄附金を含むこととしていることから、建設時の自己資金比率としては100%となる。

問35 建設時の自己資金比率については、「当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の取得価額」の計算式により、算出することとされているが、この場合の自己資金額には、どのような費用を含めれば良いか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 建物建設時の自己資金額については、建物本体の建設費用のほか、土地造成費、既存建物解体費、仮移転等費用及び設計監理等費用、建物と一体的に整備した設備(厨房設備、機械浴槽等)や外構工事費等の合計額に係る自己資金相当額とすることができるものとする。
2. ただし、土地の取得費用は含まない。

問36 大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として捉えれば良いか。【事務処理基準3の(5)の⑤関係】

(答)

1. 大規模修繕費は、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修するものや応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものとする。
2. 具体的には、例えば以下のような工事が大規模修繕に該当する。

	大規模修繕等の工事に該当する例	大規模修繕等の工事に該当しない例 (施設の一部・応急対応・メンテナンス行為)
外壁	・全面的なタイルの補修 ・全面的なシール更新 ・全面的な外壁塗装更新	・剥落した一部タイルの補修 ・割れた窓ガラスの交換 ・外壁調査
屋根/防水	・防水トップコートの更新 ・バルコニー防水/シート更新 ・屋根面の塗装更新	・破損した防水の部分的な補修 ・屋根の塗装剥落部分の補修
内装	・居室・トイレ・浴室等のリニューアル ・事務室のOAフロア化	・一部クロス剥離の補修 ・漏水した部分のみの天井の補修 ・扉の開閉不良の調整
電気	・地上デジタルTV設備の導入 ・照明設備のLED化 ・受電設備のトランス更新 ・施設内通信設備の導入 ・電気容量の増強	・管球の交換 ・一部コンセントの不良補修 ・事務室内LAN・電話の敷設
空調	・空調熱源の更新(個別空調化) ・空調配管の更新 ・中央監視設備の更新	・空調配管の漏水部分のみの補修 ・空調機等の故障部分のみの修理 ・空調機オーバーホール ・フィルター/ダクト清掃
給排水	・給湯器の更新(電化等含む) ・給水/給湯ポンプの更新 ・排水管のライニング更新 ・トイレの増設	・排水管清掃 ・水栓金物の漏水補修
EV等昇降機	・エレベーター巻上機/制御盤/かごの更新 ・ダムウェーターの更新	・エレベーターの定期保守・メンテナンス
その他	・厨房設備の更新 ・インターホン・ICカード等セキュリティ対策工事 ・エントランスへのスロープの設置	・ベッド・家具等の取替え ・外構植栽の剪定

3. なお、ここでいう大規模修繕費とは、会計処理上、固定資産に計上される資本的支出に限られるものではなく、上記のような工事に係る支出の合計額をいうものである。
4. また、大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に事務処理基準3の(5)の⑤のただし書に規定する計算式によることができることとしているが、上記の工事に係る支出について、一部でも不明な場合には、当該計算式によることとして差し支えない。

問37 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、施設・事業所の経営の有無に関わらず、これに該当する全ての法人がその適用を受けられるものと考えて良いのか。【事務処理基準3の(7)関係】

(答)

1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

問38 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の要件に該当する場合であっても、法人の判断として特例の適用を受けないことは可能か。【事務処理基準3の(7)関係】

(答)

1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

問39 社会福祉充実残額は、会計処理上、その他の積立金及び積立資産として計上する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額については、会計基準による会計処理とは別の概念であることから、必ずしもその他の積立金(積立資産)として計上する必要はなく、社会福祉充実残額をどのような形で保有するかは法人の裁量である。

問40 「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを下回る場合、その他の計算を省略して良いか。

(答)

1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。
2. なお、この場合、社会福祉充実残額算定シートの記入に当たっては、「活用可能な財産」の欄が記載された上で、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のうちの一部の計算結果が記載され、これらを比較した結果、明らかに「活用可能な財産」の額が下回っていることが判別できるようになっていることが必要である。

【2. 社会福祉充実計画】

問41 社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額の算定の結果、社会福祉充実残額が極めて少額であり、社会福祉充実計画を策定するコストと比較して、これを下回るような場合には、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能なものとして、社会福祉充実計画を作成することは要しない。
2. ただし、法人の判断により、これと他の財源を組み合わせ、一定の財源を確保することにより、社会福祉充実計画を策定し、これに基づき社会福祉充実事業を実施することを妨げるものではない。

問42 社会福祉充実計画において、災害等のリスクに備えた積立てを行う、又は単に外部の社会福祉法人に資金を拠出するといった内容を記載することは可能か。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、法第55条の2第1項において、「既存事業の充実又は既存事業以外の新規事業の実施に関する計画」と定義されている。
2. このため、社会福祉充実計画の内容は、法人が社会福祉充実残額を活用し、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う、事業の実施に関する計画であることが求められるものである。
3. したがって、事業実施時期の見通しを明らかにせずに単に資金の積み立てを行う、又は単に資金を拠出するといった内容の計画は認められない。（資金の拠出に併せて、外部の法人の取組や事業に、当該法人の役職員が一定の関わりを持つような場合には、事業の実施に関する計画として認められることはあり得る。）

問43 社会福祉充実計画に盛り込むべき内容として、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行うこととされているが、具体的にはどのように理解すれば良いか。

(答)

1. ここでいう「一定の対象者」とは、法人が実施する事業の利用者又は法人職員、地域住民のいずれかを指すものであり、計画上、これが明確に特定されていることが必要である。
2. また、「受益的なサービスや給付等」とは、上記の対象者が具体的又は反射的に利益を享受するサービスや給付等であることが必要である。
3. さらに、「新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」とは、計画実施期間中に、新たに上記のサービスや給付等を創設する、又は既存のサービスや給付等について、対象者の拡大や実施回数の増加、プログラム内容の充実、設備の充実による利用者の生活環境の改善など、これまでのサービス水準等を向上させるための取組に係る支出を行うことをいうものである。

問44 社会福祉充実計画に記載すべき事業内容は、どのような内容を記載すべきか。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産の使途等について、国民に対する説明責任の強化を図るために行うものであることから、国民が計画に位置付けられた事業の目的や内容を十分に理解できるよう、可能な限り具体的に記載されることが必要である。
2. 具体的には、問42の回答のとおり、社会福祉充実計画は、「一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等を、新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」ことを内容とする計画であることから、少なくとも、
 - ① 誰を対象にして
 - ② どのような「サービスや給付等」を実施し
 - ③ それにより、対象者がどのような利益を享受し、
 - ④ それにどの程度のコストをかけることを予定しているのかといった内容が明確に記載されている必要がある。

問45 社会福祉充実計画において、法人における検討の結果、第1順位である社会福祉事業は実施せず、第2順位である地域公益事業又は第3順位である公益事業のみを実施することは可能か。

(答)

1. 可能である。

問46 社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を将来において見込まれる既存事業の赤字により費消するといった内容を記載することは可能か。

(答)

1. ご指摘のような内容は、既存事業の充実にはあらず、計画の内容としては認められないものである。

問47 社会福祉充実計画において、建物に係る借入金を返済するといった内容を記載することは可能か。

(答)

1. 問42の回答のとおり、社会福祉充実計画は、一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等の実施又は充実を図るための支出を行う事業の実施に関する計画であることが求められるものであることから、単に既存の借入金を返済するといった内容の計画は認められない。

問48 社会福祉充実計画においては、事業費を記載することとされているが、当該事業費は、社会福祉法人会計基準に定める事業費に限定され、人件費や事務費は含まないという理解で良いか。

(答)

1. 社会福祉充実計画に記載する事業費については、人件費や事務費を含め、社会福祉充実残額に係る「支出」全体を記載するものである。

問49 法人が既に実施している事業を社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業に振り替えることは可能か。

(答)

1. 社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、地域の福祉ニーズを踏まえた上で、対象者や事業内容の充実を図るなど、既存事業の見直しを行った上で、これを社会福祉充実事業として実施することは可能である。

問50 社会福祉充実計画において、退職職員の補充を行うことは可能か。

(答)

1. 社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、単に退職職員の補充を行うことのみならず、次の全部又はいずれかの視点から、「既存事業の充実」につながる新たな取組を伴うものであることが必要である。
 - ① 日中のケアや支援プログラムの充実など、利用者に対するサービスの充実
 - ② 職員の増員や有資格者の採用、職員研修プログラムの拡充など、職員に対する処遇の充実

問51 社会福祉充実計画において、職員の給与改善を行う場合、当該改善を行う職員に係る給与全額を盛り込んで良いか。それとも改善に係る相当額のみを盛り込むべきか。

(答)

1. 社会福祉充実残額は、計画を策定した会計年度以降に新たに発生するコストに充てるべきものであることから、社会福祉充実計画において職員の給与改善を行う場合は、改善に係る相当額のみを対象とすべきである。
2. 具体的には、計画を策定した前会計年度における法人単位資金収支計算書の「人件費支出（「役員報酬支出」を除く）」を超える必要額が基本となる。

問52 平成30年度に策定する社会福祉充実計画において、平成29年度の給与規定の改正に基づく、職員の給与改善の実施を盛り込むことは可能か。

(答)

1. 給与規定の改正時期にかかわらず、前年度の給与支給額と比較して、計画策定年度に改善する部分があれば、当該部分について社会福祉充実計画に盛り込むことは可能である。
2. ただし、社会福祉充実残額の活用は、社会福祉充実計画の承認日以降となるので留意すること。

問53 社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合、「既存事業の充実」に資するものとするため、必ず定員の増加を伴うものでなければならないと解すべきか。

(答)

1. 社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合であっても、「既存事業の充実」に資する事業を実施することが必要となるが、定員の増加を伴わない場合であっても、
- ① 居室の個室・ユニット化や居室面積の拡充、利用者が使用できる共有スペースの充実などによる利用者の生活環境の向上
 - ② 先進福祉機器等の導入による利用者ケアの充実
 - ③ ICT設備等の導入による職員の業務効率化
- などを通じて、既存事業の充実を図ることは可能であると考えられ、必ずしも定員の増加を伴う必要はない。

問54 社会福祉充実計画において建物の建設を行う場合、当該計画には建設の着工及び竣工までを盛り込むことで足りるか。

(答)

1. 社会福祉充実計画は、「既存事業の充実又は新規事業の実施」に関する計画とされていることから、少なくとも計画実施期間中に事業開始時期を見込むことが必要であり、建物の新設、建替等を行う場合には、建設の着工及び建物が竣工するのみならず、当該建物を活用した事業が開始するまでを計画に盛り込む必要がある。

問55 社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。

(答)

1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、次表のような判断が難しい事例については、その適否をそれぞれ掲げるとおり判断すべきと考える。

	事例	考え方	適否
①	既存建物の修繕（附属設備の更新含む。）	○ 修繕により、建物内外の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単なる現状復旧のための修繕・補修費用など、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
②	太陽光パネルの設置等省エネ設備の整備	○ 省エネ設備の整備により、経営の安定化や設備の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単に消費電力が省力化するなど、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
③	倉庫の建替	○ 倉庫の建替に併せて、災害時用の備蓄品の備蓄を行うなど、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。	△
④	将来の不動産取得等のための積立て・資産運用	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないとともに、事業費として外部に支出がなされていないことから、不可。	×
⑤	将来的に事業を実施するための不動産取得	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （計画実施期間中に、不動産取得に加え、事業の開始までが予定されていれば可。）	×
⑥	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の全部取得	○ 法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
⑦	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の一部取得 ※ 現に賃借をしている土地の一部のみ取得するような場合	○ 提供されるサービス内容に何ら影響を及ぼさないことから、不可。 （一部取得と併せて、増改築等を行うことにより、併せて建物の機能向上等を図る場合には、可。）	×
⑧	送迎車両の更新	○ 建物とは異なり、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （再取得に必要な費用は控除対象財産として控除済み。ただし、電動リフト搭載車に変更するなど、サービスの向上に資する更新となっている場合には、可）	×

⑨	<u>送迎車両の台数の増加</u>	○ <u>送迎車両の台数の増加により、送迎回数が増加するなど、利用者等の利便性の向上に資する内容となっている場合には、可。</u>	△
⑩	<u>駐車場の拡張</u>	○ <u>職員の通勤効率化、家族との交流の活性化などに資する内容となっている場合には、可。</u>	△
⑪	<u>会議室の設置</u>	○ <u>ケアカンファレンスの活性化などにより、利用者等に対するサービスの質の向上に資する内容となっている場合には、可。</u>	△
⑫	<u>防災・防犯設備の導入</u>	○ <u>利用者等の安全確保に資することから、可。</u>	○
⑬	<u>建物の耐震化診断</u>	○ <u>現行の耐震化基準導入以前に建設された建物について、現行の基準を満たしているか不明な場合に診断を行うことは、利用者等の安全確保に資することから、可。</u>	○
⑭	<u>従業員向けの退職金等に係る保険加入や給食の実施等福利厚生の実施</u>	○ <u>職員の処遇改善に資することから、可。</u>	○
⑮	<u>会計監査や内部統制向上支援、事務処理体制向上支援の実施</u>	○ <u>法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。</u>	○
⑯	<u>第三者評価の受審</u>	○ <u>利用者等に対するサービスの質の向上に資することから、可。</u>	○

問56 社会福祉充実計画の承認に当たって、当該計画に複数の事業が盛り込まれている場合であって、要件を満たす A 事業と、要件を満たしていない B 事業とが混在している場合、どのように取り扱うべきか。

(答)

1. B 事業については、社会福祉充実計画には盛り込むことはできず、原則として計画から削除することが必要である。
2. ただし、B 事業が A 事業と一体的に行われるものである場合には、A 事業の中に B 事業を包含させる修正を行った上で、計画全体を適当なものとして取り扱って差し支えない。

問57 社会福祉充実計画の実施期間については、原則5か年度以内のところ、合理的な理由があると認められる場合には10か年度以内とすることができることとされているが、具体的な判断基準如何。【事務処理基準4の(4)関係】

(答)

1. 社会福祉充実計画の実施期間を10か年度以内とするに当たって「合理的な理由」がある場合とは、法人において、計画上、社会福祉充実事業の事業目的を達成するために必要な期間が10か年度を要するという理由を相当程度明らかにしていれば足りるものであり、例えば次のような理由が考えられる。
 - ① 計画において、10か年度にわたり社会福祉充実事業を継続する内容となっていること
 - ② 計画において、6か年度目以降に建物の建替や新規事業所の開設などを行う内容となっていること

問58 実施期間を5か年度とする社会福祉充実計画の申請がなされ、内容を確認したところ、2か年度で社会福祉充実残額全額を費消するような場合であっても、5か年度の計画として承認して良いか。

(答)

1. 社会福祉充実計画は、申請を行う年度の前会計年度に発生した社会福祉充実残額の使途を明らかにする性質のものであることから、社会福祉充実残額がゼロとなった時点で、計画の実施期間を終了させることが必要であり、ご指摘のような場合については、2か年度の計画として承認する必要がある。

問59 社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。

(答)

1. 可能であるが、公認会計士・税理士等による確認の結果、社会福祉充実計画原案を修正する場合には、再度、評議員会に諮る必要がある。

問60 社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、社会福祉充実事業を行う地域に関わらず、法人の所轄庁に対して、申請を行うこととなる。
2. また、社会福祉充実事業の実施地域についての制限はなく、社会福祉充実残額の規模などを踏まえ、法人が判断することとなる。

問61 社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役職員でも可能か。【事務処理基準5関係】

(答)

1. 理事長を除き、可能である。

問62 社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、所轄庁が改めて公認会計士等の専門家の意見を聴く必要はない。

問63 複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。

(答)

1. ご指摘のような場合、所轄庁又は社会福祉協議会が広域的な調整を行うことは可能であるとともに、地域協議会の場を活用することも考えられる。
2. ただし、最終的な事業実施に係る判断は法人が行うべきものであることから、法人の意向や自主性に十分配慮を行うことが必要である。

問64 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることができるのか。

(答)

1. 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用については、社会福祉充実計画の策定に必要な費用として、これに社会福祉充実残額を充てて差し支えない。

問65 社会福祉充実計画の事業費が社会福祉充実残額を上回る場合、計画書における事業費等の記載方法如何。

(答)

1. ご指摘のような場合、以下の記載例を参考にする事。

(例) 社会福祉充実残額2億円が生じた法人において、社会福祉充実残額以外に自己資金3億円を活用して施設を整備し、新規事業を実施する場合

平成30年度～平成34年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (平成29年度末現在)	1か年度目 (平成30年度末現在)	2か年度目 (平成31年度末現在)	3か年度目 (平成32年度末現在)	4か年度目 (平成33年度末現在)	5か年度目 (平成34年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	0 千円		0千円
うち社会福祉充実事業費(単位:千円)		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	▲200,000 千円	▲200,000 千円	
本計画の対象期間	平成30年9月1日～平成35年2月10日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
5か年度目	〇〇事業				有	500,000 千円
	小計					500,000 千円
	合計					500,000 千円

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
〇〇事業	計画の実施期間における事業費合計					500,000 千円	500,000 千円
	社会福祉充実残額					200,000 千円	200,000 千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他					300,000 千円	300,000 千円

5. 事業の詳細

事業費積算 (概算)	〇〇施設建設費用 500,000 千円
合計	500,000 千円(うち社会福祉充実残額充当額 200,000 千円)

問66 当初策定した社会福祉充実計画(実施期間:平成29年度～平成33年度末までの5年間)について、平成32年度に変更を行った場合、当該計画の実施期間は、変更年度である平成32年度から平成36年度末までの計画に延長されるという理解で良いか。

(答)

1. 社会福祉充実計画の実施期間については、変更の有無やその時期にかかわらず、原則として、当初策定した計画の実施期間の満了の日までが有効となるものであり、変更によって当然に実施期間が延長されるものではない。
2. ただし、社会福祉充実計画の実施期間は最大10年間としていることから、合理的な理由がある場合には、当初策定年度(平成29年度)から10年間(平成38年度まで)の範囲内で、計画の終了時期の変更を行うことは可能である。

問67 当初策定した社会福祉充実計画において、単身高齢者の見守りを行う事業の実施が予定されていたところ、計画実施期間の途中で、建物の建替を行う事業へと、計画の内容が抜本的に変更されるような場合、変更申請により対応して良いか。

(答)

1. 当初策定した計画の内容を抜本的に見直すような場合、計画の変更ではなく、一旦計画を終了し、改めて新規計画を策定することが適当である。

問68 社会福祉充実計画の変更にあたって、承認申請事項と届出事項とが混在する場合、それぞれ別々の書類を提出させるべきか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 変更後の社会福祉充実計画において、文末に()書を付すなど、承認申請事項と届出事項が明確に判別できるようになっていれば、これらを一体的に取り扱うことも差し支えない。
2. この場合、事務処理基準別紙5及び別紙6の様式例にかかわらず、次の様式例を参考とすること。

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申請者)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請及び届出について

平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請するとともに、同法同条第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

(添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
(注)変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示するとともに、承認申請事項と届出事項が容易に判別できるよう、変更箇所の文末に「(承認申請事項)」又は「(届出事項)」を付すこと。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

問69 社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状況を反映することが必要であることから、災害の発生など、計画策定時からの大幅な事情変更がある場合を除き、原則として、毎会計年度、所轄庁へ計算書類等を提出する時期(6月30日)に併せて行うものとする。
2. なお、計画の変更承認手続きについては、法第55条の3第1項において「あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない」とされていることから、上記の時期では事前に所轄庁の承認を得ることが困難な場合には、この限りではない。

※ 他方、計画の変更届出については、法第55条の3第2項において「遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない」とされていることから、事後の届出で可。

問70 承認社会福祉充実計画において、事業開始時期が8月1日とされていたところ、実際の事業開始時期は9月1日となり、また、事業費についても変動が見込まれる。このような場合についても計画の変更は必要なのか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 承認社会福祉充実計画の変更手続きについては、事務処理基準10に規定するとおり、社会福祉充実計画が「承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の用途を明らかにする」といった性質のものであることから、実績との乖離が生じたことをもって計画の変更手続きを行う必要はない。
2. 当該変更手続きについては、
 - ① 社会福祉充実事業の対象者に大きな影響を及ぼす内容か、
 - ② 将来に渡って影響を及ぼす内容か、
 - ③ 地域住民に公表すべき内容か、といった観点から、法人において計画変更の必要性を検討し、法人において必要と判断する場合に行うことが必要となるものである。
3. よって、「事務処理基準10」に規定する表は、法人が社会福祉充実計画の変更が必要と判断した場合において、変更承認手続又は変更届出手続のいずれを行うべきかを区分するための判断基準となるものであること。

問71 承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 承認社会福祉充実計画に記載される社会福祉充実事業に充てる社会福祉充実残額については、申請時点における計画上の見込額であることから、実際上の社会福祉充実残額が変動したことのみをもって計画の変更手続きを行う必要はない。
2. ただし、実際上の社会福祉充実残額の変動に伴い、法人が計画上の社会福祉充実残額に併せて事業費の変更を希望する場合又は実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の社会福祉充実残額と大幅な乖離が生じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合等には、計画の変更手続きを行うことが必要である。

問72 問71において、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合は、計画の変更を行うことが必要とされているが、「計画策定時の見込み」とは具体的にどの値を指すか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 平成29年度決算において、実際上の社会福祉充実残額が大幅に増加したような場合には、平成29年度末現在の計画額(計画様式における1. 基本的事項の「会計年度別の社会福祉充実残額の推移」の値)との比較を行うものである。

問73 問14において、社会福祉充実計画により購入した土地が当該計画の実施期間満了まで控除対象財産とならないことにより、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合、計画の変更を行う必要があるのか。

(答)

1. ご指摘のような場合、実際上の社会福祉充実残額から、当該土地等の固定資産に係る貸借対照表価額分を差し引いた額と、計画額とを比較すること。
2. この場合、財産目録において社会福祉充実計画用財産として、これを特定できるようにすることが必要であり、具体的な記載方法については、以下のとおりとすること。

(具体的な記載例)

【控除非対象】土地 ○○円 社会福祉充実計画用財産

問74 法人において緊急的な支出の必要性が生じた場合に、所轄庁の承認を得ずに、社会福祉充実残額をその支出に充てることはできるのか。

(答)

1. 可能である。
2. ただし、法人は、社会福祉充実計画に従って事業を行わなければならないことから、社会福祉充実残額の大幅な減少につながるような支出を行う場合には、所轄庁とも相談の上、必要に応じて社会福祉充実計画の変更等の手続きを行うことが適当である。

問75 社会福祉充実事業について、予測できない財務状況の変化等により、明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合、どのような対応をすれば良いか。

(答)

1. 法第55条の4の規定に基づき、社会福祉充実計画を終了することとなる。

問76 社会福祉充実計画の公表に当たって、社会福祉充実残額算定シートについても併せて公表する必要があるのか。【事務処理基準12関係】

(答)

1. 社会福祉充実計画の公表に当たっては、所轄庁からの承認を受けた計画本体を公表すれば足りるものであり、必ずしも社会福祉充実残額算定シートを公表しなければならないものではない。

問77 社会福祉充実計画の公表に当たって、母子生活支援施設を運営している場合など、法人の所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合、どのように対応すれば良いか。【事務処理基準12関係】

(答)

1. 社会福祉充実計画の公表に当たって、法人の所在地や連絡先、事業実施地域などを公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合には、該当項目を白塗りとした上で、公表することも可能である。
2. ただし、所轄庁に対する承認申請の際には、全ての項目が記載されている必要があるので、留意すること。

問78 社会福祉充実計画の実績の公表はどのような様式で行えば良いか。【事務処理基準1
2関係】

(答)

1. 法人の任意の様式で差し支えないが、法人における事業報告において記載を加えることなどの方法が考えられる。

問79 ○○市の所管法人が社会福祉充実計画の承認申請を行うに当たって、当該計画において○○市以外での事業所の開設を含む内容となっていることから、当該計画が承認されれば、年度の途中から所轄庁が○○市から□□県に変わる事となる。このような場合、6月30日時点の旧所轄庁(○○市)に計画の承認申請を行うべきか、それとも事業実施後の新所轄庁(□□県)に申請を行うべきか。

(答)

1. ご指摘のような場合、法人は旧所轄庁(○○市)に計画の承認申請を行い、旧所轄庁が承認を行うものとする。
2. この際、旧所轄庁においては、計画の承認に当たって、市域外での事業実施の適否について新所轄庁の意見を求めるなど、新旧所轄庁において十分な連携を図ること。
3. なお、計算書類等の提出についても、旧所轄庁あて行うこと。

問80 承認社会福祉充実計画については、2年目以降、どのような手続が必要となるのか。

(答)

1. 計画の変更を行わない限りにおいては、社会福祉充実残額を算定し、その結果(社会福祉充実残額算定シート)を計算書類等とともに、6月末までに所轄庁あて届け出ることにより足りるものである。

問81 法人から申請のあった社会福祉充実計画について、本来記載すべき内容が記載されていない又は事業内容が問42に掲げる要件に明らかに適合していないなど、不適法な内容である場合、所轄庁においては、どのように取り扱うべきか。

(答)

1. 法人から申請のあった社会福祉充実計画が不適法な内容である場合、所轄庁においては、原則として以下のような手順により、対応すべきである。

① 不適法な理由を明らかにした上で、一定の期限までに申請内容の修正を指導

② ①の指導に従わない場合、申請に対する不承認を通知するとともに、一定の期限までに計画の再提出を指示

③ ②の指示に従わない場合、社会福祉法第 56 条の規定に基づき、改善勧告や改善命令、役員解職勧告等を順次実施

2. なお、所轄庁において、判断が難しい個別の事案がある場合については、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて照会されたい。

【3. 地域協議会】

問82 地域協議会の運営に当たって、所轄庁においてはどのような事務を行えば良いか。

(答)

1. 所轄庁については、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制整備に関して責任を有することから、例えば、以下のような事務を直接的又は間接的に行うことが必要である。
 - ① 社会福祉法人が意見聴取を行うに当たって、所管地域において空白地域が生じないよう、一又は複数の地域協議会の立上げに向けた必要な調整を行うこと
 - ② 地域協議会の構成員の人選を行うこと
 - ③ 管内の地域協議会の窓口等のリスト化を図り、周知を行うこと
 - ④ 社会福祉法人が意見聴取を行うに当たって、地域協議会の開催日に係る日程調整を行うこと
 - ⑤ 地域協議会にオブザーバーとして参加し、法人間又は他の事業等との連携、役割分担等の調整を行うこと

問83 地域協議会の開催費用については、どこが負担すべきか。

(答)

1. 地域協議会の開催費用については、道府県・市に係る地方交付税において措置されているところであり、原則として所轄庁が負担することが適当である。

問84 地域協議会は必ず設置しなければならないのか。また、法人が自ら地域の関係者から意見聴取を行うことは可能か。

(答)

1. 地域協議会については、法人が円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、地域公益事業の実施を契機として、地域における関係者のネットワークの強化を図りつつ、地域福祉の推進体制の強化を図るために設置するものである。
2. このように、法人が実施する地域公益事業の実効性を高めていく観点から、既存の会議体の活用を含め、地域協議会を設置することが必要であると考えている。
3. しかしながら、地域協議会の体制整備に時間を要している所轄庁も多いことから、平成30年度においては、以下のような方法等により代替することができるものとする。
 - ① 法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うこと
 - ② 法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと
4. なお、このような場合であっても、可能な限り速やかに地域協議会を設置するものとし、設置次第、地域公益事業の取組内容について改めて協議を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて社会福祉充実計画の見直し等を行っていくことが重要である。
5. また、所轄庁における地域協議会の開催に係る経費については、地方交付税による措置がなされているので、これも有効に活用されたい。

問85 地域協議会において意見聴取を行うに当たって、社会福祉充実計画原案を作成した法人の出席は必ず必要か。また、地域協議会の構成員から書面により意見聴取を行うといった方法は可能か。

(答)

1. 地域協議会については、地域の関係者間のネットワークの強化を図りつつ、それぞれの取組間の連携強化、既存の取組の狭間にある地域課題の共有、これに対応した新たな社会資源の創出などを協議し、それぞれの取組内容の摺り合わせを行うこと等を目的として開催するものであることから、原則として、法人及び地域協議会の構成員の出席の下、開催することが必要である。
2. しかしながら、地域協議会の開催に係る構成員間の日程調整が困難な場合や、法人における社会福祉充実計画の理事会・評議員会での承認スケジュール等との関係から、地域協議会の開催が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合には、ご指摘のような方法により代替することも可能である。
3. ただし、このような場合にあって、後日、承認社会福祉充実計画に基づく事業の実施状況をフォローアップするための地域協議会を開催し、そこでの協議内容を必要に応じて計画に反映していくといったプロセスを確保することが重要である。

問86 地域公益事業の実施とともに、既存事業の充実を図ることを内容とする社会福祉充実計画の場合、既存事業の充実部分についても、地域協議会の意見を聴く必要があるのか。

(答)

1. 地域協議会においては、最低限、地域公益事業についての意見聴取を行えば足りるものであるが、法人がその他の事業についても併せて意見聴取を希望する場合には、任意でそのような取扱いとすることも可能である。

問87 法人から地域公益事業の実施希望がない場合、地域協議会は開催しなくても良いか。

(答)

1. 法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域課題を理解し、関係者とのネットワークづくりを推進することは有用であることから、他に同様の議論の場がある場合を除き、
 - ① 地域課題の共有
 - ② 地域の関係者によるそれぞれの取組内容の共有
 - ③ 地域の関係者の連携の在り方
 - ④ 「地域における公益的な取組」の取組内容、推進方策などに関する討議を行うため、毎年度1回以上は行うことが望ましい。

問88 法人が当該法人の所轄庁以外の区域で地域公益事業を実施する場合、当該法人の所轄庁はどのような対応を行うべきか。

(答)

1. 所轄庁において、法人からこのような相談を受けた場合には、法人が地域公益事業の実施を希望する地域を所管する所轄庁又は自治体に対して、法人の概略、相談内容などについて情報提供を行うなど必要な調整を行われたい。

問89 自らの所管地域内において、他の所轄庁が所管する法人が事業の実施を希望する場合には、どのように対応すべきか。

(答)

1. 所管地域内における福祉サービスの充実が図られることとなるため、他の所轄庁が所管する法人であっても、当該他の所轄庁と連携を図り、自らの所管地域内にある地域協議会の開催等、必要な支援を行われたい。

『ちょっと教えて！経営協』に寄せられたよくある質問とその回答集

（評議員会への理事・監事の出席）

問 1 評議員会には、理事及び監事が全員出席しなければならないのか。

（理事会と定時評議員会の開催間隔）

問 2 理事会の開催日と定時評議員会の開催日との間を 2 週間以上空ける必要があるが、この場合、日数計算はどのように行うのか。

（計算書類の備え置き）

問 3 計算書類の備え置きの時期について教えてほしい。

（事業計画及び予算の評議員会の承認）

問 4 事業計画及び予算は、評議員会の承認事項か。

（補正予算の評議員会の承認）

問 5 定款で、「この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。」と定めているが、補正予算を行う場合、評議員会の承認が必要となるのか。

（決議の省略）

問 6 理事会の「決議の省略」とは、どのようなものか。

（決議の省略の具体的な手続き）

問 7 理事会の「決議の省略」を行う場合の具体的な手続きについて教えてほしい。

（評議員会で決議の省略ができる決議事項の範囲）

問 8 評議員会で決議の省略ができる決議事項に制限はあるのか。

（「決議の省略」の際の決議があったものとみなされる日）

問 9 理事会または評議員会で「決議の省略」を行う際、決議があったものとみなされる日はいつになるのか。

（理事長が欠席した場合の議事録署名人）

問 10 理事会の議事録署名人について、定款で「出席した理事長及び監事」と定めているが、理事長が欠席した場合の取り扱いを教えてほしい。
また、監事が欠席した場合の取り扱いは如何か。

（事業報告の附属明細書）

問 11 事業報告の附属明細書にはどのような内容を記載すればよいのか。

（理事長等の職務執行状況の報告）

問 12 理事長等の職務執行状況の報告は、どのような内容を報告すればよいのか。

（理事長等の職務執行状況の報告の間隔）

問 13 理事長等の職務執行状況の理事会への報告について、定款で、「4 か月を超える間隔で2 回以上」と定めているが、例えば、3 月の理事会と5 月の理事会で報告しようとした場合、4 か月を超える間隔にはならず、定款に反することになるのか。

（理事長等の職務執行状況の報告の書面決議の可否）

問 14 理事長等の職務執行状況の報告を書面決議で行うことはできるか。

（監事の過半数の同意が必要となる議案）

問 15 理事会が評議員会に提出する議案について監事の過半数の同意が必要となるのはどのような場合か。

（公認会計士または監査法人による社会福祉法に準じた監査）

問 16 会計監査人による監査と公認会計士または監査法人による社会福祉法に準じた監査との違いは。

（専門家による支援を受けた場合の報告書の提出）

問 17 専門家による支援を受け、報告書を1 回提出すれば、監査周期が延長されるのか。

（社会福祉充実残額の算定の特例）

問 18 社会福祉充実残額の算定にあたって、「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の適用要件について教えてほしい。

（損害賠償責任の免除）

問 19 損害賠償責任の免除について、「総評議員の同意による免除」（一般法人法第 112 条準用）と「評議員会の特別決議による一部免除」（一般法人法第 113 条準用）の違いがよく分からない。

（責任限定契約）

問 20 「理事会の決議による一部免除」（一般法人法第 114 条準用）と「責任限定契約」の違いがよく分からない。

（地域における公益的な取組）

問 21 地域における公益的な取組は、新規に取り組むものしか該当しないのか。

（電子開示システムで公表できる書類）

問 22 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を用いて公表される書類は。

（評議員会への理事・監事の出席）

問 1 評議員会には、理事及び監事が全員出席しなければならないのか。

答 1

理事及び監事には、評議員会への出席義務がないため必ず全員が出席する必要はないが、社会福祉法第 45 条の 10 で、「評議員会から特定の事項について説明が求められた場合には、当該事項について説明をしなければならない」とされており、その体制を確保することが求められる。

なお、評議員会において、理事及び監事は、評議員会から評議員会の目的である事項に関しないものについて説明を求められた場合や、以下の場合には、説明義務を負わない。

＜説明義務を負わない正当な理由（社会福祉法施行規則第 2 条の 14）＞

① 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。

ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合

イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合

② 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

③ 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

④ ①から③に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（参考）『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』

- ・ 理事等の説明義務 p61～62



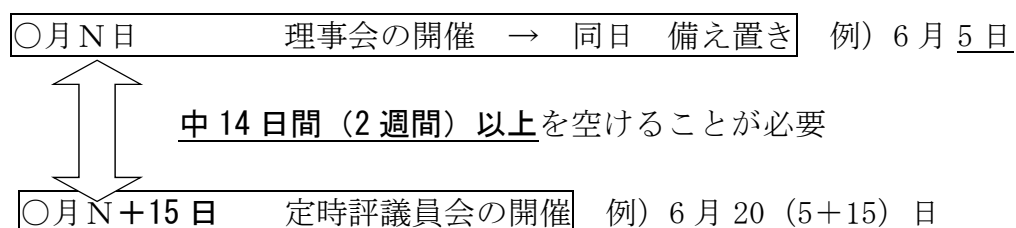
(理事会と定時評議員会の開催間隔)

問2 理事会の開催日と定時評議員会の開催日との間を2週間以上空ける必要があるが、この場合、日数計算はどのように行うのか。

答2

定時評議員会を開催する場合、開催の2週間前までに、理事会の承認を得て、計算書類を事務所に備え置かなければならない。

この場合、計算書類の備え置き開始日から定時評議員会の開催日まで、中14日間(2週間)以上空ける必要がある。具体的には以下のように日数を計算する。



定時評議員会の開催までのスケジュールは、厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議」(平成29年3月2日)で示された以下の例を参照いただきたい。

決算関係スケジュール例

期間	月日	主要項目
毎会計年度終了後3月以内	3月31日	○決算期
	5月10日	○事業報告等(事業報告及びその附属明細書)の提出(理事→各監事) ○計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録の提出(理事→各監事) ＜(必要に応じて)特定理事の選定(任意)＞
	4週間経過日(6月8日)まで	○監事監査の実施 ・監事で監事監査の実施方法(日程、職務分担など)について協議 ・業務監査及び会計監査の実施 ・監査報告の作成 ＜(必要に応じて)特定監事の選定(任意)＞
	5月29日	○監査報告の提出(特定監事→特定理事)
	5月31日	○理事会の開催(旧役員による) 注) 招集通知の発出は1週間前(招集手続の省略可) ・事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・定時評議員会の日時・場所、議題等(決算・新役員・報酬基準等※)の決定
	2週間前の日から(中14日間)	○事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き
	1週間前まで(中7日間)	○定時評議員会の招集通知の発出 (計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供)
	6月1日	○定時評議員会の開催 ・計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告 ・新役員の選任、報酬基準の承認等※
	6月16日	○理事会の開催(新役員による) 注) 招集通知の発出は1週間前(招集手続の省略可) ・理事長の選定等
	6月30日まで	○理事長等の登記(理事長選定後2週間以内) ○資産の総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き

※ 社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉充実計画の承認も併せて行うこととなる。

(計算書類の備え置き)

問 3 計算書類の備え置きの時期について教えてほしい。

答 3

定時評議員会の承認前から計算書類を備え置くことになるが、「定時評議員会で承認を受ける前であるため、修正等があり得る」等の付記は不要とされている（厚生労働省平成 28 年 11 月 11 日付 Q & A 問 47-2 参照）。

また、前頁の「決算関係スケジュール例」では、5 月 31 日に理事会を開催し、その翌日から計算書類の備え置きを開始しているが、5 月 31 日の理事会の開催日と同日に計算書類の備え置きを開始すれば、中 14 日間（2 週間）空けた 6 月 15 日に定時評議員会を開催することができる。

なお、計算書類の「備え置き」については、定時評議員会の開催の 2 週間前までに主たる事務所に備え置かなければならないが、計算書類の「公表」については、所轄庁へ届出後、遅滞なく、インターネットで公表しなければならない。

(参考)『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』

- ・ 決算から評議員会までのスケジュール（例示） p64～65
- ・ 計算書類等の備置き及び閲覧等 p96～97
- ・ 情報の公開 p100



(事業計画及び予算の評議員会の承認)

問 4 事業計画及び予算は、評議員会の承認事項か。

答 4

社会福祉法上は、事業計画及び予算は、評議員会の承認事項ではない。各法人において、定款で、評議員会の承認事項とすることも可能である。

ただし、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受ける場合は、事業計画及び予算も評議員会での承認が必要となる。

(参考)『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』

- ・ 評議員会の権限等 p58-59



(補正予算の評議員会の承認)

問 5 定款で、「この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。」と定めているが、補正予算を行う場合、評議員会の承認が必要となるのか。

答 5

収支予算書には、補正予算も含まれるため、補正予算を行う場合には、評議員会の承認が必要となる。

(決議の省略)

問 6 理事会の「決議の省略」とは、どのようなものか。

答 6

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合、当該提案について、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる旨を定款に定めることができる。

これは、議決権を行使することができる理事の全員が、決議の目的となる事項についての提案に同意の意思表示をし、かつ、監事も当該提案に異議を述べない場合には、会議を開催しなくても、各理事及び監事が当該議案を決議することについてその責任を伴う十分な意思表示を行っているものと認めることができ、また、提案に全員が賛成であるならば、討議を省略することによる理事会機能の形骸化という弊害のおそれも少ないと考えられるためである。

(参考)『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』(全国経営協 編)

- ・ 理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略 p76
- ・ 理事会の決議の省略の場合の議事録の作成等 p77～78



(決議の省略の具体的な手続き)

問 7 理事会の「決議の省略」を行う場合の具体的な手続きについて教えてほしい。

答 7

理事会の「決議の省略」を行うには、

- ① 定款に理事会の決議の省略に関する定めがあること
 - ② 理事が理事会の決議の目的である事項について提案したこと
 - ③ 当該提案について、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと
 - ④ 監事が当該提案について異議を述べていないこと
- の要件を満たす必要がある。

法令上、「決議の省略」を行うことができる決議事項に制限はないが、「決議の省略」は、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の例外を認めるものであるため、各法人において慎重な取り扱いが求められる。

議案によっては、理事会が招集されず、討議が行われなかったことにより、法人もしくは第三者等に損害が生じる場合には、理事または監事の善管注意義務違反の問題になる可能性も少なからずあり得るので、事務手続きの負担軽減の理由等で、安易に「決議の省略」を行うものではないと思われる。

理事会の「決議の省略」の具体的な手順は以下のとおり。

- ① 理事が、理事会の決議の目的である事項を記載した提案書を、理事全員及び監事全員に送付。

↓

- ② 議決に加わることができる理事全員からの同意書、監事全員からの異議がない旨の確認書の提出。

↓

- ③ 理事全員から同意書が、監事全員から確認書が提出された日をもって、理事会の決議があったものとみなされた旨を記録した議事録の作成。

なお、理事会及び評議員会の決議・報告の省略の手続きの要件については、次頁の比較表をご参照いただきたい。

また、「決議の省略」をした場合の議事録には、以下の事項を記載しなければならない。

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(参考) 理事会・評議員会の決議・報告の省略手続き比較表

全国経営協事務局整理

機関	省略事項	根拠等	要件	備考
理事会	決議	定款記載事項 法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般法人法第 96 条	① 定款に理事会の決議の省略に関する定めがあること ② 理事が理事会の決議の目的である事項について提案したこと ③ 当該提案について、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと ④ 監事が当該提案について異議を述べていないこと	業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略することはできない。（法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般法人法第 98 条第 2 項）
	報告	法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般法人法第 98 条第 1 項	① 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したこと	
評議員会	決議	法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 194 条第 1 項	① 理事が評議員会の目的である事項について提案したこと ② 当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと	
	報告	法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 195 条	① 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知したこと	

【凡例】 法…社会福祉法 一般法人法…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（評議員会で決議の省略ができる決議事項の範囲）

問 8 評議員会で決議の省略ができる決議事項に制限はあるのか。

答 8

法令上、評議員会で「決議の省略」を行うことができる決議事項に制限はない。

しかし、「決議の省略」は、評議員会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという評議員会制度の例外を認めるものであるため、各法人において慎重な取り扱いが求められる。

議案によっては、評議員会が招集されず、討議が行われなかったことにより、法人もしくは第三者等に損害が生じる場合には、評議員の善管注意義務違反の問題になる可能性も少なからずあり得るので、事務手続きの負担軽減の理由等で、安易に「決議の省略」を行うものではないと思われる。

（参考）『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』（全国経営協 編）

- ・ 評議員会の決議の省略 p61



（「決議の省略」の際の決議があったものとみなされる日）

問 9 理事会または評議員会で「決議の省略」を行う際、決議があったものとみなされる日はいつになるのか。

答 9

理事会は社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第 96 条第 1 項、評議員会は社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項において「全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」と定められており、すべての同意書が提出された日となる。

また、その内容を証するため、決議の省略の場合にも、全ての同意書を添付した議事録を作成し、保存する必要がある。

＜評議員会の「決議の省略」の際の議事録（例）＞

平成●年●月●日付文書により提案した事項については、下記ならびに別紙のとおり、すべての評議員から同意があったため、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の規定に基づき、評議員会の決議があったものとみなされたことを証するため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

● ● ●

2. 1. の事項の提案をした者の氏名

● ● ●

3. 評議員会の決議があったものとみなされた日

● ● ●

4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

● ● ●

（参考）『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』（全国経営協 編）

- ・ 評議員会の決議の省略 p61
- ・ 理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略 p76



(理事長が欠席した場合の議事録署名人)

問 10 理事会の議事録署名人について、定款で「出席した理事長及び監事」と定めているが、理事長が欠席した場合の取り扱いを教えてください。
また、監事が欠席した場合の取り扱いは如何か。

答 10

理事会の議事録署名は、原則、「出席した理事及び監事」とされており、定款で定めた場合には、「出席した理事長及び監事」とすることができる。

定款で「出席した理事長及び監事」と定めており、理事長が欠席した場合においては、原則に戻り、「出席した理事及び監事」の署名又は記名押印が必要となる。

◎ 理事会の議事録署名人

原則（法第 45 条の 14 第 6 項）	出席した <u>理事</u> 及び監事
例外（定款記載）	出席した <u>理事長</u> 及び監事
↓理事長が欠席した場合	
原則へ戻る	出席した <u>理事</u> 及び監事

また、欠席した監事は、議事録へ署名又は記名押印する必要はない。

定款で「出席した理事長及び監事」と定めており、監事が全員欠席した場合は、理事長のみの署名又は記名押印となる。

監事が欠席しても理事会は成立するが、監事には理事会への出席義務があるため、正当な理由がなく欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともあるので、十分注意していただきたい。

(参考)『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』(全国経営協 編)

- ・ 理事会の議事録の作成等 p77～78
- ・ 監事の理事会への出席義務 p85



（事業報告の附属明細書）

問 11 事業報告の附属明細書にはどのような内容を記載すればよいのか。

答 11

事業報告の附属明細書は、社会福祉法施行規則第2条の25第3項において、「事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない」とされているだけで、具体的な記載事項は定められていない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項においても、社会福祉法施行規則と同様に、具体的な記載事項は定められていない）。

他の法人類型での例をみると、特別な事業にかかる成果や重要な取引にかかる契約状況等を記載する場合もあるが、社会福祉法人については、それぞれの実情に応じて、事業報告の内容を補足する重要な事項がない場合は、附属明細書の記載を省略することができるものと考えられる。また、事業報告に記載した内容と同一の内容を附属明細書に重複して記載する必要はない。

なお、記載を省略する場合は、事業報告あるいは附属明細書に「事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない」旨を明記することが望ましい。

（参考）『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』（全国経営協 編）

- ・ 計算書類等 p94-96



（理事長等の職務執行状況の報告）

問 12 理事長等の職務執行状況の報告は、どのような内容を報告すればよいのか。

答 12

社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項において、理事長及び業務執行理事は、3 か月に 1 回以上（定款で、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされているが、法令上、具体的な報告内容までは定められていない。

そのため、法人の事業内容や理事会で定める業務執行の範囲等に即して、各法人において報告内容を定めることになる。報告の具体例としては、以下のようなものが考えられる。

- 事業計画・予算の進捗状況
- 理事長が専決した契約内容、固定資産の取得内容、固定資産の処分内容
- 重要な契約の内容
- 内部管理体制の運用状況
- その他理事会から報告が求められた事項 等

（参考）『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』（全国経営協 編）

- ・ 理事長／業務執行理事の職務及び権限等 p71-72



(理事長等の職務執行状況の報告の間隔)

問 13 理事長等の職務執行状況の理事会への報告について、定款で、「4 か月を超える間隔で2 回以上」と定めているが、例えば、3 月の理事会と5 月の理事会で報告しようとした場合、4 か月を超える間隔にはならず、定款に反することになるのか。

答 13

理事長等の職務執行状況の報告の間隔は、会計年度毎に判断するため、5 月の理事会と翌年3 月の理事会であれば、4 か月を超える間隔が空いており、定款の要件を満たす。

(参考)『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』(全国経営協 編)

- ・ 理事長／業務執行理事の職務及び権限等 p71-72



(理事長等の職務執行状況の報告の書面決議の可否)

問 14 理事長等の職務執行状況の報告を書面決議で行うことはできるか。

答 14

理事長等の職務執行状況の報告は、現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできないため、書面決議は不可である（社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般法人法第98条第2項）。

理事会は、理事の職務執行を監督する義務を負っており、現実開催された理事会において職務執行の妥当性・適正性を判断することになる。

(参考)『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』(全国経営協 編)

- ・ 理事長／業務執行理事の職務及び権限等 p71-72



(監事の過半数の同意が必要となる議案)

問 15 理事会が評議員会に提出する議案について監事の過半数の同意が必要となるのはどのような場合か。

答 15

理事会が評議員会に提出する議案について、以下の場合、監事の過半数の同意が必要となる。この場合、「監事の過半数」とは、在任する監事の過半数をいう。

- 監事の選任に関する議案
- 会計監査人の選任に関する議案
- 会計監査人の解任に関する議案
- 会計監査人を再任しないことに関する議案

理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る）でも差し支えないとされている。

また、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならないとされている。

なお、以下の議案を評議員会に提出する場合には、「監事の過半数の同意」ではなく、「監事の同意」が必要となる。

- 理事、監事又は会計監査人の責任の免除に関する議案
- 理事会の決議による責任の一部免除を定款で定める議案

理事会の決議による責任の一部免除を定款で定めた場合、定款に基づく理事、監事又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には、「監事の同意」が必要となる。

(参考)『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』(全国経営協 編)

- ・ 監事の選任及び解任 p81
- ・ 会計監査人の選任及び解任 p86-87
- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任 p90-92



(公認会計士または監査法人による社会福祉法に準じた監査)

問 16 会計監査人による監査と公認会計士または監査法人による社会福祉法に準じた監査との違いは。

答 16

会計監査人設置義務のない法人（収益 30 億円以下または負債 60 億円以下の法人）において、公認会計士または監査法人による監査を受ける場合には、以下の 2 つの方法がある。

<方法①：会計監査人による監査>

法人が定款において、会計監査人を置く旨の規定をし、監査を受ける。

<方法②：公認会計士または監査法人による社会福祉法に準じた監査>

法人が定款において、会計監査人を設置せずに、公認会計士または監査法人との間で監査契約を締結したうえで、監査を受ける。

	<方法①> 会計監査人による監査	<方法②> 公認会計士または監査法人による 社会福祉法に準じた監査
定款	定款規定	定款規定しない
選任	評議員会で選任	評議員会での選任不要
監査対象書類	計算書類、附属明細書、財産目録	
監査手続	一般に公正妥当と認められる監査の基準	
監査報告書	会計監査報告（独立監査人の監査報告書）	
監事との関係	社会福祉法上損害賠償責任あり	社会福祉法上の定めはなし
責任	社会福祉法上損害賠償責任あり	社会福祉法上の定めはなし

社会福祉法人会計監査円滑実施協議会資料をもとに作成

上記の方法②による場合、予備調査の必要性や具体的な監査内容等については、監査契約の締結に際して、法人としての要求仕様や公認会計士等による提案内容に基づき、十分な検討を行い、明確な合意のもと、監査を実施することが望まれる。

(専門家による支援を受けた場合の報告書の提出)

問 17 専門家による支援を受け、報告書を1回提出すれば、監査周期が延長されるのか。

答 17

専門家による支援は、毎年度、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」または「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」に記載された支援項目等に応じて、提案報告、所見等を受けるものである。

また、これらの報告書については、所轄庁に、毎年度、計算書類、附属明細書、財産目録とあわせて提出することになる。一方、監査周期ならびに監査事項については、これらの報告書等の提出をもって必ず延長・省略されるものではなく、所轄庁が判断することになるため、所轄庁に対して、延長・省略について事前に確認することが必要である。

(参考)『社会福祉法人制度改革対応版 社会福祉法人会計基準関係資料集』

- ・ 会計監査及び専門家による支援等について p515-535



（社会福祉充実残額の算定の特例）

問 18 社会福祉充実残額の算定にあたって、「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の適用要件について教えてほしい。

答 18

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であって、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していないか、当該土地・建物の価額が著しく低い場合には、特例的な取扱いとして、将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、図表 1 の社会福祉充実残額の算定式にかかわらず、年間事業活動支出全額（1 年分）を控除することができる。

この特例は、「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」となっているが、施設・事業所を経営する法人であっても、図表 2 の適用要件に合致すれば、対象となる。

この特例が適用される場合（土地・建物の価額が著しく低い場合）とは、図表 2 のとおり、「②再取得に必要な財産」と「③必要な運転資金（年間支出の 3 月分）」の合計額が「④年間事業活動支出」を下回る場合をいう。

この場合、図表 1 の原則的な社会福祉充実残額の計算式ではなく、図表 3 の計算式により社会福祉充実残額を算定することになる。

図表 1 （原則）社会福祉充実残額の計算式

社会福祉充実残額	＝	活用可能な財産	－	控除対象財産 ①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等 ＋ ②再取得に必要な財産 ＋ ③必要な運転資金（年間事業活動支出 3 月分）
----------	---	---------	---	---

年間事業活動支出…法人単位の資金収支計算書における事業活動支出

図表 2 特例の適用要件

②再取得に必要な財産 ＋ ③必要な運転資金（年間支出の 3 月分）	＜	④年間事業活動支出
--	---	-----------

図表 3 特例適用の場合の社会福祉充実残額の計算式

社会福祉充実残額	＝	活用可能な財産	－	控除対象財産 ①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等 ＋ ④年間事業活動支出
----------	---	---------	---	--

(参考) 厚生労働省「「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 2)」について」(事務連絡/平成 29 年 4 月 25 日)

問 36 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、その適用を受けられるものと考えて良いのか。【事務処理基準 3 の (7) 関係】

(答)

1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

会員法人向け支援ツール「社会福祉充実残額試算ツール (ver. 4. 2)」では、「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の適用を自動で計算できるようにになっている。ただし、この計算にあたっては、「1. 「内部留保」の額」～「3. 再取得に必要な財産」までを正確に入力しておく必要があることに留意していただきたい。

社会福祉充実残額試算ツール (ver. 4. 2)

4 必要な運転資金	
法人全体の資金収支計算書より抜粋した数字をご入力ください。	
<事業活動による収支> 単位:円	
事業活動収入計	
事業活動支出計	
事業活動収支差額	0

施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例の適用(該当する場合は「○」が表示)

4 必要な運転資金 0円

原 則) 事業活動支出計÷12月×3か月分
※ 特例の適用の場合は、計上なし。

[ページ上部へ戻](#)

(参考) 『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』(全国経営協 編)

- ・ 社会福祉充実残額の算定 p102～107



(損害賠償責任の免除)

問 19 損害賠償責任の免除について、「総評議員の同意による免除」(一般法人法第 112 条準用)と「評議員会の特別決議による一部免除」(一般法人法第 113 条準用)の違いがよく分からない。

答 19

「総評議員の同意による免除」は、損害賠償となる役員等の行為が、善意か悪意かは問わず、また、免除する金額も全額か一部免除も含まれる。

「評議員会の特別決議による一部免除」は、①損害賠償となる役員の行為が善意かつ重大な過失がない場合のみ、②評議員会の特別決議(3 分の 2 以上)、③免除する額に上限がある点で「総評議員の同意による免除」と異なる。

(参考)『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』(全国経営協 編)

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任 p90-92



（責任限定契約）

問 20 「理事会の決議による一部免除」（一般法人法第 114 条準用）と「責任限定契約」の違いがよく分からない。

答 20 「理事会の決議による一部免除」は理事会の決議により、一部免除することを決定するが、「責任限定契約」はあらかじめ定めた額の履行で、それを上回る額については免除されるもの。

2 つの免除方法の大きな違いは、免除するかどうかの決定方法の違い。

（参考）定款例

（責任の免除）

第〇条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第〇条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（参考）『改訂増補 社会福祉法改正のポイント』（全国経営協 編）

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任 p90-92



(地域における公益的な取組)

問 21 地域における公益的な取組は、新規に取り組むものしか該当しないのか。

答 21

社会福祉法第 24 条第 2 項の「地域における公益的な取組」に関して、社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置づけられたもの。

「地域における公益的な取組」の責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。

(電子開示システムで公表できる書類)

問 22 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を用いて公表される書類は。

答 22

各法人が、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を用いて所轄庁に届出を行った場合、以下の書類が公表されたものとみなされる。

- 計算書類
- 現況報告書（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く）
- 社会福祉充実計画

したがって、「定款」、「役員等名簿」、「報酬等の支給の基準」については、各法人のホームページあるいは全国経営協の「情報公開ページ」等を用いて、インターネットによる公表が必要である。

社会福祉法人が届出を行う書類等の公表の詳細については、次頁を参照。

なお、次頁において、「システム」は、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムを指し、実線はシステムを用いるもの。点線はシステムを用いないものを指す。

届出又は申請事項		所轄庁への 届出又は 申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国 への報告・提供事項) (法第59条の2 第2項、第3項、 第6項)	公表事項 (法第59条の2 第1項第3号)	公表方法
定款 (設立時の承認の申請 法31条1項) (変更の承認の申請 法45条の36第2項) (軽微な変更の場合の届出 法45条の36第4項)	貸借対照表 (法45条の27第2項) 計算書類 (法45条の32) 収支計算書 (法45条の27第2項)	法人単位貸借対照表	×	○ (第1号)	法人H P 等
		貸借対照表内訳表			
計 算 書 類 等 (法 第 5 9 条 第 1 号)	事業報告 (法45条の32)	事業区分貸借対照表内訳表	○	○	システム
		拠点区分貸借対照表	○	○	システム
		法人単位資金収支計算書	○	○	システム
		資金収支内訳表	○	○	システム
		事業区分資金収支内訳表	○	○	システム
		事業区分資金収支計算書	○	○	システム
		拠点区分資金収支計算書	○	○	システム
		法人単位事業活動計算書	○	○	システム
		事業活動内訳表	○	○	システム
		事業区分事業活動内訳表	○	○	システム
		事業区分事業活動計算書	○	○	システム
		拠点区分事業活動計算書	○	○	システム
		借入金明細書	○	×	システム
		借入金収支明細書	○	×	システム
		寄附金収支明細書	○	×	システム
		補助金事業等収益明細書	○	×	システム
		事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	×	システム
		事業区分間及び拠点区分間繰入金	○	×	システム
		事業区分間及び拠点区分間貸付金 (借入金) 残高明細書	○	×	システム
		基本金明細書	○	×	システム
これらの附属明細書 (法45条の32)	事業報告 (法45条の32)	国庫補助金等特別積立金明細書	○	×	システム
		基本財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産) の明細書	○	×	システム
		引当金明細書	○	×	システム
		拠点区分資金収支明細書	○	×	システム
		拠点区分事業活動明細書	○	×	システム
		積立金・積立資産明細書	○	×	システム
		サービス区分間繰入金明細書	○	×	システム
		サービス区分間繰入金 (借入金)	○	×	システム
		残高明細書	○	×	システム
		就労支援事業別事業活動明細書	○	×	システム
		就労支援事業製造原価明細書	○	×	システム
		就労支援事業販管費明細書	○	×	システム
		就労支援事業明細書	○	×	システム
		授産事業費用明細書	○	×	システム
		これらの監査報告 (法45条の32)	○	×	システム
		これらの会計監査報告 (法45条の32)	○	×	システム

届出又は申請事項		所轄庁への 届出又は 申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国 への報告・提供事項) (法第59条の2 第2項、第3項、 第6項)	公表事項 (法第59条の2 第1項第3号)	公表方法
(法第59条第2号) 財産目録等	財産目録 (法45条の34第1項第1号)	○	○	×	
	役員等名簿 (法45条の34第1項第2号)	○	×	○	法人H P等
	報酬等の支給の基準 (法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項)	○	×	○ (第2号)	法人H P等
	当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他 連絡先等の当該社会福祉法人に関する基本情報	○	○	○	システム
	当会計年度の初日における評議員の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	当会計年度の初日における理事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	当会計年度の初日における監事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	前会計年度及び当会計年度における会計監査人の状況	○	○	○ (一部×)	システム
	事業の概要	○	○	○	システム
	その他省令で 定める事項を 記載した書類 (法第45条の34 第1項第4号)	○	○	○	システム
	前会計年度の初日における職員の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における評議員会の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における理事会の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における監事の監査の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における会計監査の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	前会計年度における事業等の概要	○	○	○ (一部×)	システム
社会福祉充実計画	前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画 の策定の状況及びその進捗の状況 (規則2条の41第12号)	○	○	○	システム
	当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況	○	○	○ (一部×)	システム
	第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠 事業計画	○	○	×	
	その他必要な事項	○	×	×	
	(承認の申請 法55条の2第1項) (変更の承認の申請 法55条の3第1項本文) (軽微な変更の届出 法55条の3第1項但書)	○ (法第55条の2、 55条の3、 事務処理基準)	○	○ (一部×) ○ (事務処理基準)	システム システム

社会福祉法人の理事会・評議員会 開催等にかかる文書例

1. 決算理事会（定時評議員会前）招集通知（例）
2. 決算理事会（定時評議員会前）シナリオ（例）
3. 決算理事会（定時評議員会前）議事録（例）
4. 定時評議員会招集通知（例）
5. 定時評議員会シナリオ（例）
6. 定時評議員会議事録（例）
7. 評議員選任・解任委員会招集通知（例）
8. 評議員選任・解任委員会シナリオ（例）
9. 評議員選任・解任委員会議事録（例）

本資料は、全国経営協保育事業経営委員会が、保育事業経営法人等における理事会や評議員会の開催に向けた準備の参考としていただくことを目的に作成したものです。

あくまで一例であり、法令や通知の定めに従って作成されていれば、この例の通りでなくても差し支えありません。

また、所轄庁によっては、別途モデル様式を示しているところもありますので、確認のうえご対応ください。

今後も、必要に応じて文書例等を作成・提示していく予定ですので、全国経営協事務局（TEL03-3581-7819）まで、ご意見等をお寄せください。

※上記の文書例のデータ(Word形式)は、全国経営協のホームページ(「会員MYページ」→「会員法人向け支援ツール」)からダウンロードできます。

全国社会福祉法人経営者協議会 保育事業経営委員会

1. 決算理事会（定時評議員会前）招集通知（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

理事 各位

監事 各位

社会福祉法人 〇〇福祉会

理事長 〇〇 〇〇

平成〇〇年度第〇回理事会開催のお知らせ

平素は当法人の運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成〇〇年度第〇回理事会を下記により開催したく存じますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、社会福祉法第45条の14第5項の規定により、決議事項に特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができないこととなっているため、今回審議する議案に該当するものがございましたら、別紙出欠確認票の該当欄にご記入いただき、FAXまたは郵送にてご返信くださいますようお願いいたします。

記

開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前（後）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

開催場所 社会福祉法人 〇〇福祉会 〇〇施設〇〇会議室

目的事項 （1）決議事項

第一号議案 平成〇会計年度事業報告並びに計算書類等の承認の件

〔議案の概要〕

第二号議案 定時評議員会の招集の件

〔議案の概要〕

☆ポイント☆ 議案の概要について
決議事項について、理事にわかりやすく説明するため、議案の内容を要約した「議案の概要」を記載します。
本招集通知に記載するほか、招集通知上では「別紙のとおり」とし、別途、議案の概要を参考書類として添付する方法があります。
議案が決まっていない場合は、決まっていないことを記載します。

（2）報告事項

理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

（事務局連絡先）

社会福祉法人〇〇会 （担当 〇〇）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所

TEL

FAX

(返信先)

〇〇福祉会 担当:〇〇行 FAX. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail:〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇

平成〇〇年度 第〇回 理事会 出欠確認票

※該当箇所を○でお囲みください

社会福祉法人〇〇福祉会 理事長 殿

平成〇〇年度 第〇回理事会に (出席 ・ 欠席) します。

※ご欠席の場合は欠席理由をご記入ください。

各決議事項に係る特別の利害関係については、下記のとおりです。

決議事項	特別の利害関係 の有無
第一号議案 平成〇会計年度事業報告並びに計算書類等の承認の件	有 ・ 無
第二号議案 定時評議員会の招集の件	有 ・ 無

ご氏名_____

2. 決算理事会（定時評議員会前）シナリオ（例）

1. 開 会

事務局

「本日はお忙しい中、〇〇福社会の理事会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。
本日の理事会の進行を務めます、事務局の〇〇です。
まず開会に際しまして、一言〇〇理事長よりご挨拶申し上げます。」

<理事長挨拶>

2. 決議要件の確認

事務局

「ありがとうございました。
ここで、本日の理事会の決議要件を確認します。
理事総数〇名のうち、本日は、〇名の理事にご出席いただいております。したがって、本会定款第〇条の「理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」という理事会の決議要件を満たしていますことを確認し、報告いたします。」

3. 議長の選出

事務局

「次に、本日の理事会の議長をご選出いただきたく存じます。定款に特段の定めはありませんが、皆様の互選によりご選出いただきたいと存じますが、ご意見、ご提案はございませんか？」

<意見、提案ともになし>

特段のご意見、ご提案がないようですので、僭越ながら事務局からご提案申しあげてよろしいでしょうか？

<異議なし>

それでは、〇〇理事を議長にご選出いただきたいと存じますが、いかがでしょうか？」

<異議なし>

ご異議がないようですので、〇〇理事を議長にご選出いただき、以後の進行は議長にお願いします。」

議長

「理事の〇〇です。では、以降議長として議事を進めていきますので、速やかな議事進行にご協力をお願いいたします。」

4. 決議事項の審議

議長

「まず、決議事項についてご審議願います。

第一号議案 平成○会計年度事業報告並びに計算書類等の承認について、○○理事長（事務局）より議案の説明をお願いします。」

<議案説明>

議長

「ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がございますか。」

<意見、質問があれば、理事長等から回答>

<意見、質問等なし>

「（その他）ご意見、ご質問等がないようですので、第一号議案について、お諮りいたします。第一号議案 平成○会計年度事業報告並びに計算書類等について承認いたすことにご異議ございませんか？」

<異議なし>

「ありがとうございます。第一号議案 平成○会計年度事業報告並びに計算書類等については、全員異議なく、原案通り承認することが決議されました。」

「続いて

第二号議案 定時評議員会の招集について、○○理事長（事務局）より議案の説明をお願いします。」

<議案説明>

議長

「ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がございますか。」

<意見、質問があれば、理事長等から回答>

<意見、質問等なし>

「（その他）ご意見、ご質問等がないようですので、第二号議案について、お諮りいたします。第二号議案 定時評議員会の招集について承認いたすことにご異議ございませんか？」

<異議なし>

「ありがとうございます。第二号議案 定時評議員会の招集については、全員異議なく、原案通り承認することが決議されました。」

5. 報告事項の審議

議長

「続いて報告事項についてご審議願います。理事長及び業務執行理事の職務執行状況について、〇〇理事長並びに業務執行理事である〇〇理事（事務局）より報告をお願いします。」

<職務執行状況報告>

議長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問等はありませんか。」

<意見、質問があれば、理事長等から回答>

<意見、質問等なし>

「（その他）ご意見、ご質問等がないようですので、本件については、本理事会において報告を徴したことを確認いたします。報告事項は以上です。」

6. 閉 会

議長

「以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、〇〇福祉会 理事会を閉会いたします。速やかな議事進行にご協力いただきましたことに感謝申し上げ、議長の任を降ろさせていただきます。ありがとうございました。」

事務局

「〇〇理事には議長をおつとめいただき、ありがとうございました。また、理事の皆様におかれましては、ご審議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、理事会を終了いたします。大変お疲れ様でした。」

3. 決算理事会（定時評議員会前）議事録（例）

社会福祉法人〇〇福祉会 平成〇年度第〇回理事会 議事録

1. 開催日時

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前（午後）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

2. 開催場所

社会福祉法人〇〇福祉会 〇〇施設〇〇会議室

3. 出席者氏名

（1）理事：〇〇〇〇、〇〇〇〇、……

（理事総数〇名のうち出席理事数〇名）

（欠席理事 〇〇〇〇、……）

（2）監事：〇〇〇〇、〇〇〇〇、……

（3）その他の出席者：〇〇〇〇、〇〇〇〇、……

4. 決議に特別の利害関係を有する理事

該当者なし

5. 議題

（1）決議事項

第一号議案 平成〇会計年度事業報告並びに計算書類等の承認の件

第二号議案 定時評議員会の招集の件

（2）報告事項

理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

6. 議事の経過の要領及びその結果

（1）開会並びに決議要件の報告

◇開会にあたり〇〇理事長が挨拶した後、事務局より決議に必要な出席状況となっている旨の報告があった。

（2）議長の選出

◇議長の選出について、事務局から推薦する旨を諮ったところ異議なく、事務局は●●理事を推薦し、議長に選出された。

（3）決議事項の審議経過及びその結果

①第一号議案 平成〇会計年度事業報告並びに計算書類等の承認の件

◇●●理事長より別紙の議案書に基づき、説明がなされた。

◇平成〇会計年度事業報告並びに計算書類等について、議長が諮るも意見、質疑ともになく、全理事が賛成し、第一号議案は原案通り承認する旨、決議された。

②第二号議案 定時評議員会の招集の件

◇●●理事長より別紙の議案書に基づき、説明がなされた。

◇定時評議員会の招集について、議長が諮るも意見、質疑ともになく、全理事が賛成し、第二号議案は原案通り決議された。

(4) 報告事項の審議経過及びその結果

①理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

◇理事長及び〇〇業務執行理事より別紙の資料に基づき報告された。

◇理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について、議長が諮るも意見、質疑ともになく、本理事会において報告を徴したことが確認された。

(5) 閉会

◇議長は、全ての議事が終了した旨を宣し、理事会を閉会した。

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名又は記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

理事長 _____ 印

監 事 _____ 印

監 事 _____ 印

<ポイント>

- ★ 議事録署名人は、定款において「出席した理事長及び監事」と定めているケースを想定しています。
定款において、議事録署名人について特段の規定を設けていない場合（定款に定めていても理事長が欠席した場合）は、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要となります。
- ★ 所轄庁によっては、議事の経過について、要点筆記ではなく、具体的に時系列で発言内容の詳細を記載する例を示しているケースもあります。

4. 定時評議員会招集通知（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

評議員 各位

社会福祉法人 〇〇福祉会
理事長 〇〇 〇〇

定時評議員会開催のお知らせ

平素は当法人の運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、定時評議員会を下記により開催したく存じますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、社会福祉法第45条の9第8項の規定により、決議事項に特別の利害関係を有する評議員は、決議に加わることができないこととされております。該当する議案がございましたら、事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

記

開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前（後）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

開催場所 社会福祉法人 〇〇福祉会 〇〇施設〇〇会議室

目的事項 （1）報告

平成〇会計年度事業報告の件

（2）議案

第一号議案 平成〇会計年度計算書類等の承認の件

〔議案の概要〕別添 決算報告書の通り

（事務局連絡先）

社会福祉法人〇〇会 （担当 〇〇）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所

TEL

FAX

(返信先)

〇〇福祉会 担当:〇〇行 FAX. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail:〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇

定時評議員会 出欠確認票

※該当箇所を○でお囲みください

社会福祉法人〇〇福祉会 理事長 殿

定時評議員会に（ 出席 ・ 欠席 ）します。

※ご欠席の場合は欠席理由をご記入ください。

議案に係る特別の利害関係については、下記のとおりです。

議 案	特別の利害関係 の有無
第一号議案 平成〇会計年度計算書類等の承認の件	有 ・ 無

ご氏名_____

5. 定時評議員会シナリオ（例）

1. 開 会

事務局

「本日はお忙しい中、〇〇福社会の定時評議員会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日の評議員会の進行を務めます、事務局の〇〇です。

まず開会に際しまして、一言〇〇理事長よりご挨拶申し上げます。」

<理事長挨拶>

2. 決議要件の確認

事務局

「ありがとうございました。

ここで、本日の評議員会の決議要件を確認します。

評議員総数〇名のうち、本日は、〇名の評議員にご出席いただいております。したがって、本会定款第〇条〇項の「評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う」という評議員会の決議要件を満たしていますことを確認し、報告いたします。」

3. 議長の選出

事務局

「次に、本日の定時評議員会の議長をご選出いただきたく存じます。定款に特段の定めはありませんが、皆様の互選によりご選出いただきたいと存じますが、ご意見、ご提案はございませんか？

<意見、提案ともになし>

特段のご意見、ご提案がないようですので、僭越ながら事務局からご提案申しあげてよろしいでしょうか？

<異議なし>

それでは、〇〇評議員を議長にご選出いただきたいと存じますが、いかがでしょうか？」

<異議なし>

ご異議がないようですので、〇〇評議員を議長にご選出いただき、以後の進行は議長にお願いします。」

議長

「評議員の〇〇です。では、以降議長として議事を進めていきますので、速やかな議事進行にご協力をお願いいたします。」

4. 議事録署名人の選出

議長

「まず議事に入ります前に、議事録署名人を選出したいと存じます。

本会定款第〇条〇項により、「議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する」となっています。議長より議事録署名人を推薦いたします。今回は〇〇評議員と〇〇評議員を議事録署名人としてご選出いただきたいと存じますが、いかがでしょうか？」

<異議なし>

議長

「ご異議がないようですので、〇〇評議員と〇〇評議員が議事録署名人として選出されました。それでは議事に入ります。」

5. 報告事項の審議

議長

「まず、報告事項についてご審議願います。平成〇会計年度事業報告について、〇〇理事長（事務局）より報告をお願いします。」

<事業報告>

議長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問等はありませんか。」

<意見、質問があれば、理事長等から回答>

<意見、質問等なし>

「（その他）ご意見、ご質問等がないようですので、本件については、本評議員会において報告を徴したことを確認いたします。報告事項は以上です。」

6. 決議事項の審議

議長

「続いて決議事項の審議に移ります。

第一号議案 平成〇会計年度計算書類等の承認について、〇〇理事長（事務局）より議案の説明をお願いします。」

<議案説明>

議長

「ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。」

<意見、質問があれば、理事長等から回答>

<意見、質問等なし>

「（その他）ご意見、ご質問等がないようですので、第一号議案について、お諮りいたします。第一号議案 平成〇会計年度計算書類等について承認いたすことにご異議ございませんか？」
＜異議なし＞

「ありがとうございます。第一号議案 平成〇会計年度計算書類等については、全員異議なく、理事会提案通り承認されました。」

7. 閉 会

議長

「以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、〇〇福祉会 定時評議員会を閉会いたします。速やかな議事進行にご協力いただきましたことに感謝申し上げ、議長の任を降ろさせていただきます。ありがとうございました。」

事務局

「〇〇評議員には議長をおつとめいただき、ありがとうございました。また、評議員の皆様におかれましては、ご審議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、定時評議員会を終了いたします。大変お疲れ様でした。」

6. 定時評議員会議事録（例）

社会福祉法人〇〇福祉会 定時評議員会 議事録

1. 開催日時

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前（午後）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

2. 開催場所

社会福祉法人〇〇福祉会 〇〇施設〇〇会議室

3. 出席者氏名

（1）評議員：〇〇〇〇、〇〇〇〇、……

（評議員総数〇名のうち出席評議員数〇名）

（欠席評議員 〇〇〇〇、……）

（2）理事等：理事長 〇〇〇〇、〇〇〇〇、……

（3）その他の出席者：〇〇〇〇、〇〇〇〇、……

4. 決議に特別の利害関係を有する評議員

該当者なし

5. 議題

（1）報告事項

平成〇年度事業報告について

（2）決議事項

第一号議案 平成〇会計年度計算書類等の承認の件

6. 議事の経過の要領及びその結果

（1）開会並びに決議要件の報告

◇開会にあたり〇〇理事長が挨拶した後、事務局より決議に必要な出席状況となっている旨の報告があった。

（2）議長の選出

◇事務局より議長の選出について諮るも意見、提案ともになく、事務局から提案する旨を諮り、異議なく、〇〇評議員を議長に選出し、議事に入った。

（3）議事録署名人の選出

◇議長は、議事録署名人として〇〇評議員並びに〇〇評議員を推薦する旨を諮るも異議なく、両評議員が議事録署名人に選出された。

（4）報告事項の審議経過並びにその結果

①平成〇年度事業報告について

◇〇〇理事長が平成〇年度事業報告書に基づき報告し、議長が諮るも意見、質疑ともになく、本件

について、本評議員会において報告を徴したことが確認された。

(5) 議案の審議経過並びにその結果

①第一号議案 平成○会計年度計算書類等の承認の件

◇○○理事長より別紙の議案書並びに決算書に基づき説明がなされ、議長が諮るも、全員異議なく、第一号議案は原案通り承認された。

(6) 閉会

◇議長は、全ての議事が終了した旨を宣し、定時評議員会を閉会した。

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名又は記名押印する。

平成○○年○○月○○日

議 長 _____ 印

評議員 _____ 印

評議員 _____ 印

<ポイント>

★ 所轄庁によっては、議事の経過について、要点筆記ではなく、具体的に時系列で発言内容の詳細を記載する例を示しているケースもあります。

7. 評議員選任・解任委員会招集通知（例）

平成●年●月●日

評議員選任・解任委員 各位

社会福祉法人 ●●福祉会
理事長 ●●●●

評議員選任・解任委員会開催のお知らせ（案）

平素は当法人の運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により評議員選任・解任委員会を開催したく存じますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

記

開催日時 平成 ●年 ●月 ●日（●）午前（後）●時～●時

開催場所 社会福祉法人 ●●福祉会 ●●施設●●会議室

議 案 理事会が推薦する●名の評議員候補者の選任の件

8. 評議員選任・解任委員会 シナリオ（例）

1. 開会並びに決議要件の確認

事務局

「本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、社会福祉法人〇〇福祉会評議員選任・解任委員会を開催いたします。

本日の委員会は本会評議員選任・解任委員会運営規程第●条の「委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。」という規定を満たし、決議可能な状態であることを報告します。」

2. 議長の選出

事務局

「続きまして、議長をご選出いただきたく存じます。

本会運営規程第●条において、「委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。」と規定されておりますが、事務局より提案させていただいてよろしいでしょうか。」

（異議なし）

「ありがとうございます。それでは、●●委員を議長に選出いただきたくお諮りいたしますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

「ありがとうございます。全員のご賛同をいただきましたので、●●委員が議長に選出されました。以降の進行は●●議長にお願いします。」

議 長

「議長に選出されました●●でございます。以降、議長として議事を進めさせていただきますので、皆様には速やかな議事進行にご協力をお願いいたします。」

3. 評議員候補者に関する審議

議 長

「早速議事に入ります。運営規程第●条に基づき、理事会からの評議員候補者の経歴、推薦理由、当法人及び役員等との関係等、必要な説明をお願いします。」

理事長（事務局）

「それでは、評議員候補者推薦書をご覧ください。～推薦理由説明～

以上が評議員候補者の推薦理由です。よろしくご審議のほどお願いいたします。」

議 長

「ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございませんか。」
(意見・質疑ともになし)

4. 評議員選任に関する決議

議 長

「特段のご意見、ご質問がございませんので、評議員選任に関する決議に入ります。
はじめに、決議の方法についてお諮りいたします。委員の皆様のご賛同が得られれば、理事会から推薦された●名の評議員候補者について一括決議としたいと存じますが、いかがでしょうか。」
(異議なし)

「ありがとうございます。全委員の賛同が得られましたので、理事会から推薦された●名の評議員候補者について、評議員に選任する件をお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。」
(挙手の確認)

「ありがとうございます。委員全員の賛成で、理事会推薦の●名の評議員候補者全員が評議員に選任されました。なお、評議員の任期は平成●年●月●日から平成●会計年度に関する定時評議員会終結の時までとなります。」

5. 閉 会

議 長

「以上で議事は終了しましたので、議長の任を降ろさせていただきます。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。」

事務局

「●●委員には議長をおつとめいただき、ありがとうございました。委員の皆様には、ご審議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、〇〇福祉会評議員選任・解任委員会を終了します。大変お疲れ様でした。」

9. 評議員選任・解任委員会議事録（例）

社会福祉法人●●福祉会 評議員選任・解任委員会 議事録

1. 日 時

平成●年●月●日 午前（午後）●●時●●分～●●時●●分

2. 場 所

社会福祉法人●●福祉会●●施設●●会議室（●●県●●市●●町●●丁目●番●●号）

3. 出席委員

外部委員：●●●● 監事委員：●●●● 職員委員：●●●●

欠席委員：●●●●

4. 出席理事等

理事長 ●●●●

5. 審議事項

理事会推薦の●名の評議員候補者の選任

6. 審議等の顛末

（1）開会並びに決議要件の確認

◇事務局より委員会の開会を宣し、決議に必要な出席状況となっている旨の報告があった。

（2）議長の選出

◇委員の互選により●●委員が議長に選出された。

（3）審議事項の経過とその結果

◇議長の指示により、●●理事長から、平成●年●月●日開催の理事会で決議された評議員候補者名簿（資料●）に基づき、以下の●名の評議員候補者に関して、職業、経歴、法人及び役員等との関係、推薦理由について説明された。

① ●● ●● 氏（社会福祉法人◇◇福祉会理事）

② ●● ●● 氏（民生委員・児童委員）

・ ・ ・
・ ・ ・
・ ・ ・
・ ・ ・
・ ・ ・

◇説明内容について、議長が諮るも意見、質疑ともになかった。

◇議長は、評議員の選任にかかる決議に際し、決議の方法について、理事会から推薦された●名の評議員候補者について一括決議とする旨を諮り、異議なく全委員が賛同した。

◇続いて議長は、理事会から推薦された●名の評議員候補者を評議員に選任する件を諮り、全委員が賛成し、理事会推薦の●名の評議員候補者全員が評議員に選任された。あわせて議長は、選任された評議員の任期は、平成●年●月●日から平成●会計年度に関する定時評議員会終結の時までとなることを確認した。

(閉 会)

◇議長は、以上で議事が終了した旨を宣し、委員会を閉会した。

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名又は記名押印する。

平成 年 月 日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

以上の通り評議員が選任されたことを確認するため記名押印する。

平成 年 月 日

社会福祉法人 ●●福祉会 理事長 ●●●● 印

※ 無断複製・転載禁止

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会

社会福祉法改正ハンドブック

平成 29 年度社会福祉法改正関連資料集

平成 30 年 3 月 31 日

事務局 社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部内
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928 E-mail keieikyo@shakyo.or.jp
